

環境影響評価制度の現況及び課題について  
(補足説明資料)

平成20年6月

環 境 省

## 目 次

1	施行実績	1
	(1) 国の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移	1
	(2) 地方の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移	2
2	地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況及び制度概要	3
3	主要諸国における環境影響評価制度の概要	4
	(1) 概要	4
	(2) 手続きのフロー図	11
4	対象事業	17
	(1) 条例の対象事業及び規模要件	17
	(2) 主要諸国の対象事業	49
5	主要諸国におけるスクリーニング制度の概要	52
6	スコーピング	55
	(1) アセス法対象事業における方法書への知事意見の提出状況及びその内容	55
	(2) 方法書知事・経産大臣意見への事業者の対応状況	59
	(3) 都道府県知事意見形成における、関係市町村長意見の取扱	60
	(4) アセス法及び条例アセスにおいて予測・評価の対象とされている環境要素	63
	(5) 平成17年の基本的事項見直しの概要	65
	(6) 主要諸国の制度におけるスコーピングの概要	66
	(7) 主要諸国における環境影響評価における環境要素	68
7	アセス法対象事業における準備書知事意見の提出状況及びその内容	69
8	アセス法対象事業における評価書環境大臣意見の提出状況及びその内容	74
9	アセスメントにおける情報交流	78
	(1) アセス法対象事業における方法書への住民等意見の提出状況及びその内容	78
	(2) アセス法対象事業における準備書への住民等意見の提出状況及びその内容	78
	(3) 地方公共団体における方法書、準備書等の電子縦覧、意見書の電子申請の実施状況	79
10	公共事業関係費の推移	82
11	交付金	83
参考	アセス法に基づく手続完了案件一覧	84

1 施行実績

(1) 国の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移

平成20年3月末現在

国の制度:閣議決定要綱	年 度																											合計									
	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13		H14	H15	H16	H17	H18	H19			
	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001		2002	2003	2004	2005	2006	2007			
道路												1	10	20	16	44	51	*16	8	22	9	59	19	17	16										308		
河川工事												1	0	0	3	2	0	1	5	0	2	0	0	0	1										15		
飛行場													1		2	1	1		1	5	2	1	1	2											17		
廃棄物最終処分場(陸域)												1	1	1			1	1	1	1	1														8		
埋立												1	3	2		4	1	3	2	7	4	3														30	
土地区画整理													1	3	1	5	2	*10	6	8	7	5	8	5	5											66	
新住宅市街地開発													1					1	1				1	1												5	
工業団地																		*1																		1	
流通業務団地																		*1																		1	
住宅・都市整備公団																																					0
地域振興整備公団																																					0
計												4	17	26	22	56	*57	*30	23	44	25	68	29	24	23										448		

平成20年3月末現在

国の制度:環境影響評価法	年 度																											合計							
	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13		H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001		2002	2003	2004	2005	2006	2007	
道路																									8	8	5	1		7	6	5	5		45
河川工事																											1		1	1		1			4
鉄道・軌道																									1	1	6				2				10
飛行場																										*1	1	1		1	2	*1			7
発電所																									3	10	3	2	2	1	2	6	2		31
廃棄物最終処分場																									*1		1			*1		1			3
埋立																									*1	*2	1			*1	*2	1			7
面整備																									1	6	1		4					2	14
計																									14	27	17	6	6	10	14	13	12		119

(注1) 評価書縦覧終了時点での集計。

(注2) \* : 2つの事業が併合して実施されたもの。合計では1件とした。

(2) 地方の制度に基づく環境影響評価の実施件数推移

平成19年3月末現在

地方の制度:要綱	年 度																												合計						
	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14		H15	H16	H17	H18		
	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002		2003	2004	2005	2006		
道路			1		2	1	3	2	3	3	1	3	3	2	4	4	2	4	3	2	3	7	5	7	9		1							75	
河川工事						3	1	1		1							3	2	1			1	2											15	
鉄道・軌道						2	1	3	2	2	2	3	1	2	1	2	2	3	3	4	4		4	8	2									51	
飛行場						1	1	1					2	1	1		1		2		1	3	1	1	1								17		
埋立・干拓							3	4			3	7	4	4	2	3	3	5	4	2	1	5	3	8	3		1							65	
廃棄物処理施設				2	1	1	2	1	3	2	6	5	2		4	5	7	6	3	6	9	12	6	9	8	2	1							103	
各種土地造成	5	6	7	5	7	2	6	7	9	6	22	14	12	7	8	12	18	13	21	16	22	18	14	13	9	3				1			283		
発電所・電気工作物							1			2		1		1	1		3	2		1	2	2	4	4	2								26		
レクリエーション施設		2	1		1	3	2	3	3	6	20	22	29	22	50	39	72	75	80	42	38	18	15	12	5	1	4							565	
工場・事業場							2		1				1		1	2	2	1	2	2	4	4	3	3										28	
港湾施設・港湾計画						2	5	3	4	4	1	1	2	3	3		5	3	1	2	5	6	5	2	1									58	
下水道終末処理施設				1		1	1	3			1	2	2	2	1		1		2	4	1	4	1	2	1									30	
土石・鉱物採取											1	1			1	1				1			1		1									7	
その他の施設					1		1				2		1	4		2	2	2	7	2	4	4	3	3	1										39
計	5	8	9	8	12	16	29	28	25	26	59	61	58	48	76	70	121	116	129	84	94	84	67	72	43	6	7	0	0	1	0	0	1,362		

平成19年3月末現在

地方の制度:条例	年 度																												合計				
	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14		H15	H16	H17	H18
	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002		2003	2004	2005	2006
道路	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	4	3	1	4	0	6	1	5	2	4	1	7	2	5	4	6	2	7	0	3	4	2	77
河川工事	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	10
鉄道・軌道	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	1	2	2	4	4	4	4	2	2	2	1	2	3	2	6	5	0	1	4	1	59
飛行場	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	0	14
埋立・干拓	0	0	0	0	2	0	0	1	2	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	2	0	0	0	2	0	0	1	1	1	1	1	0	19
廃棄物処理施設	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	2	1	5	2	3	1	2	2	7	15	10	14	7	13	14	10	114
各種土地造成	0	0	0	0	3	3	3	4	1	5	5	7	7	7	4	3	3	3	8	4	0	2	7	4	9	14	9	5	8	8	5	10	151
発電所・電気工作物	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	1	0	1	3	2	1	1	17
レクリエーション施設	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	2	0	1	2	0	0	2	2	3	1	3	2	1	2	1	26
工場・事業場	0	0	0	0	2	1	4	1	1	0	1	2	0	1	0	2	3	2	4	1	2	1	1	1	2	2	8	5	4	6	4	3	64
港湾施設・港湾計画	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
下水道終末処理施設	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	2	8
土石・鉱物採取	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	1	0	1	5	0	1	0	1	0	0	0	14
その他の施設	0	0	0	5	1	3	7	3	9	7	9	4	4	5	1	7	11	7	9	9	4	7	7	8	13	15	7	8	17	13	21	12	233
計	0	0	0	5	8	12	16	16	20	17	25	20	19	22	8	28	27	24	37	26	16	21	22	28	46	60	46	50	45	49	58	43	814

(注) 評価書公告(公示)日、又は首長への評価書提出日での集計。

2 地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況及び制度概要

地方制度規定概要一覧

平成 19 年 12 月末現在

地方制度規定概要一覧

平成 19 年 12 月末現在

地方公共団体名	名称	公布年月日	施行年月日	簡易手続	地域要件	複合影響 複合事業		スクリーニング	事業概要等の公表	スコアリング	方法書説明会	方法書住民等意見への見解	項目等選定結果の報告	準備書説明会	隣接地方公共団体等協議	同等市町村条例に関する適用除外	公聴会	審査会	インターネットによる図書の公開	事後調査	特 都市計画	例 港湾計画
						複合影響 複合事業	その他複合事業															
北海道	北海道環境影響評価条例	H 10.10.26	H 11. 6.12	○	○ <sup>注1</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青森県	青森県環境影響評価条例	H 11.12.24	H 12. 6.23	○	○ <sup>注2</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	岩手県環境影響評価条例	H 10. 7.15	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	宮城県環境影響評価条例	H 10. 3.26	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	秋田県環境影響評価条例	H 12. 7.21	H 13. 1. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	山形県環境影響評価条例	H 11. 7.23	H 12. 4. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	福島県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	茨城県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	栃木県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	群馬県環境影響評価条例	H 11. 3.15	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	埼玉県環境影響評価条例	H 10.12.25	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	千葉県環境影響評価条例	H 10. 6.19	H 11. 6.12	○	○	○	○	△ <sup>注3</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	東京都環境影響評価条例	H 14. 7. 3	H 15. 1. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	神奈川県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	新潟県環境影響評価条例	H 11.10.22	H 12. 4.22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	富山県環境影響評価条例	H 11. 6.28	H 11.12.27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H 16. 3.23	H 16. 4. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	福井県環境影響評価条例	H 11. 3.16	H 11. 6.12	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	山梨県環境影響評価条例	H 10. 3.27	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野県	長野県環境影響評価条例	H 10. 3.30	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	岐阜県環境影響評価条例	H 11. 3.16	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	静岡県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	愛知県環境影響評価条例	H 10.12.18	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	三重県環境影響評価条例	H 10.12.24	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	滋賀県環境影響評価条例	H 10.12.24	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	京都府環境影響評価条例	H 10.10.16	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	大阪府環境影響評価条例	H 10. 3.27	H 11. 6.12	○	○	○	△ <sup>注5</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	環境影響評価に関する条例	H 9. 3.27	H 10. 1.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	奈良県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11.12.21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	和歌山県環境影響評価条例	H 12. 3.27	H 12. 7. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	鳥取県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	島根県環境影響評価条例	H 11.10. 1	H 12. 4. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

地方公共団体名	名称	公布年月日	施行年月日	簡易手続	地域要件	複合影響 複合事業		スクリーニング	事業概要等の公表	スコアリング	方法書説明会	方法書住民等意見への見解	項目等選定結果の報告	準備書説明会	隣接地方公共団体等協議	同等市町村条例に関する適用除外	公聴会	審査会	インターネットによる図書の公開	事後調査	特 都市計画	例 港湾計画
						複合影響 複合事業	その他複合事業															
岡山県	岡山県環境影響評価等に関する条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	広島県環境影響評価に関する条例	H 10.10. 6	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	山口県環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	徳島県環境影響評価条例	H 12. 3.28	H 13. 3.27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香川県	香川県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	愛媛県環境影響評価条例	H 11. 3.19	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県	高知県環境影響評価条例	H 11. 3.26	H 11.10. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	福岡県環境影響評価条例	H 10.12.24	H 11.12.23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	佐賀県環境影響評価条例	H 11. 7. 5	H 12. 8. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	長崎県環境影響評価条例	H 11.10.19	H 12. 4.18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	熊本県環境影響評価条例	H 12. 6.21	H 13. 4. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	大分県環境影響評価条例	H 11. 3.16	H 11. 9.15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	宮崎県環境影響評価条例	H 12. 3.29	H 12.10. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	鹿児島県環境影響評価条例	H 12. 3.28	H 12.10. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	沖縄県環境影響評価条例	H 12.12.27	H 13.11. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌市	札幌市環境影響評価条例	H 11.12.14	H 12.10. 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仙台市	仙台市環境影響評価条例	H 10.12.16	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市	さいたま市環境影響評価条例	H 15. 3.14	H 17. 4. 1	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉市	千葉市環境影響評価条例	H 10. 9.24	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横浜市	横浜市環境影響評価条例	H 10.10. 5	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例	H 11.12.24	H 12.12. 1	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋市	名古屋市環境影響評価条例	H 10.12.22	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都市	京都市環境影響評価等に関する条例	H 10.12.21	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪市	大阪市環境影響評価条例	H 10. 4. 1	H 11. 6.12	○	○	○	△ <sup>注5</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
堺市	堺市環境影響評価条例	H 18.12.22	H 20. 4. 1	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神戸市	神戸市環境影響評価等に関する条例	H 9.10. 1	H 10. 1.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島市	広島市環境影響評価条例	H 11. 3.31	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北九州市	北九州市環境影響評価条例	H 10. 3.27	H 11. 6.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡市	福岡市環境影響評価条例	H 10. 3.30	H 12. 3.29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

〔凡例〕 ○：規定有り。 ○：規定無し。 △：「指導できる」など条件付規定有。  
 （方法書住民等意見への見解、項目等選定結果の報告、公聴会、審査会、事後調査）  
 ◎：規定が有り法対象事業にも適用。 ◇：規定は有りが法対象事業には不適用。  
 ◆：条例対象事業については義務付け。法対象事業については条件付規定有。  
 注1) 経過措置として地域要件有。 注2) レクリエーション施設等の複合事業を対象。  
 注3) 関連事業についてのみ、スクリーニング手続規定有。 注4) 「見解を求めることができる」規定。  
 注5) 関連事業の複合影響について技術指針で規定。 注6) 「見解を述べることができる」規定。

### 3 主要諸国における環境影響評価制度の概要

#### (1) 概要

(1/7)

	日本	アメリカ	カナダ	EU	イギリス
根拠法令 (制定年)	・ 環境影響評価法 (1997)	・ 国家環境政策法 (NEPA) (1969)	・ カナダ環境影響評価法 (1992)	・ EC 指令 (85/337/EEC) (1985)	・ 都市・農村計画 (環境影響評価) 規則 (1988)
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの事業のうち、規模が大きく環境に影響を及ぼすおそれがある事業であって、以下の条件に該当する事業。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 国の許認可が必要な事業</li> <li>一 国の補助金が交付される事業</li> <li>一 独立行政法人が行う事業</li> <li>一 国が行う事業</li> </ul> </li> </ul> <p>具体的には、以下が挙げられている。</p> <p>道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、宅地の造成事業の 13 事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦政府機関の行為 (連邦政府機関によって資金の供与、実施、承認等されたプロジェクト等) で、省庁毎に作成された類型除外リストに該当しないものが環境影響評価の対象となる。類型除外リストに該当する場合は環境影響評価が不要となる (詳細な環境影響評価 (EIS) も、EIS の必要の有無を判断する簡易アセスメント (EA) も、ともに不要)。</li> <li>類型除外リストのほかに、通常直接 EIS を作成する事業や、通常 EA のみを作成する事業がリスト化されている省庁もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦政府が関与する、建造物に関係する事業及び建造物に関係しない物理的行為で対象リスト規則に掲げられているものが環境影響評価の対象となる。なお、除外リスト規則に掲げられている事業は環境影響評価が免除される。</li> <li>環境影響評価の対象と判断された事業のうち、包括的調査リスト規則に規定される事業については包括的調査 (詳細な環境影響評価) を行い、それ以外の事業はスクリーニング式環境影響評価 (簡易アセスメント) の対象となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず環境影響評価の対象とする 22 事業と、加盟国が、事業毎に、または加盟国が予め設定した範囲や基準によって、環境影響評価の対象とするかどうかを決定するその他の 13 事業が規定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず環境影響評価の対象とする 20 事業と、条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定するその他の 13 事業が規定されている。</li> </ul>
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピングに基づき評価項目と予測及び評価の手法を設定する。</li> <li>なお、項目の設定に当たっては、環境省から提示された参考項目を勘案の上、地域特性を考慮して設定する。</li> <li>また、予測、評価手法は工事中及び供用時それぞれの環境負荷を把握するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。</li> <li>なお、評価項目のガイドラインが示されている事業種もある (例: 陸上風力発電のスクリーニング式環境影響評価のためのガイドライン)</li> </ul>	<p>環境影響評価書の対象となる環境要素として以下の要素が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間及び動植物相</li> <li>・ 土壌、水、空気、気候、景観</li> <li>・ 有形資産及び文化遺産</li> <li>・ 以上の項目の諸要素間の相互作用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピングに基づき、個別事業ごとに評価項目が決められる。</li> <li>なお、副首相府「環境影響評価：手続きガイド」に、環境影響評価の中で考慮されるべき評価項目のチェックリストが示されており、次の項目が掲げられている (必ずしも全ての項目が全事業に適用されるわけではない)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人、建築物及び人工物への影響</li> <li>➢ 植物、動物、地質への影響</li> <li>➢ 土地への影響</li> <li>➢ 水への影響</li> <li>➢ 大気及び気候への影響</li> <li>➢ その事業に関連するその他の直接的及び間接的影響</li> </ul> </li> </ul>
実施主体	事業実施主体	主導連邦政府機関	主務省庁	事業者	事業者

	日本	アメリカ	カナダ	EU	イギリス
手続きのフロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種事業はアセスを行うが、第二種事業については、規模等に応じて許認可権者がアセスの必要性を判断する。</li> <li>その後アセスメント方法のスコーピングを実施し、項目、評価手法を決定する。スコーピング実施の際は、地域住民や地方公共団体の意見を聴く。</li> <li>事業者はスコーピングで定めた方法に従い、調査・予測・評価を行う。併せて環境保全措置を検討しその効果を評価する。</li> <li>調査・予測・評価の結果を準備書としてまとめ、都道府県知事、市町村長の意見に行く。併せて公衆（環境保全の見地から意見のある人は誰でも可）から意見を受け付ける。</li> <li>準備書に対する意見を踏まえ、修正を行い評価書をまとめる。評価書は許認可権者と環境大臣に送付する。許認可権者は環境大臣の意見を踏まえ、事業者に意見を述べる。</li> <li>事業者は意見を踏まえ、必要に応じて修正を行い、評価書を確定させ、その旨公告する。</li> </ul>	<p>[簡易アセスで完了する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常直接 EIS を作成するリストに該当しない場合は、まず EA を行い、EIS 作成の必要性を判断する。</li> <li>重大な影響が無い場合は EIS が作成されないことを簡潔に述べた書類 (FONSI) が公表される。</li> </ul> <p>[EIS を作成する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大な影響がある場合は、EIS を作成するプロセスに入る。まず、その旨を記した計画通知 (NOI) が官報に掲載される。</li> <li>スコーピングでは課題の範囲の決定、重要な課題の特定を行う。</li> <li>スコーピングに基づき、主導連邦政府機関はドラフト EIS (DEIS) を作成する。DEIS について、専門機関、公衆の意見を聴取する。</li> <li>主導連邦政府機関は、DEIS に対する意見に基づき修正を行い、最終 EIS (FEIS) を完成する。FEIS を縦覧し、行為を実施するかどうかの意思決定を行い記録を行う。</li> <li>意思決定後のモニタリングを行う (任意)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者から事業説明書の提出を受けた主務省庁が、環境影響評価の形式 (スクリーニング式環境影響評価/包括的調査) を判断する。</li> <li>なお、重大な環境影響が懸念される場合や事業に対する公衆の関心から判断して詳細な調査が必要であると考えられる場合に、環境大臣により任命された調停者または審査委員会による独立型環境影響評価 (調停または審査委員会による審査) が行われる場合もある。</li> </ul> <p>[スクリーニング式環境影響評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>任意のスコーピングを行い、評価項目を策定する。</li> <li>主務省庁はアセスメント庁に対応するクラス・スクリーニング式環境影響評価書の有無を照会する。</li> <li>対応する評価書があれば、そこに考慮されていない項目を調査、評価する。評価書が無い場合は、スコーピングに基づき調査、評価を行う。</li> <li>主務省庁は評価書を審査し、意思決定を行う。</li> </ul> <p>[包括的調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者からの事業説明書が主務省庁に出された後、関連省庁との連携による懸念事項の収集、公衆意見の聴取を行い、主務省庁はスコーピング報告書を作成する。</li> <li>事業者は事業による環境影響について調査評価を行い、報告書案をまとめ、主務省庁に提出する。</li> <li>主務省庁は、アセスメント庁に事前審査を要請するとともに審査を行う。その後、アセスメント庁と環境大臣に提出する。</li> <li>アセスメント庁は公衆意見を含め審査を行い結果を環境大臣に提出する。環境大臣はこれに基づき意思決定の文書を主務大臣に提出する。</li> </ul> <p>[調停と審査委員会による審査]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調停か審査委かは環境大臣が決定する。</li> <li>環境大臣は調停又は審査委に付託する要項を策定する。</li> <li>環境大臣は主務省庁と協議し調停者または審査委員を任命する。</li> <li>調停又は審査委により公開審査が行われる。</li> <li>調停報告書または審査委報告書を主務省庁と環境大臣に提出する。</li> <li>報告内容を考慮し、主務省庁は連邦政府の支援を行うかどうかの意思決定を行う。</li> <li>主務省庁は、公衆への告知、事後調査の実施の決定、適切な緩和措置の実施の保証を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加盟国は、事業者からの事業の提案を踏まえ、当該事業に環境影響評価を実施するか否かを決定する。</li> <li>環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、環境影響評価書 (EIS) の作成へと進む。事業者が要請する場合は、EIS の作成に先立ちスコーピングが行われる場合もある。</li> <li>スコーピングは環境影響評価の内容や範囲を特定するものである。事業者が要請する場合には、所轄官庁が意見を提出する。所轄官庁は意見提出に際して、指定された環境当局及び事業者と協議を行う。</li> <li>「評価項目」で挙げた環境要素について調査し評価を行う。その結果を EIS としてとりまとめる。</li> <li>指定された環境機関は事業者の EIS に対して意見を提出する。所轄官庁は事業者の情報、関係する主体、公衆意見等による情報を承認手続きの中で考慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、当該事業に対する環境影響評価の適用の有無を見極めるに当たり、地方計画庁に意見書を求める (義務ではないが、地方計画庁と協議することが一般的となっている)。</li> <li>地方計画庁は、事業者からスクリーニング意見書の提出要請を受けた後、環境影響評価の適用の有無を事業者に書面で回答する。</li> <li>環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、評価書の作成、追加情報の提供 (評価書の情報が不十分な場合) が実施される。</li> <li>事業者は事業説明書 (特に重要な事業の場合はスコーピング報告書) を作成し、スコーピングの内容について、地方計画庁に見解を聞くことができる。地方計画庁は決定協議機関と協議し、スコーピング意見書を提出する。</li> <li>事業者はスコーピング意見書に従い環境影響評価書の作成を行う。なお、評価書の作成に先立ち、事業者が自主的に評価書案を作成し、法廷協議機関及び公衆の意見を求める場合もある。</li> <li>環境影響評価書は、地方計画庁に提出されたあと、公告縦覧されるとともに、主務大臣へ送付される。</li> <li>地方計画庁は法定協議機関と協議し、公衆意見も考慮し情報が十分かどうかの判断を行う。</li> <li>事業計画申請に対する意思決定を行い、その結果を告知する。</li> </ul>

	日本	アメリカ	カナダ	EU	イギリス
公衆関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スコーピング段階と、準備書段階で意見を表明する機会がある。</li> <li>・ 環境保全の見地から意見がある人は、誰でも意見を提出することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EA の段階（実現可能な範囲で）、FONSI の作成段階（通常 EIS が作成される行為若しくは当該行為に非常に類似の行為の場合など）、スコーピング段階、DEIS の段階、FEIS の段階などで行われる。</li> <li>・ 連邦政府機関は、関心があるかまたは影響を被る可能性のある個人、機関に情報を提供するために公聴会、説明会、関連文書の入手先を一般に公表しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクリーニング式環境影響評価の場合は、公衆関与は任意であるが、主務大臣が適切と判断する場合にはスコーピング段階及び評価書案の段階などで公衆関与が行われる。</li> <li>・ 包括的調査の場合は、スコーピング段階及び包括的調査報告書作成後環境大臣の意思決定がなされるまでの間などで公衆関与が行われる。</li> <li>・ 調停または審査委の場合、調停においては当事者が明らかなため公衆関与はなく、審査委の場合、EIS の方向性を示すガイドライン案作成段階、EIS 作成後の 2 回ある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公衆は告示またはその他の適切な手段、環境に関する意思決定のできるだけ早い段階で以下の情報提供を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－事業承認申請内容、EIA 手続きに従う事実</li> <li>－意思決定者、意見提出のスケジュール</li> <li>－意思決定の案</li> <li>－収集された情報の活用可能性</li> <li>－関連情報が公開される時間、場所、手段、公衆参加の仕組み</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スコーピング段階で公衆関与の規定はないが、公衆、地域共同体、地域アメニティー団体、地域慈善団体、独立的立場の専門家との協議が行われることがある。</li> <li>・ 環境影響評価書が地方計画庁に出された後、意思決定を行うまでの間で、公衆は意見を表明することができる。</li> </ul>
SEA 導入状況	○位置規模段階における上位計画を対象として、ガイドラインが策定された（2007 年）。	○（EIA と同一法（※）による） ※アメリカの国家環境政策法（NEPA）では、政策、法案、プラン、プログラムに適用される環境影響評価をプログラマテック NEPA と称している。	○（政策、計画、プログラムに関する環境アセスメントの閣議指令）	○（SEA 指令）	○（計画及びプログラムの環境影響に関する規則）（イングランド）
出典	「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省，2006）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2004）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2005）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2005）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2005）

	オランダ	フランス	イタリア	ドイツ
根拠法令 (制定年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理法 (1987)</li> <li>環境影響評価令 (1987)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然保護法 (NO. 6-629) 及び環境法典 L122-1 から L122-3 (1976)</li> <li>自然保護法施行令 (No. 77-1141) (1977)</li> <li>公衆手続法 (NO. 83-630) (1983)</li> <li>公衆手続法施行令 (NO. 85-453) (1985)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省設置法 (1986)</li> <li>環境適合性認可規則 (1988)</li> <li>環境影響調査書類作成及び環境適合性判断の形成に関する技術的規則 (1988)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価法 (1990)</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず環境影響評価の対象とする 28 種の活動と、条件によって環境影響評価の対象とどうかを決定する 48 種の活動が規定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の規模にかかわらず必ず環境影響調査 (詳細な環境影響評価) の対象とする 23 事業と、一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とする 34 事業が規定されている。</li> <li>後者については例外規定が設けられており、この例外規定に該当する場合は環境影響調査を必要としないが、別途規定されている環境影響記録 (環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される簡易アセスメント) の対象 13 事業に該当する場合は、事業費の規模にかかわらず環境影響記録の対象となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず環境影響評価の対象とする 39 事業と、環境保護地域で事業を実施する場合に限り環境影響評価の対象とする 8 分野 70 事業が規定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の対象として 19 事業が規定されている。</li> <li>これら 19 事業はさらに、必ず環境影響評価の対象とするものと、スクリーニングによって個別に環境影響評価の必要性を判断するものとの、事業の規模等によってそれぞれ区分されている。</li> </ul>
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>許認可権者は事業者と協議の上、スコーピングガイドラインを提示する。</li> <li>スコーピングガイドラインに基づき、環境影響評価の範囲、評価項目、代替案及び代替案の比較方法が決められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響調査について、動物及び植物、風景及び景観、土壌、水、大気、気候、自然環境、生物学的均衡、財産や文化遺産の保護、近隣の快適さ (騒音、振動、悪臭、光害)、健康・安全・公衆衛生などが含まれると規定されている。</li> <li>なお、個別具体的には、スコーピングに基づき、事業ごとに評価項目が決められるものと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピングを行い定めるが、環境影響評価書には以下の項目を含むこととされる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地質、土質工学、水理学、水文学、地震に関すること</li> <li>専門家の技術的報告</li> <li>平面と高度に関する調査</li> <li>概略の数値計算結果</li> <li>経済的状況 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められるが、下記の内容が検討される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>特に保護されるべき資産</li> <li>環境要素 (大気汚染、騒音、日照、振動等)</li> <li>手法、評価基準、対象とする時間・空間的範囲</li> </ul> </li> </ul>
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者

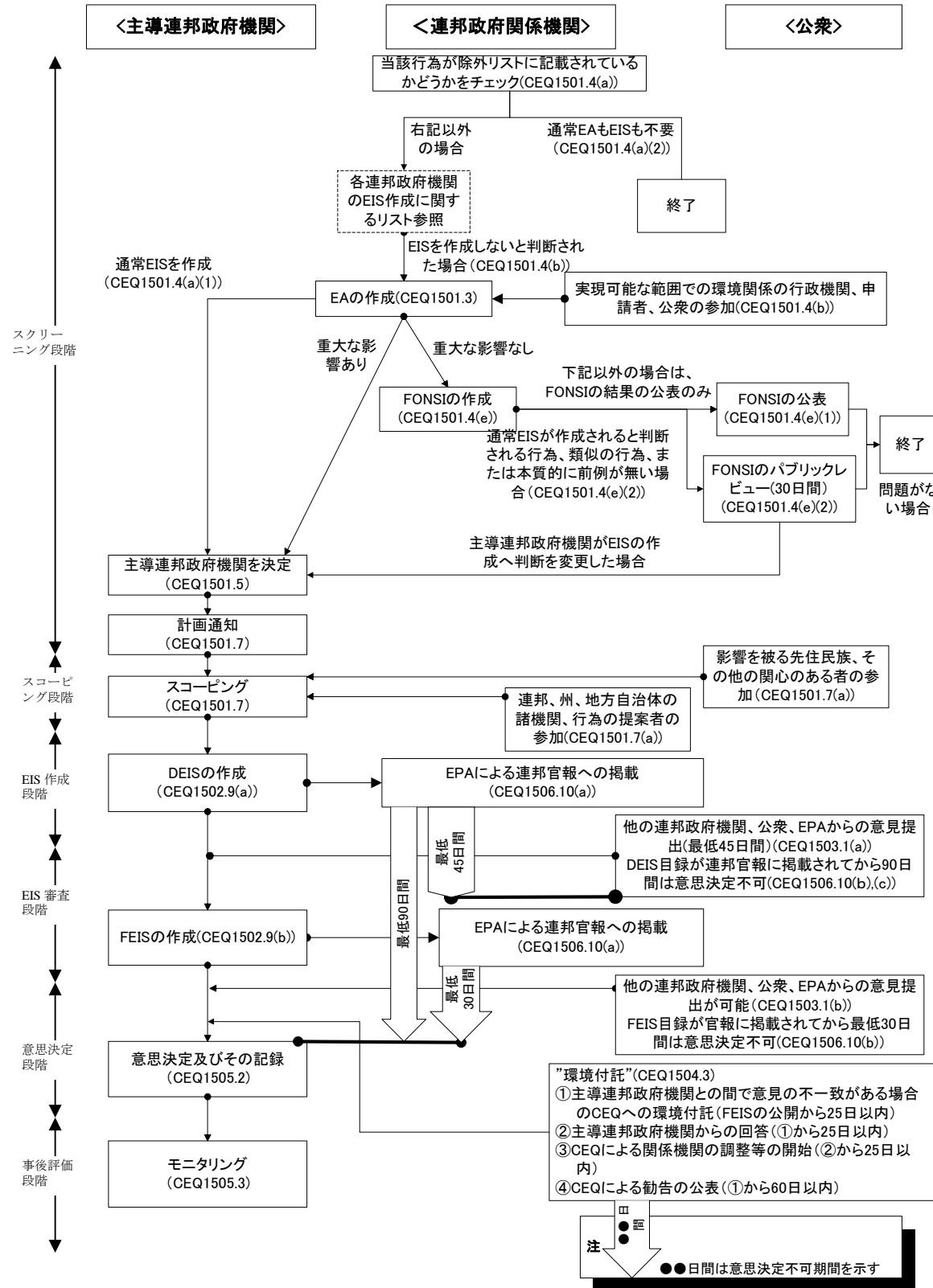
	オランダ	フランス	イタリア	ドイツ
手続きのフロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該活動の許認可権者が、環境影響評価の適用の有無を判断する。</li> <li>環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、評価書の作成、追加情報の提出（評価書の内容が不十分と判断された場合）が実施される。</li> <li>許認可権者は環境影響評価を行うことを通知する。</li> <li>許認可権者は、事業者と協議を行い、スコーピングガイドラインを作成する。</li> <li>事業者はスコーピングガイドラインに従い、調査等を行い、環境影響評価書を作成した上で、許認可権者に提出する。</li> <li>許認可権者は評価書を公表する。公衆、助言機関等のコメントを考慮しながら EIA 委員会が提言書を作成する。許認可権者は EIA 委員会の提言書を公表する。</li> <li>許認可権者は審査を行い、許認可の意思決定を行う。結果は公表される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業が環境影響調査／環境影響記録の対象となるか否かを、事業者が規定に照らして判断する。 [環境影響調査の場合]</li> <li>スコーピングを実施し、配慮すべき課題、調査すべき文献、関係者の関与について検討する。</li> <li>事業者は直接的・間接的、一時的・永続的な環境への影響を分析対象とし、調査を行う。調査結果をとりまとめ、許認可機関へ提出する。</li> <li>許認可機関は環境大臣へ調査結果を送付するとともに、公衆からの意見を聴取する。環境大臣、公衆は意見を許認可機関へ提出する。</li> <li>許認可機関は許認可に関する意思決定を行う。 [環境影響記録の場合]</li> <li>スコーピングは行われぬ。</li> <li>事業による環境影響を調査し、環境影響の可能性、環境配慮の条件が記載される。これらを取りまとめ許認可機関へ提出される。</li> <li>許認可機関は環境大臣へ調査結果を送付するとともに、公衆からの意見を聴取する。環境大臣、公衆は意見を許認可機関へ提出する。</li> <li>許認可機関は許認可に関する意思決定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業が環境影響評価の対象となるか否かを、環境省が、事業者から提出された資料をもとに判断する。</li> <li>スコーピングは、事業者から提出される事業申請資料について、EIA 委員会のメンバーによる審査意見を踏まえ環境省が審査を行う。事業者に調査すべき項目を提示する。</li> <li>事業承認に必要な内容を含む環境影響評価書を作成し環境省に提出する。</li> <li>環境省が審査を行い、その結果を許認可官庁に伝える。許認可官庁は事業の許認可を行い、事業者に通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業が環境影響評価の対象となるか否かを、所管官庁が、事業者から提出された資料をもとに判断する。</li> <li>環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、評価書の作成が実施される。</li> <li>所管官庁は、事業者と関係官庁に呼びかけ、スコーピング会議を開催する。会議の結果、EIA に必要な調査の枠組み、提出される資料について事業者に指示を行う。</li> <li>事業者は、指示に従い調査、評価を行う。</li> <li>評価の結果を環境影響評価書にとりまとめ、所管官庁に提出する。</li> <li>所管官庁は事業により影響を受ける可能性のある官庁に評価書を送付する。</li> <li>その後、公衆協議という手続きに入り、関係官庁、公衆からの意見を聴聞する。許認可官庁は、それらの意見を勘案し、許認可判断の基礎資料となる総括的報告書を作成する。</li> <li>所管官庁は、総括的報告書に基づき事業の環境影響を評価し、関係官庁からの条件等を勘案し許認可を決定する。</li> <li>決定内容は公表される。</li> </ul>
公衆関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピング段階及び評価書の段階で公衆関与が行われ、意見を提出することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響調査／環境影響記録の段階で意見を表明する機会がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピング段階（環境省が必要と判断する場合のみ）、評価書の段階などで公衆関与が行われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーニングの結果、EIA を実施しない場合に広報される。</li> <li>事業者の評価書に対して意見を表明する機会がある。</li> </ul>
SEA 導入状況	○（EIA と同一法による） ※このほか、法案等を対象とする SEA として環境テストが導入されている	○（EIA と同一法による）	SEA に関する法令を策定中（2005 年度調査時点の情報）	○（戦略的環境影響評価導入のための法）
出典	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2004）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2005）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2005）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2005）

	中国	韓国
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>中華人民共和国環境保護法（試行）（1979）</li> <li>建設項目環境保護管理條例（1998）</li> <li>中華人民共和国環境影響評價法（2002）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全法（1977）</li> <li>環境・交通・災害等に関する影響評價法（1999）</li> </ul>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産投資に関する建設事業すべてが何らかの環境影響評価の対象となる。</li> <li>90以上の具体的な建設事業についてそれぞれ、事業規模や立地地域の特徴などによって、環境影響報告書（詳細な環境影響評価）の対象とするもの、環境影響報告表（簡易アセスメント）の対象とするもの、環境影響登記表（さらに簡易なもの）の対象とするものの3分類に区分されている。</li> <li>記載のない事業については、環境保護行政主管部門がどの分類に入れるかを決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の対象事業として、17分野74種の事業が規定されている。</li> </ul>
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気、地表水、地下水、騒音、土壌と生態、住民の健康状況、文化財と貴重景観及び日照、熱、放射線、電磁波、振動などの中から、スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境分野（気象、地形・地質、動植物、海洋環境、水理・水文）、生活環境分野（土地利用、大気質、水質（地表・地下）、土壌、廃棄物、騒音・振動、悪臭、電波障害、日照障害、景観、衛生・公衆保健）、社会・経済環境分野（人口、住居（移住の場合を含む）、産業、公共施設、教育、交通、文化財）の3分野23項目の中から、スコーピングに基づき、個別事例ごとに評価項目が決められる。</li> <li>事業ごとに、重点的に影響評価を行わなければならない評価項目が、別途告示されているが、これは最低限の項目を掲げているだけであり、この告示の評価項目にかかわらず、個別事業ごとにスコーピングによって上記23項目の中から必要な評価項目が決められている。</li> </ul>
実施主体	事業者	事業者

	中国	韓国
手続きのフロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業が環境影響報告書／環境影響報告表／環境影響登記表のいずれに該当するかを、事業者が規定に照らして判断する。</li> </ul> <p>[環境影響報告書を作成する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピング後、環境影響報告書の作成が実施される。</li> <li>報告書は環境保護行政主管部門へ提出され、審査が行われる。</li> <li>審査の結果は事業者に書面で通知される。</li> </ul> <p>[環境影響報告表／環境影響登記表を作成する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告表／登記表いずれの場合も、スコーピングは行われない。</li> <li>その後、報告表／登記表を作成する。これらはいずれも、記入する様式が定められている。</li> <li>報告表／登記表書は環境保護行政主管部門へ提出され、審査が行われる。</li> <li>審査の結果は事業者に書面で通知される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業が環境影響評価の対象となるか否かは、事業者が、規定（環境・交通・災害等に関する影響評価法施行令別表1）に照らして、判断する。ただし、運用上は、主務省庁に問い合わせが行われている。</li> <li>環境影響評価の対象となる場合は、スコーピング、DEIS の作成、FEIS の作成が実施される。</li> <li>スコーピングは、環境省から事業ごとに定められている最低限の項目があるが、事業者は承認機関に対し、当該事業に適用されるこれ以外の項目を定めるよう要請する。</li> <li>要請を受けた承認機関は評価項目と範囲を決定し事業者に通知する。</li> <li>事業者は指定された項目について調査を行い、環境影響評価書案（DEIS）を作成する。</li> <li>住民への説明会、関係行政機関からの意見聴取を行い、それらの意見を踏まえ、環境影響評価書（FEIS）を作成する。</li> <li>FEIS を受け取った承認機関は、環境省に協議を要請する。環境省は専門的な意見の聴取のために専門家からの意見を聴取する。環境省は協議結果を承認機関と意見を聴取した専門家に通知する。</li> <li>協議結果をもとに事業者は事業計画を修正して承認機関が承認を行う。</li> </ul>
公衆関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響報告書の作成段階などで公衆関与が行われる。</li> <li>環境影響報告表／環境影響登記表の場合は、公衆関与は行われない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スコーピング段階、DEIS の段階で公衆関与が行われる。</li> </ul>
SEA 導入状況	○（EIA と同一法による）	○（環境政策基本法）
出典	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2005）	諸外国の環境影響評価制度調査報告書（環境省，2004）

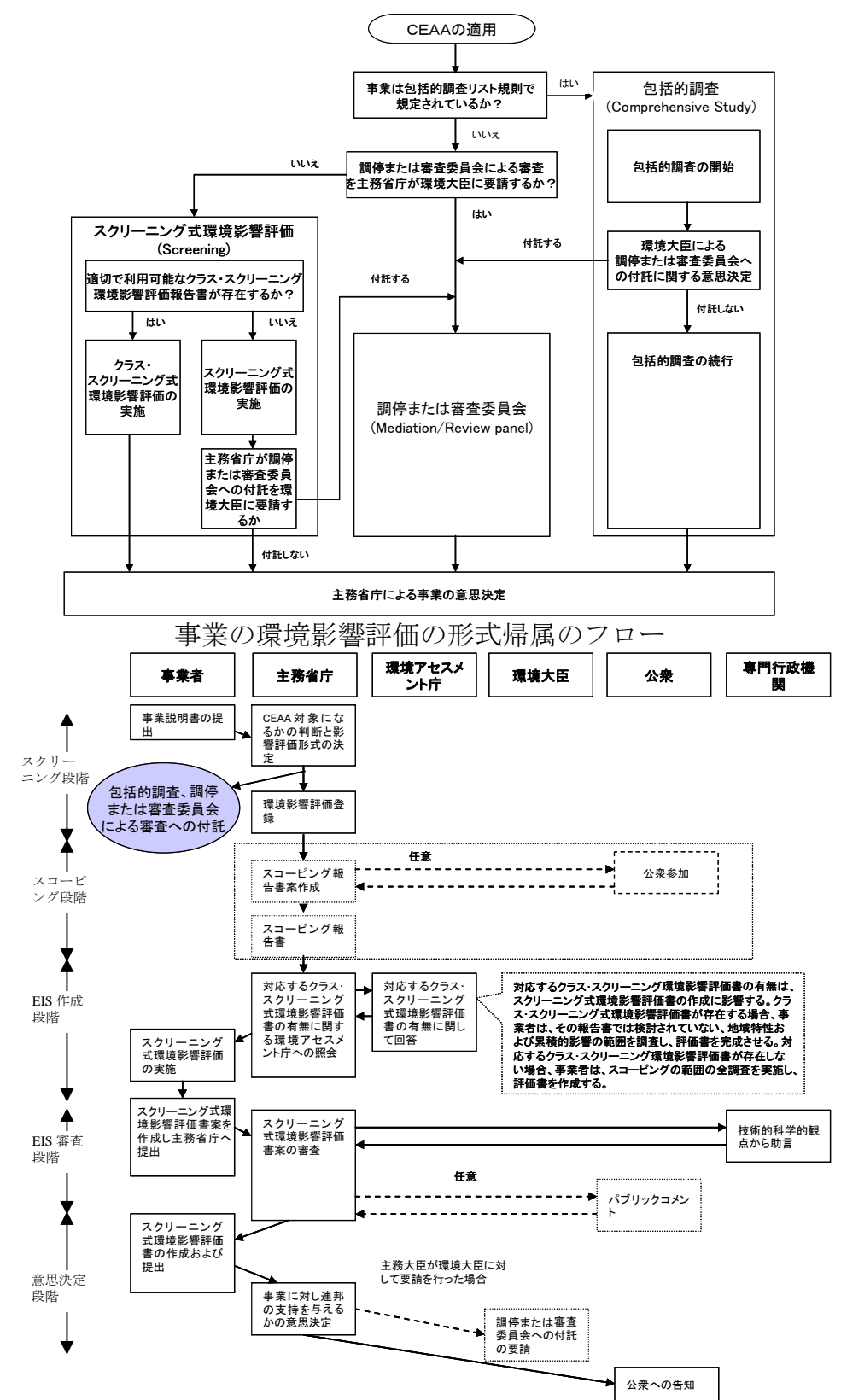
(2) 手続きのフロー図

ア アメリカ

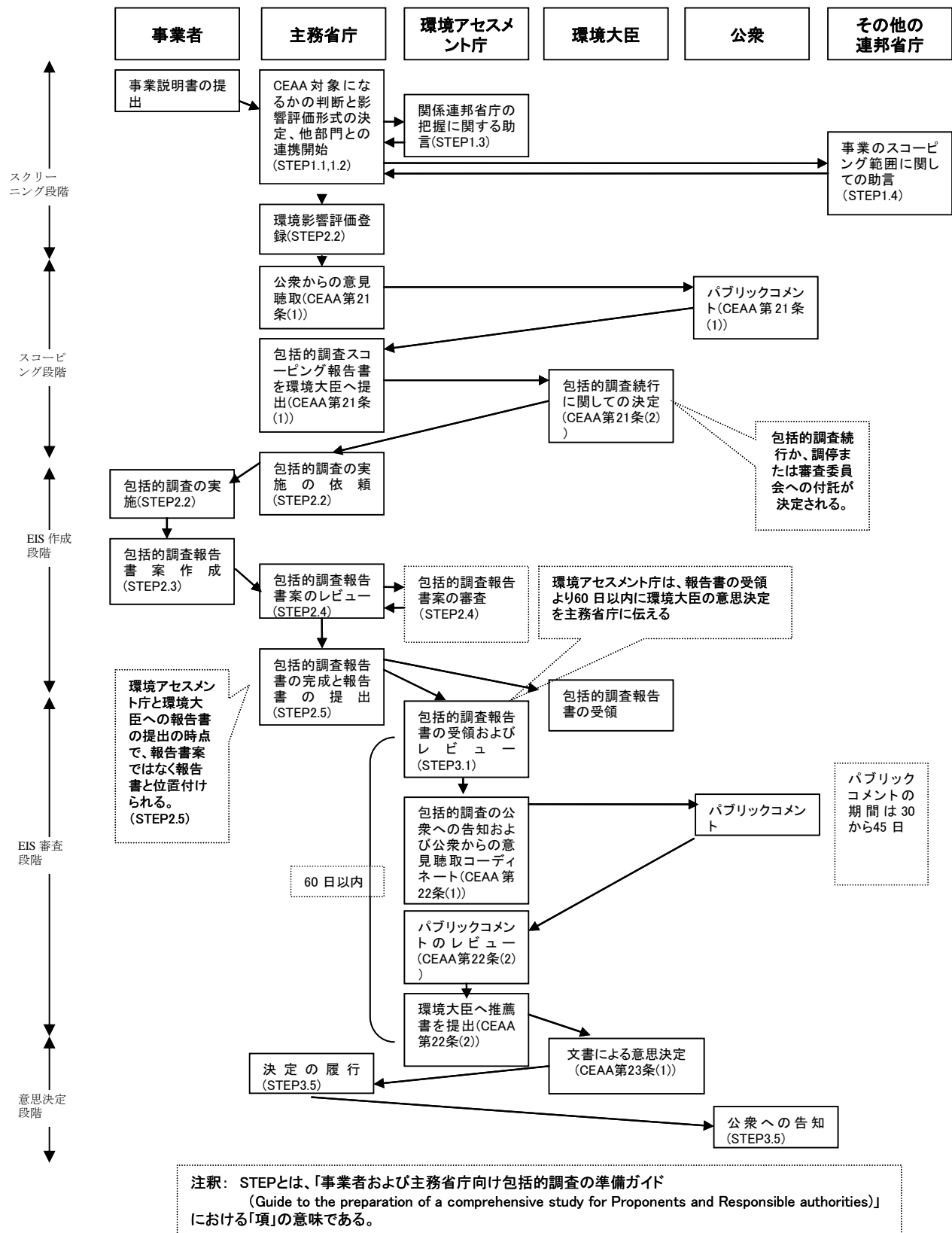


国家環境政策法（NEPA）による環境影響評価手続きフロー

イ カナダ

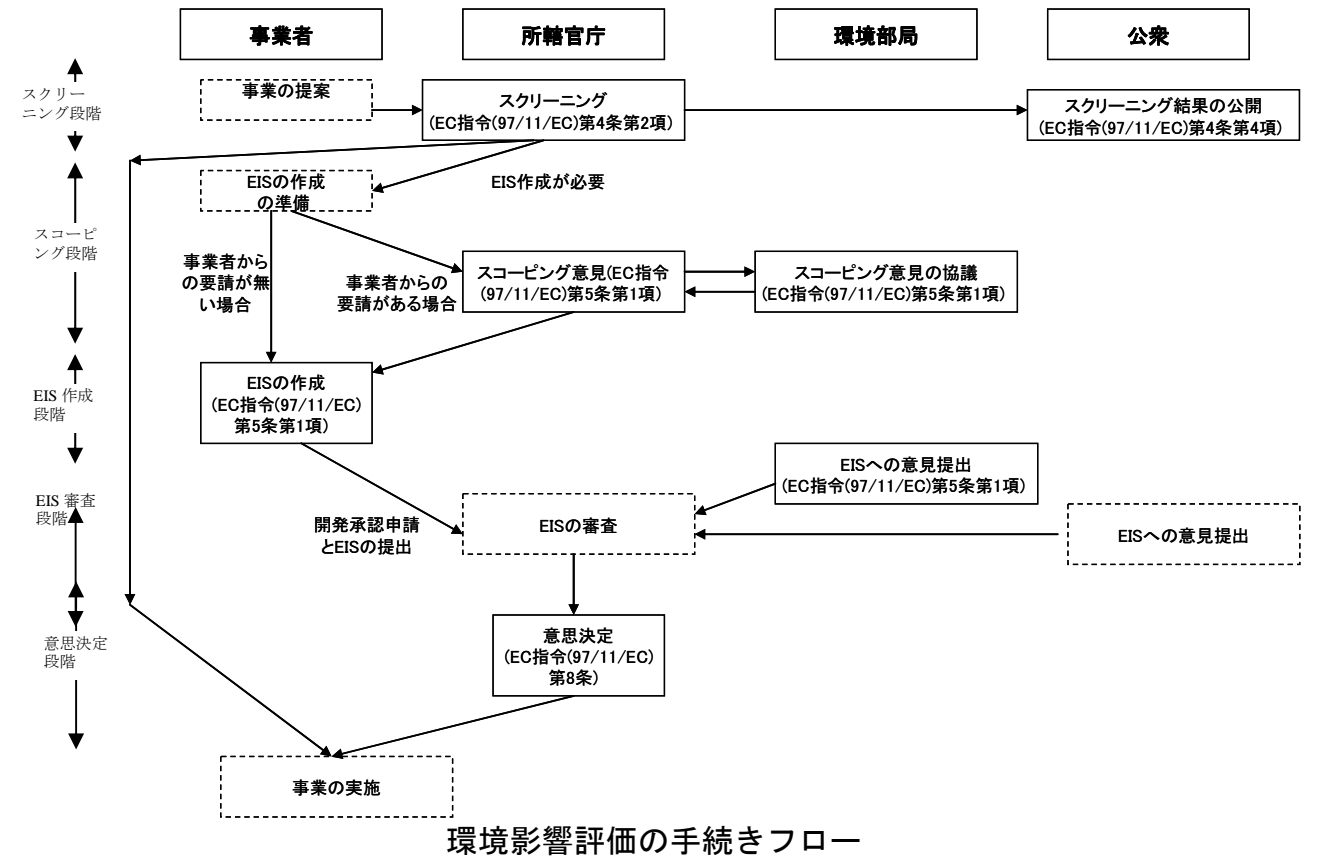


スクリーニング式環境影響評価手続きフロー



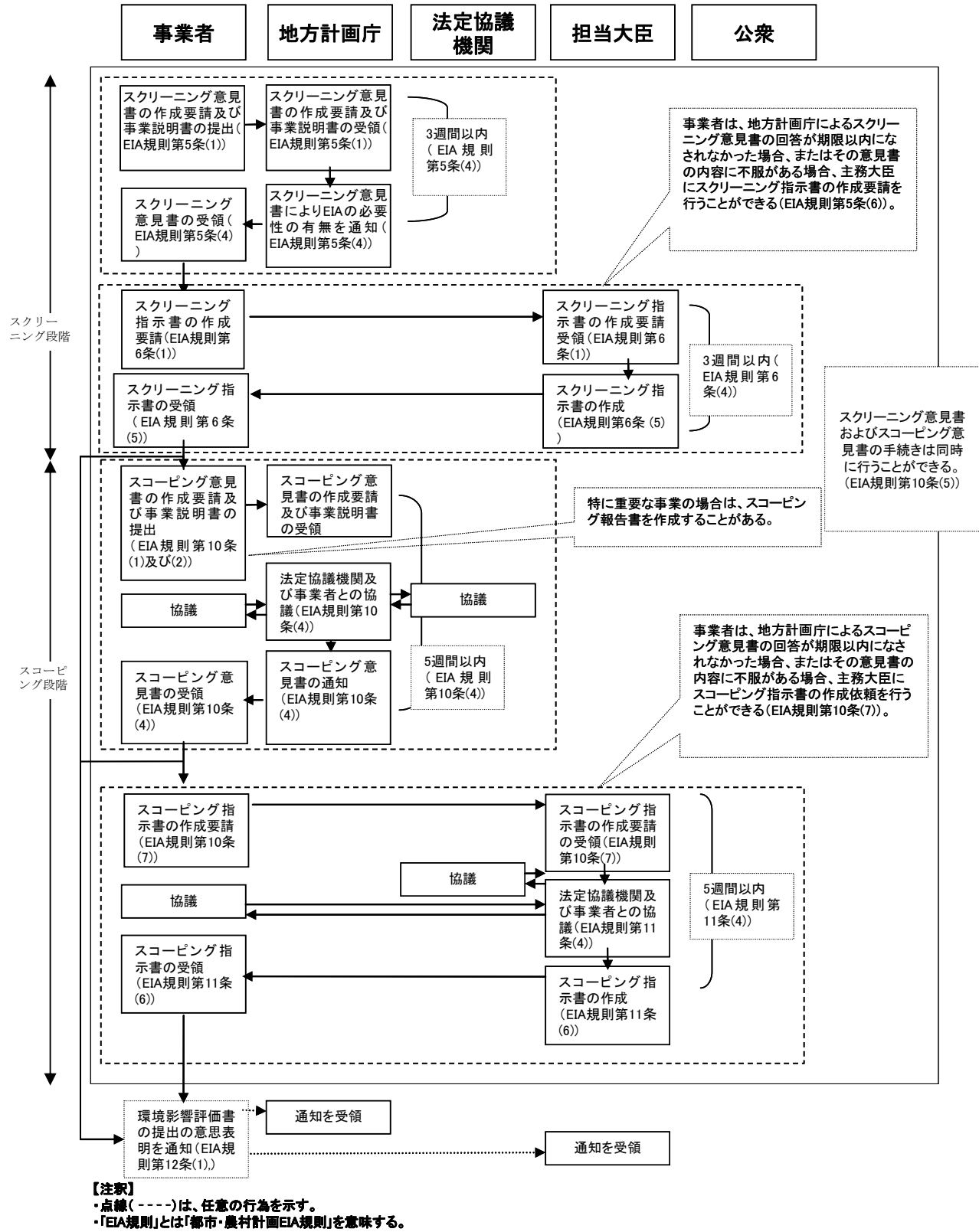
包括的調査の手続きフロー

ウ EU

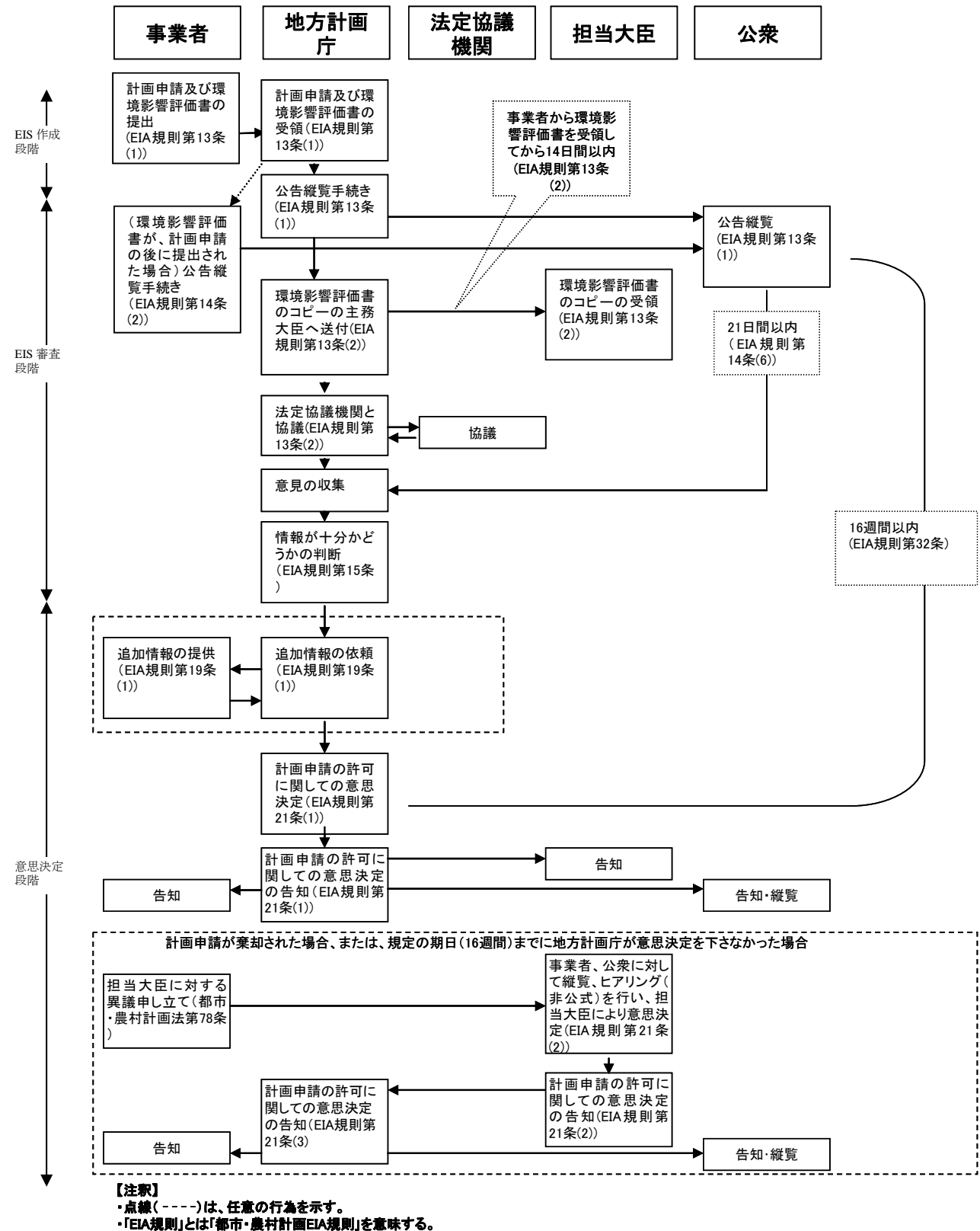


環境影響評価の手続きフロー

エ イギリス

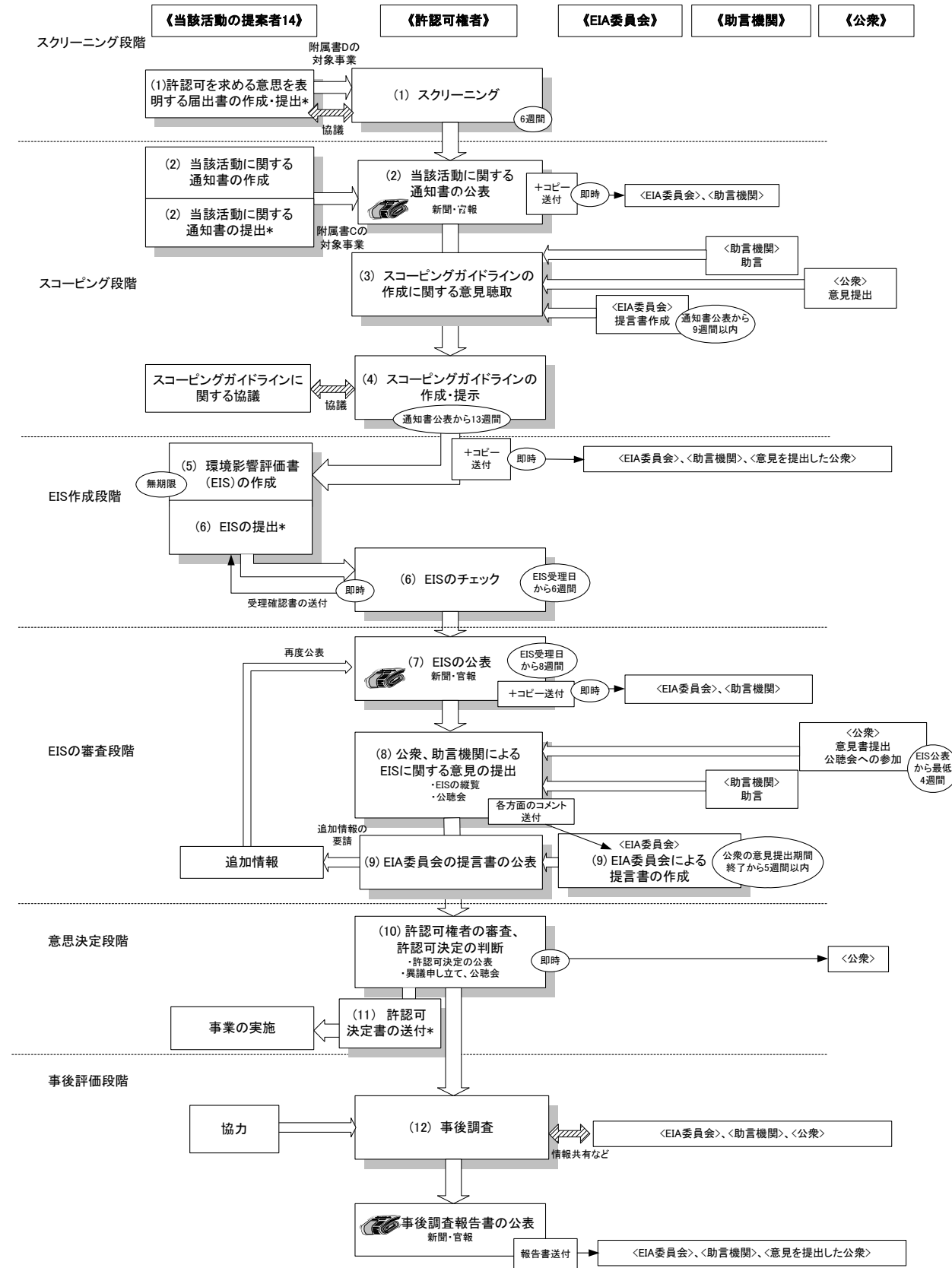


環境影響評価の手続きフロー (前半)



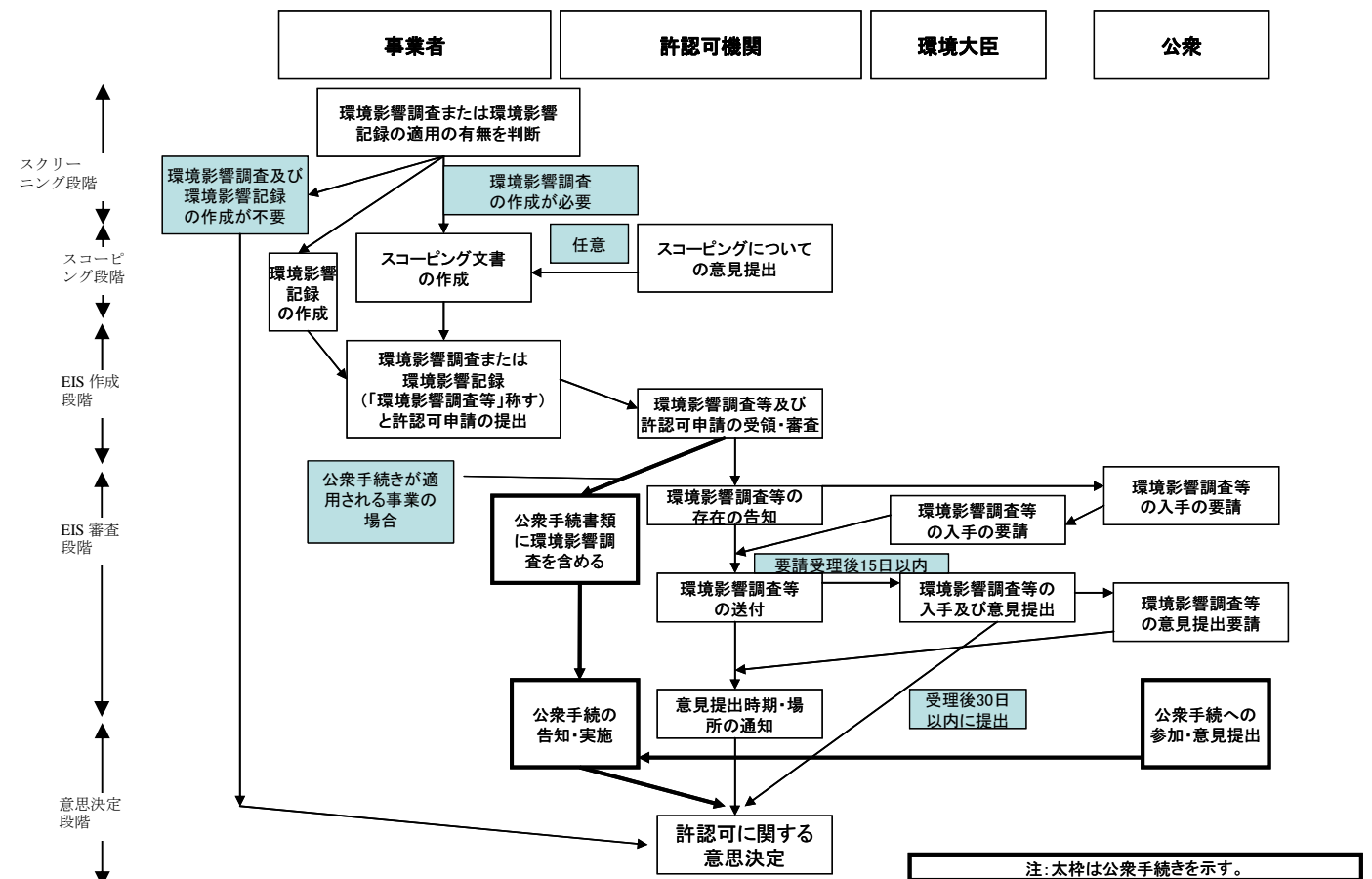
環境影響評価の手続きフロー (後半)

オ オランダ



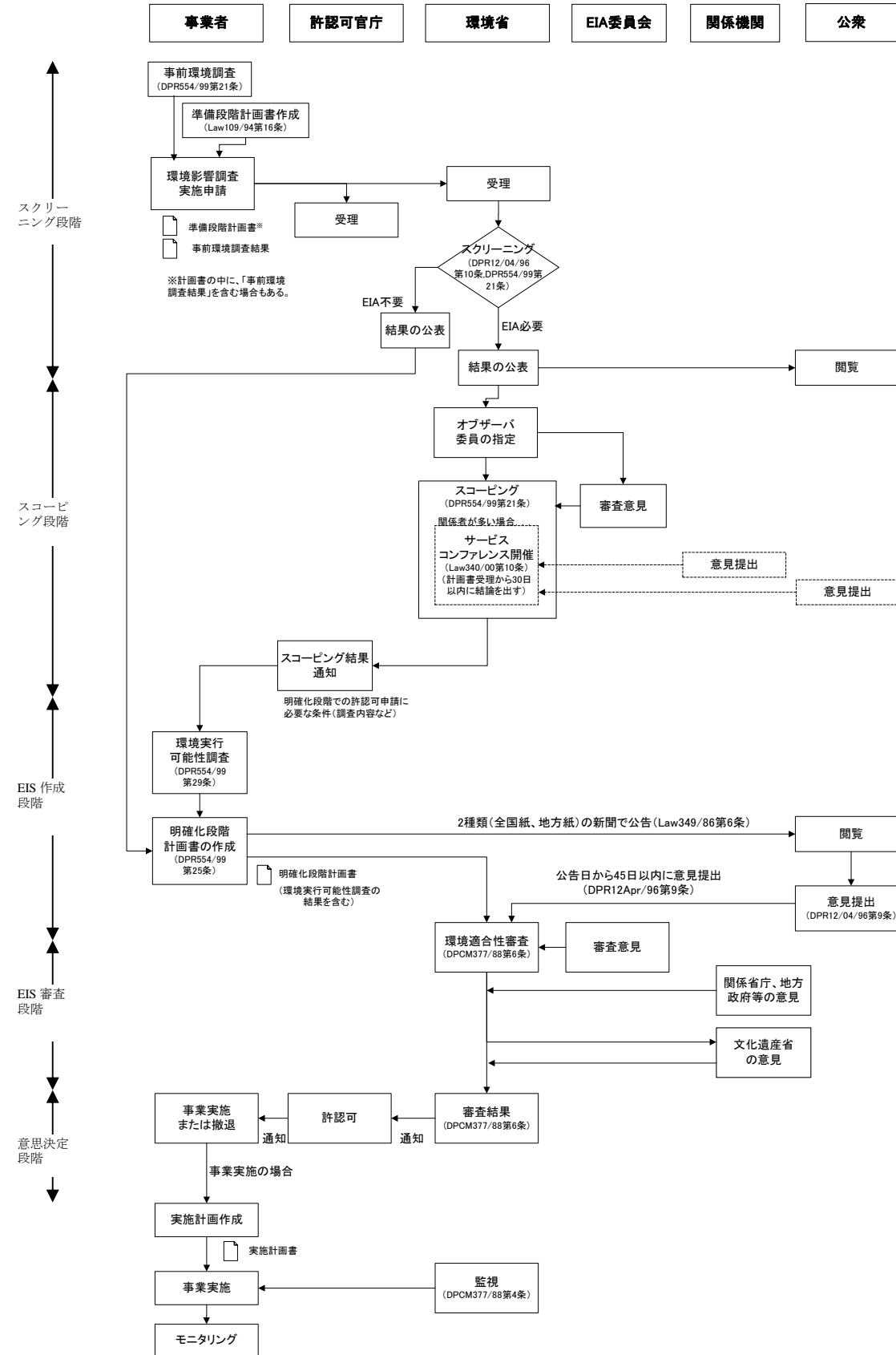
環境影響評価の手続きフロー

カ フランス



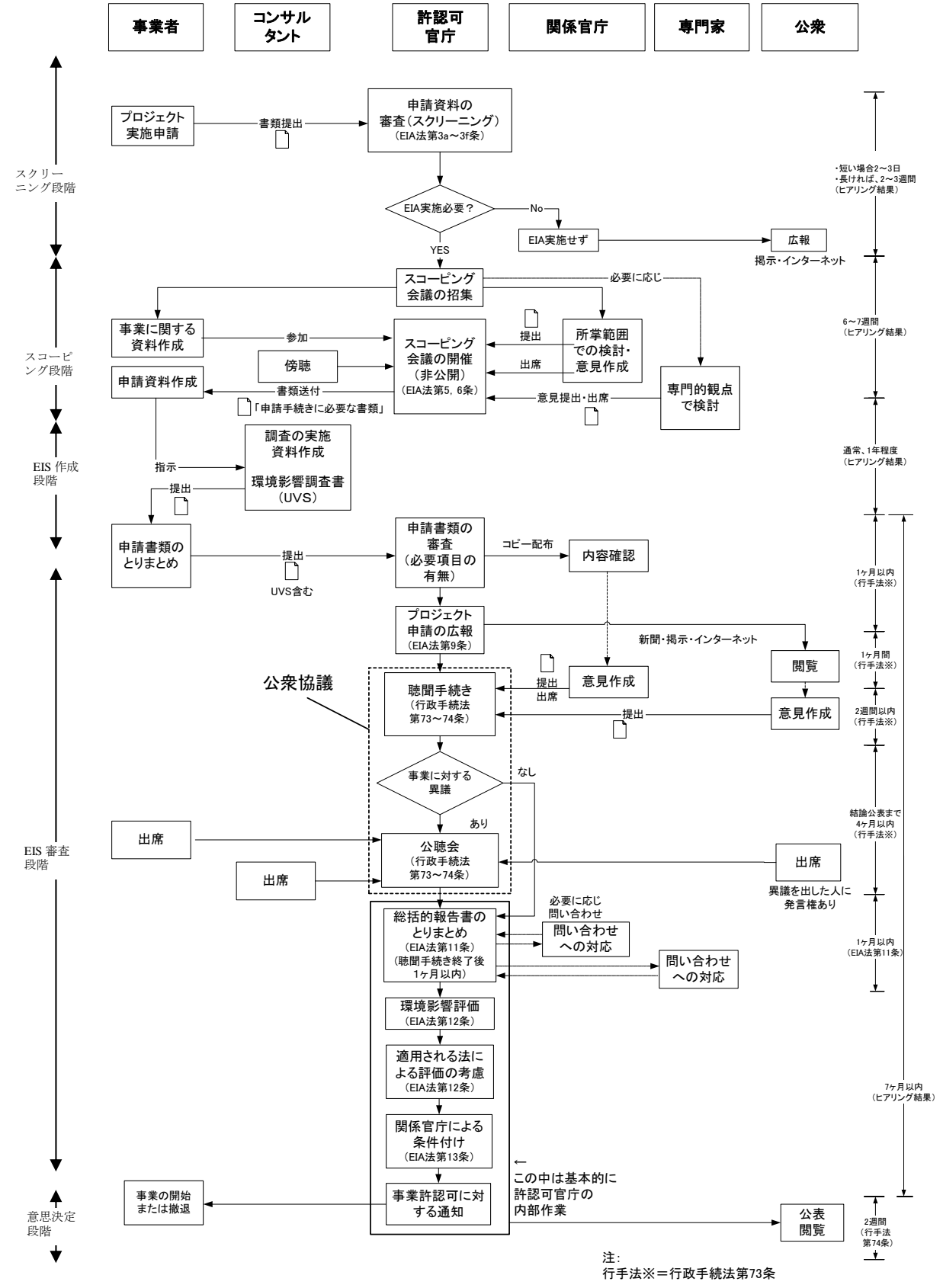
環境影響調査の手続きフロー

キ イタリア



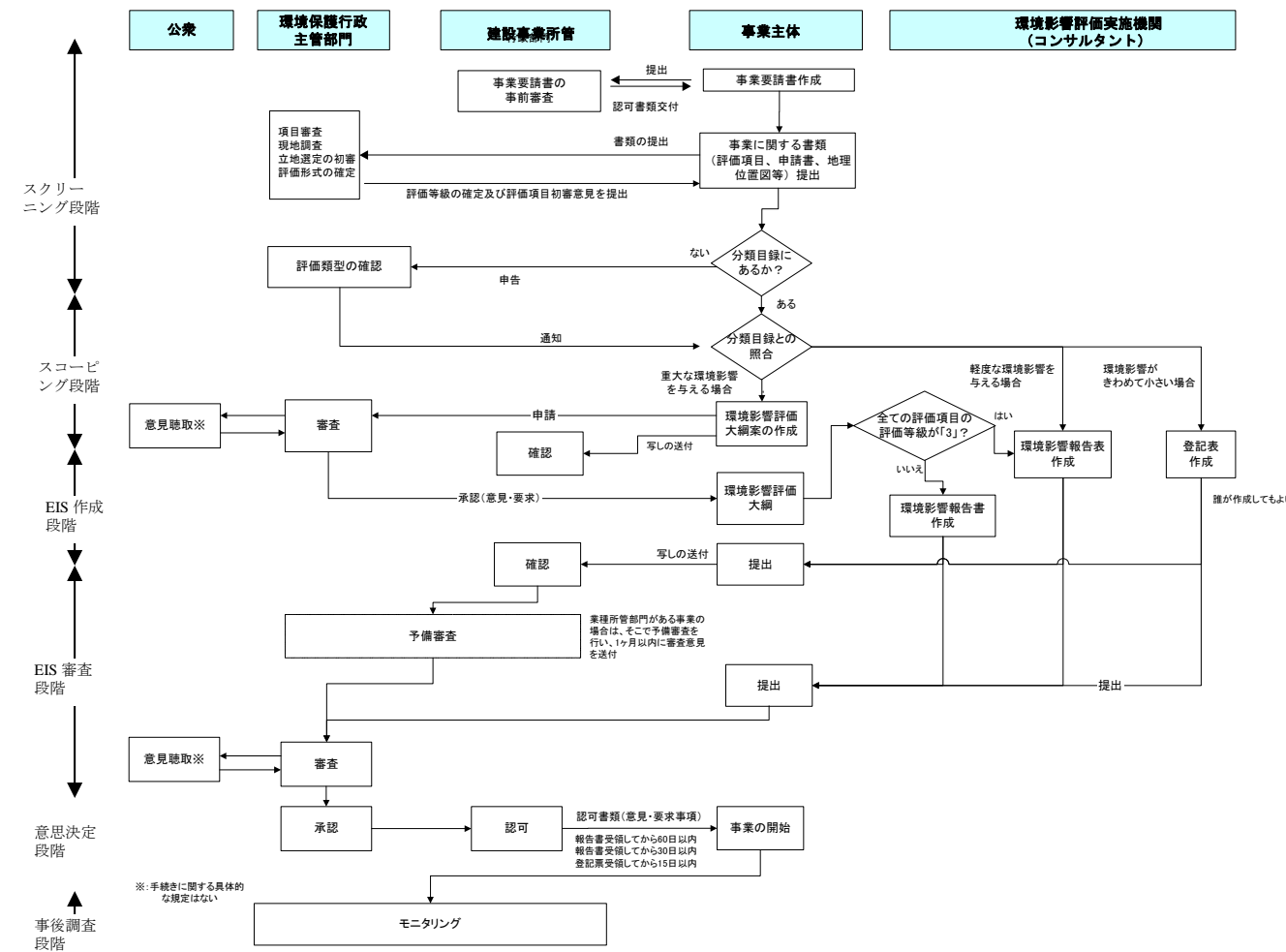
環境影響評価の手続きフロー

ク ドイツ



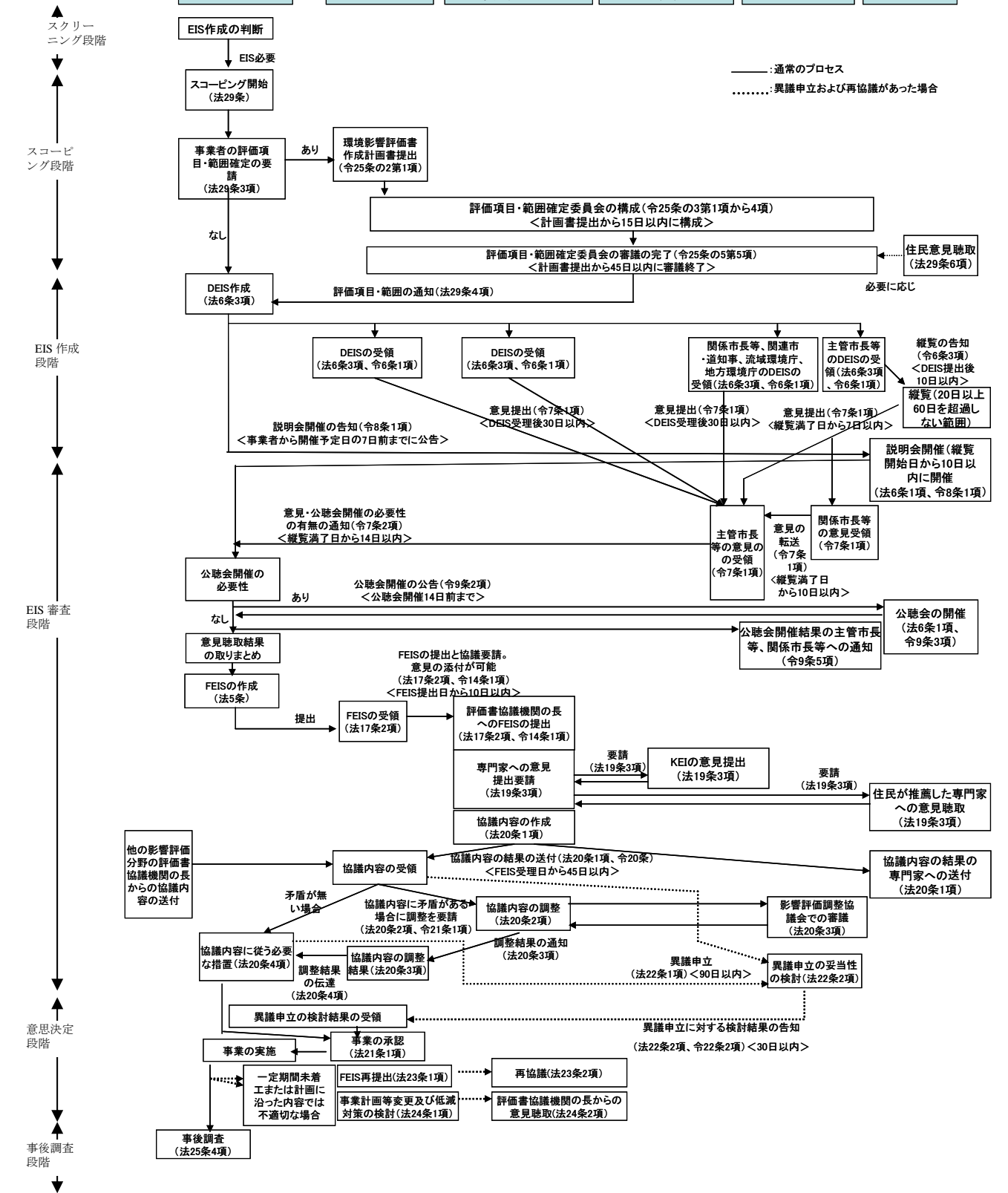
環境影響評価の手続きフロー

ケ 中国



建設事業環境影響評価の手続きフロー

コ 韓国



環境・交通・災害等に関する影響評価法の手続きフロー

#### 4 対象事業

##### (1) 条例の対象事業及び規模要件

【凡例】 ●：条例の対象事業として選定。 △：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。 ( ) 内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	道 路															
	高速自動 車国道	自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項）						一般国道				県道・市道等又は道路一般				
		選定の 有無	選定の 有無	すべて	長さ〇km		地域による特別の規模要件 （第2種要件）	その他要件	選定の 有無	長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満）		地域による特別の規模要件 （第2種要件）	選定の 有無	長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満）		地域による特別の規模要件 （第2種要件）
					4車線以上	2車線以上				4車線以上	2車線以上			4車線以上	2車線以上	
北海道								●	10km (5～10km)		特別地域等：幅員5.5m・5km 住宅地等：4車線：2km	●	10km (5～10km)		特別地域等：幅員5.5m・5km 住宅地等：4車線：2km（主要道 道限）	
青森県								●	10km (5～10km)			●	10km (5～10km)			
岩手県								△	(5～7.5km)		(特別地域：2km)	●	10km (5～10km)		(特別地域：幅員3m・2km)	
宮城県	●	●		7.5km		住居専用地域：4車線・2km 国立公園等の特別保護地区等：2車 線・1km 国立公園等の特別地域等：2車線・5km		●	7.5km		住居専用地域：4車線・2km 国立公園等の特別保護地区等：2車 線・1km 国立公園等の特別地域等：2車線・5km	●	7.5km		住居専用地域：4車線・2km 国立公園等の特別保護地区等：2 車線・1km 国立公園等の特別地域等：2車線・ 5km	
秋田県								●	7.5km		特定地域：4車線・5km	●	7.5km		特定地域：4車線・5km	
山形県		●		すべて	森林地域が 15km以上	特別地域：2車線・森林地域が10km		●	7.5km	森林地域が 15km以上	特別地域：4車線・5km 2車線・森林地域が10km	●	7.5km	森林地域が 15km以上	特別地域：4車線・5km 2車線・森林地域が10km	
福島県								●	7.5km (5～7.5km)			●	7.5km (5～7.5km)			
茨城県		●		すべて				●	7.5km			●	7.5km			
栃木県								●	10km		配慮地域：4車線・7.5km 特別配慮地域：4車線・5km	●	10km		配慮地域：4車線・7.5km 特別配慮地域：4車線・5km	
群馬県		●	新設				改築：車線数増	●	10km (6～10km)		配慮地域：4車線・6km、2車線・12km (配慮地域：4車線・3～6km、2車線・6～ 12km)	●	10km (6～10km)		配慮地域：4車線・6km、2車線・ 12km (配慮地域：4車線・3～6km、2車 線・6～12km)	
埼玉県	●	●		すべて		特別の地域：2車線		●	5km		特別の地域：2車線	●	5km		特別の地域：2車線	
千葉県		●		すべて		自然公園等区域：2車線		●	7.5～10km		自然公園等区域：2車線	●	10km		自然公園等区域：2車線	
東京都	●	●	新設				改築：1km	●	1km			●	1km			
神奈川県	●							●	5km		甲地域：車道部幅員5m・2km 乙地域：車道部幅員5m・5km	●	5km		甲地域：車道部幅員5m・2km 乙地域：車道部幅員5m・5km	
新潟県		●		1km		特別配慮地域：4車線・1km、2車線・ 10km		●	7.5km		特別配慮地域：4車線・5km、2車線・10km	●	7.5km		特別配慮地域：4車線・5km、 2車線・10km	
富山県								●	7.5km		自然環境特別配慮地域A地域：2車線・ 2km 自然環境特別配慮地域B地域：4車線・ 5km	●	7.5km		自然環境特別配慮地域A地域：2 車線・2km 自然環境特別配慮地域B地域：4 車線・5km	
石川県	●							●	10km (7.5～10km)							
福井県	●							●	10km (7.5～10km)			●	10km (7.5～10km)			
山梨県								●	6km (4～6km)	10km (8～10km)		●	6km (4～6km)	10km (8～10km)		
長野県		●	新設				改築：1km	●	10km (7.5～10km)		(森林の区域等：2車線・10km)	●	10km (7.5～10km)		(森林の区域等：2車線・10km)	
岐阜県								●	7.5km (5～7.5km)			●	7.5km (5～7.5km)			
静岡県								●	10km (7.5～10km)		(特定地域内：改変5ha)	●	10km (7.5～10km)		(特定地域内：改変5ha)	
愛知県								●	7.5～10km			●	7.5km			
三重県		●		すべて		特別地域：2車線すべて	改築：車線数増・1km	●	5km		特別地域：2車線・1km	●	5km		特別地域：2車線・1km	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	道 路														
	高速自動 車国道	自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項）					一般国道				県道・市道等又は道路一般				
	選定の 有無	選定の 有無	すべて	長さ〇km		地域による特別の規模要件 （第2種要件）	その他要件	選定の 有無	長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満）		地域による特別の規模要件 （第2種要件）	選定の 有無	長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満）		地域による特別の規模要件 （第2種要件）
				4車線以上	2車線以上				4車線以上	2車線以上			4車線以上	2車線以上	
滋賀県	●	●		7.5km		自然公園特別地域：2車線・2km		●	7.5km		自然公園特別地域：2車線・2km	●	7.5km		自然公園特別地域：2車線・2km
京都府								●	7.5km (5～7.5km)			●	7.5km (5～7.5km)		
大阪府	●改築	●	新設				改築：車線数増	●	3km			●	3km		
兵庫県	●	●		すべて		特別地域：2車線・10km		●	10km		特別地域：4車線・7.5km、2車線・10km	●	10km		特別地域：4車線・7.5km、2車線・10km
奈良県								●	7.5km			●	7.5km		
和歌山県	●							●	7.5km						
鳥取県								●	10km		特別地域：4車線・7.5km、2車線・15km	●	10km		特別地域：4車線・7.5km、2車線・15km
島根県								●	5km			●	5km		
岡山県		●		すべて				●	7.5km			●	7.5km		
広島県								●	5km			●	5km		
山口県	●							●	10km (5～10km)			●	10km (5～10km)		
徳島県								●	7.5km (5～7.5km)			●	7.5km (5～7.5km)		
香川県								●	7.5km			●	7.5km		
愛媛県								●	7.5km			●	7.5km		
高知県								●	10km (5～10km)		特別地域：2車線・10km	●	10km (5～10km)		特別地域：2車線・10km
福岡県								●	5km			●	5km		
佐賀県								●	3.5km			●	3.5km		
長崎県		●		7.5km				●	7.5km			●	7.5km		
熊本県								●	5km		農用地区域を除く森林地域：2車線・10km	●	5km		農用地区域を除く森林地域：2車線・10km
大分県												●	7.5km		
宮崎県								●	5km			●	5km		
鹿児島県								●	6km		特定地域：4車線・4km	●	6km		特定地域：4車線・4km
沖縄県								●	7.5～10km	10km	特別配慮地域：2車線・5km、 4車線・3.75～5km	●	7.5～10km	10km	特別配慮地域：2車線・5km、 4車線・3.75～5km
札幌市								●	5km	(3km)		●	5km	(3km)	
仙台市	●	●	すべて				改築：車線の増加かつ1km 以上	●	5km		A地域：2車線・2km B地域：2車線・1km C地域：4車線・2km	●	5km		A地域：2車線・2km B地域：2車線・1km C地域：4車線・2km
さいたま市	●	●		すべて		B地域：2車線すべて C地域：すべて		●	2.5km		B地域：4車線・2km C地域：2車線・1km	●	2.5km		B地域：4車線・2km C地域：2車線・1km
千葉市		●		すべて				●	3.75km			●	5km		
横浜市	●	●	新設				改築：車線数増	●	3km (2.5～3km)			●	3km (2.5～3km)		
川崎市	●	●	●					●	すべて			●	すべて		
静岡市															
名古屋市	●							●	1km			●	1km		
京都市	●							●	3km			●	3km		
大阪市	●	●	新設				改築：車線数増	●	3km			●	3km		
堺市	●改築	●	新設				改築：車線数増	●	3km			●	3km		
神戸市	●	●		すべて				●	3km		自然公園特別地域等：2車線・2km	●	3km		自然公園特別地域等：2車線・2km

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	道 路														
	高速自動 車国道	自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項）					一般国道					県道・市道等又は道路一般			
	選定の 有無	選定の 有無	すべて	長さ〇km		地域による特別の規模要件 （第2種要件）	その他要件	選定の 有無	長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満）		地域による特別の規模要件 （第2種要件）	選定の 有無	長さ 〇km （第2種：〇km以上〇km未 満）		地域による特別の規模要件 （第2種要件）
				4車線以上	2車線以上				4車線以上	2車線以上			4車線以上	2車線以上	
広島市		●	新設				改築：車線増 1km	●	3km			●	3km		
北九州市								●	5km			●	5km		
福岡市	●	●	新設				改築：車線数増	●	3km			●	3km		

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	道 路						
	農 道			林 道			その他
	選定の 有無	長さ ○km (第2種：○km以上○km未 満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	選定の 有無	長さ ○km (第2種：○km以上○km未 満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	
北海道	●	4車線・10km (5～10km)		●	幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km)		
青森県				●	幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km)		トンネルの建設：2車線以上・掘削量50万m <sup>3</sup> 以上
岩手県	●	4車線・10km(5～10km)	(特別地域：幅員3m・2km)	●	幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km)	(特別地域：幅員3m・2km)	
宮城県							
秋田県	●	幅員6.5m・15km	特定地域：幅員6.5m・10km	●	幅員6.5m・15km	特定地域：幅員6.5m・10km	
山形県	●	幅員6.5m・森林地域15km	特別地域：幅員6.5m・森林地域が10km	●	幅員6.5m・15km	特別地域：幅員6.5m・10km	
福島県				●	幅員6.5m・15km (幅員6.5m・10～15km)		
茨城県							
栃木県				●	幅員6.5m・10km	配慮地域：幅員6.5m・7.5km 特別配慮地域：幅員6.5m・5km	
群馬県	●	4車線相当・10km (6～10km)	配慮地域：4車線・6km、2車線・12km (配慮地域：4車線・3～6km、2車線・6～12km)	●	4車線相当・10km (6～10km)	配慮地域：4車線・6km、2車線・12km (配慮地域：4車線・3～6km、2車線・6～12km)	
埼玉県				●		特別の地域：幅員6.5m・2km	その他の道路に係るバイパス：一般国道と同じ
千葉県	●	4車線・10km	自然公園区域等：2車線	●	幅員6.5m・10～20km		
東京都				●	幅員6.5m・15km		
神奈川県	●	幅員16m・5km	甲地域：幅員5m・2km 乙地域：幅員5m・5km	●	幅員5m・10km	甲地域：幅員5m・2km 乙地域：幅員5m・5km	道路特別措置法に基づく道路：すべて 道路運送法に基づく自動車道：すべて
新潟県	●	4車線・7.5km	特別配慮地域：4車線・5km、2車線・10km	●	幅員6.5m・15km	特別配慮地域：幅員6.5m・10km	
富山県	●	4車線・7.5km	自然環境特別配慮地域A地域：2車線・2km 自然環境特別配慮地域B地域：4車線・5km	●	幅員6.5m・15km	自然環境特別配慮地域A地域：幅員6.5m・2km 自然環境特別配慮地域B地域：幅員6.5m・10km	道路運送法に基づく自動車道：一般国道と同じ
石川県				●	幅員6.5m・20km (幅員6.5m・15～20km)		
福井県				●	幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km)		
山梨県	●	幅員5.5m・10km (幅員5.5m・8～10km)		●	幅員4m・10km (幅員4m・8～10km)		
長野県	△		(森林の区域等：2車線・10km)	△		(森林の区域等：2車線・10km)	
岐阜県							
静岡県				●	幅員6.5m・20km (幅員6.5m・15～20km)	特定地域：5ha	高規格幹線道路：新設すべて、改築1km
愛知県				●	幅員6.5m・15～20km		
三重県	●	4車線・5km	特別地域：2車線・1km	●	4車線・5km	特別地域：2車線・1km	その他の道路（農林道含む）：一般国道と同じ
滋賀県	●	4車線・7.5km	自然公園特別地域：2車線・2km	●	4車線・7.5km	自然公園特別地域：幅員5m・2km	
京都府				●	幅員6.5m・15km (幅員6.5m・10～15km)		その他の道路：一般国道と同じ 特定地域林道(第1種要件)：幅員5m・10km
大阪府				●	幅員6.5m・10km		阪神高速道路：新設、車線増加を伴う改築 自動車道：新設、車線増加を伴う改築3km
兵庫県	●	4車線・10km	特別地域：4車線・7.5km、2車線・10km	●	4車線・10km	特別地域：4車線7.5km、2車線10km	
奈良県				●	幅員6.5m・15km		
和歌山県				●	幅員6.5m・15km		
鳥取県	●	4車線・10km	特別地域：4車線・7.5km、2車線・15km	●	4車線・10km	特別地域：4車線・7.5km、2車線・15km	
島根県	●	2車線・10km		●	2車線・10km		
岡山県				●	幅員6.5m・15km		
広島県				●	10km		
山口県				●	幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km)		

【凡例】●：条例の対象事業として選定。 △：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。 （ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	道 路						
	農 道			林 道			その他
	選定の 有無	長さ ○km (第2種：○km以上○km未 満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	選定の 有無	長さ ○km (第2種：○km以上○km未 満)	地域による特別の規模要件 (第2種要件)	
徳島県	●	幅員6.5m・15km (幅員6.5m・10～15km)		●	幅員6.5m・15km (幅員6.5m・10～15km)		
香川県							その他の道路
愛媛県	●	4車線・7.5km		●	幅員6.5m・15km		
高知県	△	(2車線・10km)		●	幅員6.5m・20km (幅員6.5m・10～20km)		
福岡県				●	2車線・10km		
佐賀県	●	4車線・3.5km		●	幅員6.5m・7km		
長崎県				●	2車線・15km		
熊本県	●	4車線・5km	農用地区域を除く森林地域：2車線・10km	●	4車線・5km	農用地区域を除く森林地域：2車線・10km	独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第1号に規定する林道：幅員6.5m・10km
大分県							
宮崎県	●	4車線・5km		●	2車線・10km		道路運送法に基づく自動車道：4車線・5km
鹿児島県	●	4車線・6km	特定地域：4車線・4km	●	幅員6.5m・10km	特定地域：幅員6.5m・7km	
沖縄県	●	2車線・10km	特別配慮地域：2車線・5km	●	幅員4m・2km	特別配慮地域：幅員4m・2km	森林区域通過、若しくは島しょ間を橋梁で通過する一般国道等、農道：2車線・2km
札幌市				●	幅員6.5m・10km (幅員6.5m・4～10km)		
仙台市				●	幅員3.5m・10km	A地域：幅員3.5m・5km B地域：幅員3.5m・2km	道路運送法に基づく自動車道：すべて
さいたま市							その他の道路に係るバイパスの設置： A地域：4車線・2.5km B地域：4車線・2km C地域：2車線・1km
千葉市	●	4車線・5km		●	幅員6.5m・5km		
横浜市							道路特別措置法に基づく道路：すべて
川崎市							道路特別措置法に基づく道路：すべて
静岡市							
名古屋市							道路特別措置法に基づく道路：すべて
京都市							道路特別措置法に基づく道路：すべて 道交法上の道路：特定山間地域内幅員5m・10km
大阪市							阪神高速道路：新設、車線増加を伴う改築
堺市							阪神高速道路：新設、車線増加を伴う改築 自動車道：新設、車線増加を伴う改築 4車線・3km
神戸市							道路運送法に基づく自動車道：2車線すべて
広島市				●	幅員6.5m・3km		その他の道路：一般国道に同じ
北九州市				●	2車線・10km		
福岡市				●	広域基幹林道すべて		

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	河川工事																その他
	ダム				湖沼水位調節施設				放水路				堰				
	選定の有無	湛水・貯水面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	土地変更面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	土地変更面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	湛水・貯水面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	
北海道	●	100ha (50～100ha)	(特別地域等： 30ha)		●	100ha (50～100ha)			●	100ha (50～100ha)			●	100ha (50～100ha)			
青森県	●	100ha (50～100ha)			●	100ha (50～100ha)			●	100ha (50～100ha)			●	100ha (50～100ha)			
岩手県	●	100ha (50～100ha)	(特別地域： 1ha) (普通地域： 10ha)						●	100ha (50～100ha)	(特別地域：1ha) (普通地域：10ha)		●	100ha (50～100ha)	(特別地域：1ha) (普通地域：10ha)		
宮城県	●	75ha (20～75ha)			●	75ha (20～75ha)			●	75ha (20～75ha)			●	75ha (20～75ha)			
秋田県	●	75ha	特定地域：50ha		●	75ha	特定地域：50ha		●	75ha	特定地域：50ha		●	75ha	特定地域：50ha		
山形県	●	75ha	特別地域：50ha						●	75ha	特別地域：50ha		●	75ha	特別地域：50ha		
福島県	●	75ha(50～75ha)			●	75ha(50～75ha)			●	75ha(50～75ha)			●	75ha(50～75ha)			
茨城県	●	75ha			●	75ha			●	75ha			●	75ha			
栃木県	●	50ha	配慮地域：37.5ha 特別配慮地域： 25ha														
群馬県	●	50ha(30～50ha)	配慮地域：30ha(15～30ha)						●	50ha(30～50ha)	配慮地域：30ha(15～30ha)		●	50ha(30～50ha)	配慮地域：30ha(15～30ha)		
埼玉県	●	50ha	特別地域：30ha						●	50ha							
千葉県	●	75～100ha			●	75～100ha			●	75～100ha			●	75～100ha			
東京都	●	75ha			●	75ha			●	河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上または75ha以上の土地の形状を変更			●	75ha			
神奈川県	●	土砂流出防止・調節事業、発電電気工作物事業、小規模ダムを除く							●	20ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha		●			長さ200m	
新潟県	●	50ha	特別配慮地域： 30ha						●	50ha	特別配慮地域：30ha		●	50ha	特別配慮地域：30ha		
富山県	●	75ha	自然環境特別配慮地域A地域：1ha 自然環境特別配慮地域B地域：50ha		●	75ha	自然環境特別配慮地域A地域：1ha 自然環境特別配慮地域B地域：50ha		●	75ha	自然環境特別配慮地域A地域：1ha 自然環境特別配慮地域B地域：50ha		●	75ha	自然環境特別配慮地域A地域：1ha 自然環境特別配慮地域B地域：50ha		
石川県	●	100ha (75～100ha)			●	100ha (75～100ha)			●	100ha (75～100ha)			●	100ha (75～100ha)			
福井県	●	100ha (75～100ha)			●	100ha (75～100ha)			●	100ha (75～100ha)			●	100ha (75～100ha)			
山梨県	●	40ha (30～40ha)							●	40ha (30～40ha)			●	40ha (30～40ha)			
長野県	●	50ha	(森林の区域等： 30ha)														
岐阜県	●	75ha							●	75ha							
静岡県	●	100ha (75～100ha)	特定地域：5ha						●	100ha (75～100ha)	特定地域：5ha						
愛知県	●	75～100ha			●	75～100ha			●	75～100ha			●	75～100ha			
三重県	●	20ha	特別地域：10ha	堤頂高：30m									●			長さ300m	改築：改築後300m・150m増
滋賀県	●	50ha			●	50ha			●	20ha			●	50ha			
京都府	●	75ha(50ha～75ha)							●	75ha(50ha～75ha)			●	75ha(50ha～75ha)			
大阪府	●	50ha			●	50ha			●	50ha			●	50ha			
兵庫県	●	100ha	特別地域：50ha										●	100ha	特別地域：50ha		
奈良県	●	50ha	指定地域：20ha														
和歌山県	●	75ha			●	75ha			●	75ha			●	75ha			
鳥取県	●	100ha	特別地域：75ha		●	100ha	特別地域：75ha		●	100ha	特別地域：75ha		●	100ha	特別地域：75ha		
島根県	●	50ha			●	50ha			●	50ha			●	50ha			

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	河川工事																
	ダム				湖沼水位調節施設				放水路				堰				その他
	選定の 有無	湛水・貯水面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の 有無	土地改変面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の 有無	土地改変面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他 要件	選定の 有無	湛水・貯水面積 〇ha以上 (第2種：〇ha以上 〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	
岡山県	●	50ha							●	75ha			●	75ha			
広島県	●	50ha							●	50ha			●	50ha			
山口県	●	100ha(50～100ha)							●	100ha(50～100ha)			●	100ha(50～100ha)			
徳島県	●	75ha(50～75ha)							●	75ha(50～75ha)			●	75ha(50～75ha)			
香川県	●	75ha															
愛媛県	●	50ha							●	50ha			●	50ha			
高知県	●	100ha(50～100ha)							●	100ha(50～100ha)			●	100ha(50～100ha)			
福岡県	●	50ha							●	50ha			●	50ha			
佐賀県	●	35ha							●	35ha			●	35ha		※堰の場合、湛水面積 17.5ha以上の増加、 改変後の面積が35ha以上	
長崎県	●	30ha											●	30ha			
熊本県	●	50ha							●	50ha			●	50ha			
大分県																	
宮崎県	●	50ha							●	50ha			●	50ha			
鹿児島県	●	40ha	特定地域：30ha		●	40ha	特定地域：30ha		●	40ha	特定地域：30ha		●	40ha	特定地域：30ha		
沖縄県	●	20ha	特別配慮地域： 10ha						●	15ha	特別配慮地域： 7.5ha		●	15ha	特別配慮地域： 7.5ha	砂防ダム：5ha、特別配慮 地域2.5ha	
札幌市	●	50ha(20～50ha)							●	50ha(20～50ha)			●	50ha(20～50ha)			
仙台市	●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha						●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha		●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha		
さいたま市									●	10ha	B地域：5ha C地域：3ha		●	10ha	B地域：5ha C地域：3ha		
千葉市																	
横浜市																	
川崎市																	
静岡市																	
名古屋市																	
京都市	●	20ha							●	20ha			●	20ha			
大阪市																	
堺市																	
神戸市	● 兵庫県に 同じ	100ha	特別地域：50ha										● 兵庫県に 同じ	100ha	特別地域：50ha		
広島市	●	40ha							●	40ha			●	40ha			
北九州市	●	50ha							●	50ha			●	50ha			
福岡市	●	10ha											●	10ha		2級河川の改修：1km以上	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	鉄 道							飛 行 場						
	新幹 線鉄 道 選定 の有 無	普通鉄道・軌道			その他鉄道・操車場等			飛行場の新設、滑走路の延長					ヘリポート	
		選定の 有無	新設 〇m以上	改良 〇m以上	地域要件 (第2種要件)	その他鉄道・操車場等 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	新設〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満)	地域要件 (第2種要件)	延長〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	地域要件 (第2種要件)
北海道	●	10km (5~10km)	10km (5~10km)				●	2500m (1250~2500m)		500m (250~500m)				
青森県	●	10km (5~10km)	10km (5~10km)		トンネル：掘削量 50 万 m <sup>3</sup>		●	2500m (1250~2500m)		500m (250~500m)				
岩手県	△	(5~7.5km)	(5~7.5km)	(特別地域：2km)	懸垂式鉄道、跨座式鉄道、鋼索鉄道、浮上式鉄道、索道：10km (5~10km)	(特別地域：2km)								
宮城県	●	7.5km (2~7.5km)	7.5km (2~7.5km)											
秋田県	●	7.5 km	7.5 km	特定地域：5 km			●	1,875m	特定地域：1,250m	375m	特定地域：250m			
山形県														
福島県	●	7.5km (5~7.5km)	7.5km (5~7.5km)				●	1875m (1250~1875m)		375m (250~375m)				
茨城県	●	7.5km	7.5km				●	1875m		375m				
栃木県							●	すべて		航空規則の等級変更規模	●			
群馬県	●	10km (6~10km)	10km (6~10km)	配慮地域：6km (3~6km)			●	2500m (1000~2500m)	配慮地域：1000m	500m (2割)	配慮地域：200m	●	配慮地域：すべて	
埼玉県	●	すべて	5km		操車場、車庫、車両検査修繕施設その他：20ha		●	すべて		500m		●		
千葉県	●	5km	5km		モノレール：5km		●	1875m		375m				
東京都	●	●	すべて	1km		モノレール：すべて	●	すべて		500m		●		
神奈川県	●	●	1km	線路増設：1km	鋼索鉄道（ケーブルカー）、索道の建設：すべて 操車場、検車場：10ha	操車場、検車場 甲地域：1ha 乙地域 3ha	●	1ha 以上		300m		●		
新潟県	●	●	7.5km	7.5km	特別配慮地域：5km		●	1875m	特別配慮地域：1250m	375m	特別配慮地域：250m			
富山県	●	●	7.5km	7.5km	自然環境特別配慮地域 A 地域：すべて 自然環境特別配慮地域 B 地域：5km	懸垂式、跨座式、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道若しくは索道又は新設軌道を除く軌道	●	1875m	自然環境特別配慮地域：すべて	375m	自然環境特別配慮地域：すべて			
石川県	●	●	10km (7.5~10km)	10km (7.5~10km)			●	2500m (1875~2500m)		500m (375~500m)				
福井県	●	●	10km (7.5~10km)	10km (7.5~10km)			●	2000m (1500~2000m)		500m (375~500m)				
山梨県	●	●	5km	5km			●	すべて		375m		●		
長野県	●	●	10km (7.5~10km)	10km (7.5~10km)			●	すべて		500m (375~500m)				
岐阜県	●	●	7.5km				●	1875m		375m				
静岡県	●	●	10km (7.5~10km)	10km (7.5~10km)	特定地域：5ha		●	2500m (1875~2500m)	特定地域：5ha	500m (375~500m)	特定地域：5ha			
愛知県	●	●	7.5~10km	7.5~10km		懸垂式、跨座式、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道（その他の鉄道）及び新設軌道を除く軌道法による軌道（その他の軌道）：7.5km	●	1875~2500m		375m				
三重県	●	●	5km	5km	特別地域：1km		●	すべて		500m	特別地域：100m			
滋賀県	●	●	7.5km	7.5km		その他の鉄道：7.5km	●	1875m		375m				

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	鉄 道							飛行場						
	新幹 線鉄 道 選定 の有 無	普通鉄道・軌道			その他鉄道・操車場等			飛行場の新設、滑走路の延長					ヘリポート	
		選定の 有無	新設 〇m以上	改良 〇m以上	地域要件 (第2種要件)	その他鉄道・操車場等 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	新設〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満)	地域要件 (第2種要件)	延長〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	地域要件 (第2種要件)
京都府	●	7.5km (5~7.5km)	7.5km (5~7.5km)				●	1875m (1400~1875m)		375m (280~375m)				
大阪府	●	3km	3km				●	すべて		すべて				
兵庫県	●	●	10km		特別地域：7.5km		●	2500m	特別地域：50ha	500m		●	特別地域：50ha	
奈良県		●	7.5km	7.5km										
和歌山県	●	●	7.5km	7.5km			●	1875m		375m				
鳥取県		●	10km	10km	特別地域：7.5km		●	2500m	特別地域：1875m	500m	特別地域：375m			
島根県		●	5km	5km		その他の鉄道：5km	●	1250m		250m				
岡山県		●	すべて	本線増設・移転： すべて		その他の鉄道：すべて	●	1875m		375m				
広島県		●	すべて	本線増設・移転： 5km		その他の鉄道：すべて	●	すべて		250m				
山口県	●	●	10km (5~10km)	10km (5~10km)			●	2500m (その他すべて)		500m (250~500m)				
徳島県		●	7.5km (5~7.5km)	7.5km (5~7.5km)			●	1875m (1250~1875m)		375m (250~375m)				
香川県		●	すべて	7.5km			●	1875m		375m				
愛媛県		●	5km	5km			●	すべて		250m		●		
高知県		●	10km (5~10km)	10km (5~10km)			●	2500m (1250~2500m)		500m (250~500m)				
福岡県		●	5km	5km			●	1250m		250m				
佐賀県		●	3.5km	3.5km			●	875m		175m				
長崎県		●	7.5km	7.5km			●	1500m		300m				
熊本県		●	5km	5km			●	1250m		250m				
大分県														
宮崎県		●	5km	5km			●	1250m		250m				
鹿児島県		●	5km	5km	特定地域：3ka		●	1250m	特定地域：900m	250m	特定地域：180m			
沖縄県		●	5km	5km	特別配慮地域：2.5km	モノレール：5km	特別配慮地域： 2.5km	●	すべて	300m	特別配慮地域：150 m	●	滑走路長： 30m 特別配慮地域：15 m	
札幌市		●	5km (2~5km)	5km (2~5km)			●	1250m (すべて)		250m (すべて)				
仙台市	●	●	すべて	1km		操車場、車庫及び車両検査修 繕施設：20ha以上	A地域：10ha B地域：5ha	●	すべて	300m		●		
さいたま市		●	すべて	1km	B地域：すべて C地域：すべて	操車場、車庫及び車両検査修 繕施設：5ha以上	B地域：3ha C地域：1ha	●	すべて	すべて		●		
千葉市		●	2.5km	2.5km		モノレール：2.5km								
横浜市		●	すべて	線路増設：すべて 高架化、地下化、 掘削化：1km				●	すべて	すべて		●		
川崎市		●	すべて	すべて										
静岡市														
名古屋市		●	すべて	増設、立体交差化										
京都市		●	すべて	移設 2km、立体交 差化 3箇所				●	すべて	すべて		●		
大阪市		●	3km	3km				●	すべて	すべて		●		
堺市		●	3km	3km								●		

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	鉄 道							飛行場						
	新幹 線鉄 道 選 定 の 有 無	普通鉄道・軌道			その他鉄道・操車場等			飛行場の新設、滑走路の延長					ヘリポート	
		選定の 有無	新設 〇m以上	改良 〇m以上	地域要件 (第2種要件)	その他鉄道・操車場等 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	新設〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満)	地域要件 (第2種要件)	延長〇m以上 (第2種：〇m以上 〇m未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	地域要件 (第2種要件)
神戸市	●	すべて	線路・軌道数増 設：すべて 立体交差化：3箇所				●	すべて		375m		●		
広島市	●	すべて	1km				●	すべて		250m				
北九州市	●	5km	5km				●	1250m		250m				
福岡市	●	1km	線路・軌道数増 設：1km 連続立体交差				●	すべて		すべて		●		

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。  
平成19年12月末現在

地方公共 団体名	埋立・干拓			
	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域・上物による要件 (第2種要件)	その他
北海道	●	50ha 超 (25 超～50ha)		
青森県	●	50ha 超 (25～50ha)		
岩手県				
宮城県	●	40ha 超 (20～40ha)		
秋田県	●	40ha	特定地域：25ha	
山形県				
福島県	●	40ha (30～40ha)		
茨城県	●	40ha		
栃木県				
群馬県	●	50ha (20～50ha)	配慮地域：20ha (5～20ha)	
埼玉県				
千葉県	●	40ha		
東京都	●	15ha		
神奈川県	●	15ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha	
新潟県	●	40ha	特別配慮地域：25ha	
富山県	●	40ha		土地改良法に基づく埋立・干拓含む
石川県	●	50ha 超 (40～50ha)		環境保全上特別の配慮を要する埋立
福井県	●	50ha 超 (40～50ha)		
山梨県	●	20ha (10～20ha)		
長野県				
岐阜県				
静岡県	●	50ha (25～50ha)	特定地域：5ha	
愛知県	●	40～50ha		
三重県	●	15ha	特別地域：5ha	
滋賀県	●	3ha		
京都府	●	40ha (30～40ha)		
大阪府	●	25ha 超		
兵庫県	●	50ha 超		環境保全上特別の配慮を要する埋立
奈良県				
和歌山県	●	40ha		
鳥取県	●	50ha 超	特別地域：40ha	
島根県	●	25ha		
岡山県	●	10ha		
広島県	●	25ha	重要港湾区域内での要件有	
山口県	●	50ha 超 (15～50ha)		
徳島県	●	40ha 超 (25～40ha)		
香川県	●	40ha	自然海浜保全地区、終末処理場他：15ha	
愛媛県	●	25ha	自然海浜保全地区：15ha	
高知県	●	50ha 超 (25～50ha)		
福岡県	●	25ha		
佐賀県	●	17.5ha		
長崎県	●	埋立 5ha、干拓 15ha		
熊本県	●	25ha	干潟若しくは藻場又は自然公園地域：5ha	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。  
平成19年12月末現在

地方公共 団体名	埋立・干拓			
	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域・上物による要件 (第2種要件)	その他
大分県	●	40ha (20~40ha)		
宮崎県	●	25ha		土地改良法に基づく埋立・干拓含む
鹿児島県	●	20ha	特定地域：16ha	
沖縄県	●	15ha	特別配慮地域：7.5ha	公有水面で建設される養殖場：15ha 特別配慮地域：7.5ha
札幌市				
仙台市	●	10ha	A地域：5ha	
さいたま市				
千葉市	●	40ha		
横浜市	●	15ha (12~15ha)		
川崎市	●	15ha		公有水面埋立以外の埋立
静岡市				
名古屋市	●	10ha		
京都市				
大阪市	●	15ha		
堺市	●	10ha		
神戸市	●	40ha		港湾法に規定する港湾区域外は15ha以上
広島市	●	25ha	15ha：干潟、藻場、自然海浜等が含まれるもの など	
北九州市	●	25ha		
福岡市	●	20ha		

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	廃棄物処理施設														
	廃棄物最終処分場					ごみ処理施設					し尿処理施設				
	選定の 有無	面積〇ha以 上 (第2種要 件)	容量〇m <sup>3</sup> 以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	廃棄物の種類 による規模要件	選定の 有無	処理能力		面積〇ha以上 (第2種要件)	地域要件	選定の 有無	処理能力		面積 〇ha以上	地域要件
							〇t/h以上 (第2種要件)	〇t/日以上 (第2種要件)				〇kl/h以上 (第2種要件)	〇kl/日以上 (第2種要件)		
北海道	●	30ha (15～30ha)				●			30ha (15～30ha)		●			30ha(15～ 30ha)	
青森県	●	すべて				●		焼却 100t/日		●		100kl/日			
岩手県	△	(5～25ha)				●	焼却 4t/h (2～4t/h)			●	4kl/h (2～4kl/h)				
宮城県	●	25ha (10～25ha)													
秋田県	●	3ha		特定地域：1.5ha		●	焼却 8t/h			●	8kl/h			特定地域：4kl/h	
山形県	●	3ha	15万m <sup>3</sup>	特別地域： 1.5ha/7.5万m <sup>3</sup>		●	焼却 8t/h			●	8kl/h			特別地域：4kl/h	
福島県	●	5ha	25万m <sup>3</sup>			●	焼却 4t/h								
茨城県	●	10ha				●		300t/日		●		300kl/日			
栃木県	●	10ha		配慮地域：7.5ha 特別配慮地域： 5ha		●	焼却 12t/h								
群馬県	●	8ha		配慮地域：3.2ha		●	6t/h			●		150kl/日		配慮地域：60kl/日	
埼玉県	●	10ha				●		200t/日		●		250kl/日			
千葉県	●	4～30ha				●		100t/日		●		250kl/日			
東京都	●	1ha	5万m <sup>3</sup>		特定有害産業廃棄物： 0.1万m <sup>3</sup>	●		200t/日		●		100kl/日			
神奈川県	●	3ha		甲地域：1ha		●		200t/日	3ha	●		200t/日	3ha	甲地域：1ha, 200t/日	
新潟県	●	5ha	25万m <sup>3</sup>	特別配慮地域： 3ha/15万m <sup>3</sup>		●		100t/日		●		100kl/日		特別配慮地域：60kl/日	
富山県	●	25ha				●		150t/日 焼却又は溶融		●		150kl/日			
石川県	●	5ha				●		100t/日		●		100kl/日			
福井県	●	30ha (25～30ha)				●		100t/日 (75～100t/日)		●		100kl/日 (75～100kl/ 日)			
山梨県	●	10ha				●	8t/h			●		100kl/日			
長野県	●	5ha	25万m <sup>3</sup>			●	4t/h			●		250kl/日			
岐阜県	●	25ha (5～25ha)				●		200t/日 (100～200t/日)							
静岡県	●	30ha (15～30ha)		特定地域：5ha		●		200t/日 (150～200t/日)		●		200kl/日 (150～200kl)		特定地域：土地形状変更 5ha	
愛知県	●	25～30ha				●		150t/日		●		150kl/日			
三重県	●	2.5ha(敷 地)		特別地域：すべ て		●	4t/h(焼却)			●					
滋賀県	●	5ha				●	4t/h			●		100kl/日			
京都府	●	5ha				●	4t/h			●		100kl/日			
大阪府	●	10ha				●		100t/日(焼却) 200t/日(焼却以外)		●		100kl/日			
兵庫県	●	15ha				●		450t/日		●		150kl/日			
奈良県	●	3ha				●	8t/h			●		100kl/日			
和歌山県	●	25ha													
鳥取県	●	25ha		特別地域：18ha		●		100t/日		●		100kl/日		特別地域：75t/日	
島根県	●	15ha				●		100t/日		●		100kl/日			
岡山県	●	5ha				●	4t/h								
広島県	●	10ha				●	8t/h			●		150kl/日			

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	廃棄物処理施設														
	廃棄物最終処分場					ごみ処理施設					し尿処理施設				
	選定の 有無	面積〇ha以 上 (第2種要 件)	容量〇m <sup>3</sup> 以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	廃棄物の種類 による規模要件	選定の 有無	処理能力		面積〇ha以上 (第2種要件)	地域要件	選定の 有無	処理能力		面積 〇ha以上	地域要件
							〇t/h以上 (第2種要件)	〇t/日以上 (第2種要件)				〇kl/h以上 (第2種要件)	〇kl/日以上 (第2種要件)		
山口県	●	30ha (15~30ha)				●		200t/日			●		200kl/日		
徳島県	●	25ha (15~25ha)				●		150t/日 (100~150t/日)			●		150kl/日 (100~150kl/日)		
香川県	●	25ha				●		250t/日			●		200kl/日		
愛媛県	●	15ha				●		50t/日			●		300kl/日		
高知県	●	30ha (15~30ha)				●		100t/日			●		100kl/日		
福岡県	●	15ha													
佐賀県	●	10ha				●		100t/日			●		100kl/日		
長崎県	●	3ha				●	焼却 4t/h				●		150kl/日		
熊本県	●	すべて				●	焼却 4t/h	焼却 100t/日			●		100kl/日		
大分県	●	25ha (5~25ha)				●		200t/日			●		100kl/日		
宮崎県	●	15ha				●		100t/日			●		100kl/日		
鹿児島県	●	10ha		特定地域：8ha											
沖縄県	●	10ha		特別配慮地域：5ha		●		50t/日		特別配慮地域：25t/日	●		50kl/日		特別配慮地域：25kl/日
札幌市	●	15ha (6~15ha)				●		焼却施設 100t/日 (40t/日)	15ha(6ha)		●			15ha(6ha)	
仙台市	●	5ha		A地域：面積増となるもの		●		100t/日	全体 20ha 又は 内焼却施設 5ha	A地域：全体 10ha で 100t/日 又は 焼却施設 5ha B地域：全体 5ha で 100t/日 又は 焼却施設 5ha	●		100kl/日	5ha	
さいたま市	●	すべて				●		200t/日 焼却施設 50t/日		B地域：100t/日 又は 焼却施設 5t/日 C地域：すべて	●		100kl/日		B地域：50kl/日 C地域：すべて
千葉市	●	4ha		特定地域：2ha		●		100t/日			●		100kl/日		
横浜市	●	一般：3ha (2.5~3ha) 産廃：2ha (1.5~2ha)				●		200t/日 (150~200t/日)							
川崎市	●	敷地面積 9千m <sup>2</sup>				●		200t/日(すべて)	敷地面積 9千m <sup>2</sup> 建築面積 3千m <sup>2</sup>		●			敷地面積 9千m <sup>2</sup> 建築面積 3千m <sup>2</sup>	
静岡市															
名古屋市	●	3ha	15万m <sup>3</sup>			●		150t/日							
京都市	●	5ha				●	4t/h								
大阪市	●	10ha				●		100t/日			●		100kl/日		
堺市	●	5ha				●		100t/日(焼却) 200t/日(焼却以外)			●		100kl/日		
神戸市	●	15ha		緑地保全区域等 5ha		●		焼却量 200t/日			●		150kl/日		兵庫県に同じ
広島市	●	3ha				●	8t/h				●		100kl/日		
北九州市	●	15ha				●		50t/日							
福岡市	●	10ha				●		200t/日							

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	廃棄物処理施設							その他
	産業廃棄物中間処理施設							
	選定の 有無	すべて	要件	地域要件	選定の 有無	要件 (第2種要件)		
北海道	●	●	30ha(15～30ha)					
青森県	●				●	焼却 100t/日		PCB処理施設すべて
岩手県	●				●	焼却 4t/h (2～4t/h)		油水分離、中和施設
宮城県								
秋田県	●				●	焼却 8t/h	特定地域：焼却 4t/h	
山形県	●				●	焼却 8t/h	特別地域：焼却 4t/h	
福島県	●				●	焼却 4t/h		
茨城県	●				●	300t/日		
栃木県	●				●	12t/h		
群馬県	●	●	6t/h	配慮地域：2.4t/h				
埼玉県	●	●	ガス 4万 m <sup>3</sup> 、水 5千 m <sup>3</sup>					
千葉県	●				●	100t/日		
東京都	●	●	敷地面積 9千 m <sup>2</sup> 建築面積 3千 m <sup>2</sup>					
神奈川県	●	●	3ha, 200t/日	甲地域：1ha, 200t/日	●	200t/日		
新潟県	●				●	100t/日	特別配慮地域：60t/日	
富山県	●				●	150t/日 焼却又は熔融		
石川県	●				●	100t/日		
福井県	●				●	100t/日 (75～100t/日)		
山梨県	●				●	8t/h		
長野県	●				●	4t/h		
岐阜県	●	●			●	200t/日 (100～200t/日)		
静岡県	●				●	200t/日 (150～200t)	特定地域：土地形状変更 5ha	
愛知県	●				●	150t/日		
三重県	●				●	4t/h	特別地域：2t/h	
滋賀県	●				●	4t/h		
京都府	●				●	4t/h		
大阪府	●				●	焼却 100t/日		汚泥、廃酸又は廃アルカリの焼却施設にあっては燃料の量 4kl/h
兵庫県					●	450t/日		
奈良県	●				●	8t/h		
和歌山県								
鳥取県	●				●	100t/日	特別地域：75t/日	
島根県	●				●	100kl/日		
岡山県	●				●	4t/h		
広島県	●				●	8t/h		
山口県	●				●	200t/日		
徳島県	●				●	150t/日 (100～150t/日)		
香川県	●				●	250t/日		
愛媛県	●				●	50t/日		

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	廃棄物処理施設							その他
	産業廃棄物中間処理施設				内、産業廃棄物焼却施設			
	選定の 有無	すべて	要件	地域要件	選定の 有無	要件 (第2種要件)	地域要件	
高知県	●				●	100t/日		
福岡県								
佐賀県	●				●	100t/日		
長崎県	●				●	4t/h		
熊本県	●				●	4t/h 又は 100t/日		
大分県	●	●	200t/日					
宮崎県	●				●	100t/日		
鹿児島県								
沖縄県	●				●	50t/日	特別配慮地域：25t/日	PCB焼却施設すべて
札幌市	●	●	15ha(6ha)		●	100t/日(40t/日)		
仙台市	●	●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha	●	5ha 又は 100t/日		
さいたま市	●	●	200t/日	B地域：100t/日(破碎1,000t/日) C地域：すべて	●	50t/日	B地域：20t C地域：すべて	積み換え、保管5千m <sup>3</sup>
千葉市	●				●	100t/日		溶融施設
横浜市	●	●	敷地面積9千m <sup>2</sup> 建築面積3千m <sup>2</sup>					
川崎市	●	●	敷地面積9千m <sup>2</sup> 建築面積3千m <sup>2</sup> 200t/日(すべて)					
静岡市								
名古屋市	●				●	150t/日		
京都市	●	●	敷地面積9千m <sup>2</sup> 建築面積3千m <sup>2</sup> 200t/日(すべて)		●	4t/h		
大阪市	●				●	100t/日		汚泥、廃酸又は廃アルカリ焼却燃料の量 4kl/h
堺市	●				●	100t/日		汚泥、廃酸又は廃アルカリ焼却燃料の量 4kl/h
神戸市	●				●	200t/日		産廃処理特定施設：10ha
広島市	●				●	8t/h		
北九州市	●				●	50t/日		
福岡市	●				●	200t/日		

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成											
	土地区画整理			新住宅市街地開発			新都市基盤整備			流通業務団地造成		
	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未 満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未 満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未 満)	地域要件 (第2種要件)
北海道	●	100ha (50～100ha)		●	100ha (50～100ha)					●	100ha (50～100ha)	
青森県	●	100ha (50～100ha)	山林原野：50ha	●	100ha (50～100ha)	山林原野：50ha	●	100ha (50～100ha)	山林原野：50ha	●	100ha (50～100ha)	山林原野：50ha
岩手県	●	100ha (50～100ha)	(特別地域：1ha) (普通地域：10ha)	△	(50～75ha)	(特別地域：1ha) (普通地域：10ha)	△	(50～75ha)	(特別地域：1ha) (普通地域：10ha)	●	100ha (50～100ha)	(特別地域：1ha) (普通地域：10ha)
宮城県	●	75ha (20～75ha)										
秋田県	●	75ha	特定地域：50ha							●	75ha	特定地域：50ha
山形県	●	75ha	特別地域：50ha							●	75ha	特別地域：50ha
福島県	●	75ha (50～75ha)		●	75ha (50～75ha)		●	75ha (50～75ha)		●	75ha (50～75ha)	
茨城県	●	75ha		●	75ha		●	75ha		●	75ha	
栃木県	●	20～50ha ※工業系土地利用とその他土地利用との割合による	配慮地域：15～37.5ha 特別配慮地域：10～25ha	●	50ha	配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha	●	50ha	配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha	●	50ha	配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha
群馬県	●	100ha (50～100ha)	配慮地域：50ha (配慮地域：20～50ha)	●	50ha (20～50ha)	配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha)	●	50ha (20～50ha)	配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha)	●	50ha (20～50ha)	配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha)
埼玉県	●	50ha								●	20ha	
千葉県	●	住宅、工場、研究施設：50ha 上記以外：75ha		●	75～100ha		●	75～100ha		●	75～100ha	
東京都	●	40ha	樹林地等を15ha含む場合：20ha	●	40ha		●	すべて		●	すべて	
神奈川県	●	40ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha							●	10ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha
新潟県	●	75ha	特別配慮地域：50ha							●	50ha	特別配慮地域：30ha
富山県	●	75ha		●	75ha		●	75ha		●	75ha	
石川県	●	100ha (75～100ha)		●	100ha (75～100ha)		●	100ha (75～100ha)		●	100ha (75～100ha)	
福井県	●	100ha (75～100ha)								●	100ha (75～100ha)	
山梨県	●	75ha (50～75ha)		●	30ha (15～30ha)		●	30ha (15～30ha)		●	30ha (15～30ha)	
長野県	●	100ha (75～100ha)	森林の区域等：30ha							●	20ha	
岐阜県	●	70ha								●	70ha (40～70ha)	
静岡県	●	100ha (50～100ha)	特定地域：5ha	●	100ha (50～100ha)	特定地域：5ha	●	100ha (50～100ha)	特定地域：5ha	●	100ha (50～100ha)	特定地域：5ha
愛知県	●	75ha		●	75～100ha		●	75～100ha		●	75ha	
三重県	●	20ha	用途地域：50ha 特別地域：10ha							●	20ha	特別地域：10ha
滋賀県	●	20ha	森林地域：15ha 自然公園区域：10ha	●	20ha	森林地域：15ha 自然公園区域：10ha	●	20ha	森林地域：15ha 自然公園区域：10ha	●	20ha	森林地域：15ha 自然公園区域：10ha
京都府	●	75ha (50～75ha)		●	75ha (50～75ha)		●	75ha (50～75ha)		●	75ha (50～75ha)	
大阪府	●	50ha		●	50ha		●	50ha		●	50ha	
兵庫県										●	100ha	特別地域：50ha
奈良県	●	50ha	指定地域：20ha									
和歌山県	●	75ha		●	75ha		●	75ha		●	75ha	
鳥取県	●	75ha	特別地域：50ha							●	75ha	特別地域：50ha
島根県	●	50ha								●	50ha	
岡山県	●	75ha								●	10ha	
広島県	●	50ha		●	50ha					●	50ha	
山口県	●	100ha (50～100ha)								●	100ha (50～100ha)	
徳島県	●	75ha (50～75ha)		●	75ha (50～75ha)		●	75ha (50～75ha)		●	75ha (50～75ha)	
香川県	●	75ha								●	20ha	
愛媛県	●	75ha								●	50ha	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成											
	土地区画整理			新住宅市街地開発			新都市基盤整備			流通業務団地造成		
	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未 満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未 満)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未 満)	地域要件 (第2種要件)
高知県	●	100ha (50～100ha)								●	100ha (50～100ha)	
福岡県												
佐賀県	●	35ha		●	35ha		●	35ha		●	35ha	
長崎県	●	30ha								●	30ha	
熊本県	●	50ha	地下水保全地域：25ha	●	50ha	地下水保全地域：25ha	●	50ha	地下水保全地域：25ha	●	50ha	地下水保全地域：25ha
大分県										●	75ha (30～75ha)	
宮崎県	●	50ha		●	50ha		●	50ha		●	50ha	
鹿児島県	●	40ha	特定地域：30ha	●	40ha	特定地域：30ha				●	40ha	特定地域：30ha
沖縄県	●	30ha	特別配慮地域：15ha									
札幌市	●	50ha (20～50ha)		●	50ha (20～50ha)					●	50ha (20～50ha)	
仙台市	●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha							●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha
さいたま市	●	20ha	B地域：5ha C地域：3ha							●	10ha	B地域：5ha C地域：3ha
千葉市	●	市街化区域：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha	●	市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha	●	市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha	●	市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha
横浜市	●	40ha (30～40ha)	森林区域を10ha以上含む場合：20ha (森林区域を7.5ha以上含む場合： 15ha)							●	10ha (7.5～10ha)	
川崎市												
静岡市												
名古屋市	●	50ha								●	10ha	
京都市	●	50ha		●	20ha	特定地域：10ha	●	20ha	特定地域：10ha	●	10ha	
大阪市	●	50ha								●	10ha	
堺市	●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha	●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha	●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha	●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha
神戸市										●	10ha	
広島市	●	市街化区域：40ha 市街化調整区域：20ha								●	10ha	
北九州市	●	50ha		●	50ha		●	50ha		●	50ha	
福岡市	●	30ha								●	20ha	

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成													
	住宅用地・住宅団地造成				工場・事業用地造成・工業団地造成				宅地造成（建築物又は工作物の建設用）			農用地造成		
	選定の 有無	面積〇ha以上 （第2種：〇ha以上〇ha未 満）	地域要件 （第2種要件）	その他 要件	選定の 有無	面積〇ha以上 （第2種：〇ha以上〇ha未 満）	地域要件 （第2種要件）	選定の 有無	面積〇ha以上 （第2種：〇ha以上〇ha未 満）	地域要件 （第2種要件）	選定の 有無	面積〇ha以上 （第2種：〇ha以上〇ha未 満）	地域要件 （第2種要件）	その他要件
北海道	●	100ha（50～100ha）			●	100ha（50～100ha）					●	100ha（50～100ha）		
青森県					●	50ha	工業専用地域：100ha （工業専用地域：50～ 100ha）	●	100ha（50～100ha）	山林原野：50ha	●	100ha（50～100ha）	山林原野：50ha	
岩手県	●	100ha（50～100ha）	（特別地域：1ha） （普通地域：10ha）		●	100ha（50～100ha）	（特別地域：1ha） （普通地域：10ha）	※ その他 用地	100ha（50～100ha）	（特別地域：1ha） （普通地域：10ha）	●	100ha（50～100ha）	（特別地域：1ha） （普通地域：10ha）	
宮城県	●	75ha（20～75ha）			●	75ha（20～75ha）								
秋田県	●	75ha	特定地域：50ha		●	75ha	特定地域：50ha				●	75ha	特定地域：50ha	
山形県	●	75ha	特別地域：50ha		●	75ha	特別地域：50ha							
福島県					●	75ha（50～75ha）		●	75ha（50～75ha）					
茨城県	●	75ha			●	75ha		●	75ha					
栃木県	●	50ha	配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha		●	20ha	配慮地域：15ha 特別配慮地域：10ha				●	50ha	配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha	
群馬県	●	50ha（20～50ha）	配慮地域：20ha （配慮地域：5～ 20ha）		●	50ha（20～50ha）	配慮地域：20ha （配慮地域：5～20ha）				●	100ha（40～100ha）	配慮地域：40ha （配慮地域：10～ 40ha）	
埼玉県	●	50ha	森林等の地域：20ha		●	20ha								
千葉県					●	50～100ha		●	住宅、工場、研究施設： 50ha 上記以外：75ha					
東京都	●	40ha	樹林地等を15ha含む 場合：20ha		●	すべて		●	40ha	樹林地等を15ha含む場合： 20ha				
神奈川県	●	20ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha		●	10ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha	●	20ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha				
新潟県	●	50ha	特別配慮地域：30ha		●	50ha	特別配慮地域：30ha				●	500ha	特別配慮地域：300ha	
富山県	●	75ha			●	75ha								
石川県	●	100ha		住宅団地に 限る	●	50ha	工業地域・工業専用地域： 100ha	●	100ha（75～100ha）					
福井県	●	100ha（75～100ha）			●	50ha（40～50ha）					●	500ha（400～500ha）		
山梨県					●	30ha（15～30ha）								
長野県	●	20ha			●	50ha	森林の区域等：30ha							
岐阜県					●	70ha（40～70ha）					●	500ha		
静岡県	●	50ha	特定地域：5ha		●	50ha	特定地域：5ha				●	100ha（50～100ha）	特定地域：5ha	
愛知県	●	75ha			●	75ha					●	75ha		
三重県	●	20ha	特別地域：10ha		●	20ha	特別地域：10ha	●	20ha	特別地域：10ha	●	75ha	特別地域：10ha	
滋賀県	●	20ha	森林地域：15ha 自然公園区域：10ha		●	20ha	森林地域：15ha 自然公園区域：10ha	●	20ha	森林地域：15ha 自然公園区域：10ha				
京都府	●	75ha（50～75ha）			●	75ha（50～75ha）					●	75ha（50～75ha）		
大阪府					●	50ha								
兵庫県	●	100ha	特別地域：50ha		●	100ha	特別地域：50ha							
奈良県	●	50ha	指定地域：20ha		●	50ha	指定地域：20ha							
和歌山県	●	75ha			●	75ha								
鳥取県					●	75ha	特別地域：50ha	●	75ha	特別地域：50ha				
島根県					●	50ha		●	50ha					
岡山県	●	10ha			●	10ha								

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成															
	住宅用地・住宅団地造成				工場・事業用地造成・工業団地造成				宅地造成（建築物又は工作物の建設用）				農用地造成			
	選定 の有無	面積〇ha以上 （第2種：〇ha以上〇ha未 満）	地域要件 （第2種要件）	その他 要件	選定 の有無	面積〇ha以上 （第2種：〇ha以上〇ha未 満）	地域要件 （第2種要件）	選定 の有無	面積〇ha以上 （第2種：〇ha以上〇ha未 満）	地域要件 （第2種要件）	選定 の有無	面積〇ha以上 （第2種：〇ha以上〇ha未 満）	地域要件 （第2種要件）	その他要件		
広島県	●	50ha			●	50ha										
山口県	●	100ha（50～100ha）			●	100ha（20～100ha）										
徳島県	●	75ha（50～75ha）			●	70ha（35～70ha）					●	75ha（50～75ha）				
香川県	●	30ha			●	20ha										
愛媛県					●	50ha		●	50ha		●	100ha				
高知県								●	100ha（50～100ha）							
福岡県								●	50ha							
佐賀県	●	35ha			●	35ha		●	35ha		●	35ha 農用地以外の土地から農用 地への地目変換に係わるも のに限る				
長崎県	●	30ha			●	30ha										
熊本県	●	50ha	地下水保全地域： 25ha		●	50ha	地下水保全地域：25ha				●	100ha 農用地以外の土地から農用 地への地目変換に係わるも のに限る				
大分県	●	75ha（30～75ha）			●	75ha（30～75ha）										
宮崎県	●	50ha			●	50ha					●	250ha				
鹿児島県	●	40ha	特定地域：30ha		●	40ha	特定地域：30ha				●	農用地の造成：40ha 農用地の改良：200ha	農地の造成：30ha 農地の改良：150ha			
沖縄県	●	30ha	特別配慮地域：15ha		●	30ha	特別配慮地域：15ha				●	最大団地の面積20ha	特別配慮地域：10ha	改良：別途要 件有		
札幌市	●	50ha（20～50ha）			●	50ha（20～50ha）		●	50ha（20～50ha）		●	50ha（20～50ha）				
仙台市	●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha		●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha	●	20ha			A地域：10ha B地域：5ha				
さいたま市	●	10ha	B地域：5ha C地域：3ha		●	10ha	B地域：5ha C地域：3ha									
千葉市					●	市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha	●	市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha			特定区域：10ha				
横浜市					●	10ha（7.5～10ha）										
川崎市	●	10ha（5～10ha、1～5ha）		計画人口要 件有												
静岡市																
名古屋市	●			1000戸	●	3ha										
京都市											●		特定地域：10ha			
大阪市					●	10ha										
堺市					●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha	●	50ha		●	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha	C地域：20ha D地域：10ha			
神戸市					●	10ha		●	20ha			緑地保全区域等：5ha				
広島市	●	20ha			●	10ha										
北九州市	●	50ha			●	50ha		●	50ha							
福岡市	●	市街化区域：20ha 市街化調整区域：10ha	特定区域：5ha													

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成															
	スポーツ・レクリエーション施設				面開発複合				土石採取				鉱物採取			その他 (第2種要件)
	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	
北海道	●	100ha (50～100ha)			●	100ha (50～100ha)										建築物等の新築等を目的に行われる土地の形状の変更 50ha
青森県	●	50ha (25～50ha)		ゴルフ場別途要件有					●	50ha (25～50ha)						
岩手県	●	100ha (50～100ha)	特別地域：1ha 普通地域：10ha						●	50ha (25～50ha)	特別地域：1ha 普通地域：5ha		●	100ha (50～100ha)	特別地域：1ha 普通地域：10ha	石油貯蔵施設、自動車テストコース、変電所、水道施設、大規模小売店舗、駐車場、墓地、競輪場、競馬場、自動車競走場、学校、研究所、卸売市場用地造成：100ha (50～100ha)、特別地域1ha、普通地域10ha
宮城県	●	75ha (20～75ha)		公園設置含む	●			各事業の実施規模を対象事業要件下限値で除した商の和が1以上(※)	●	75ha (20～75ha)						
秋田県	●	50ha	特定地域：25ha	ゴルフ場別途要件有					●	50ha	特定地域：25ha		●	50ha	特定地域：25ha	残土処分場：30ha、特定地域15ha
山形県	●	50ha	特別地域：25ha		●	75ha	特別地域：50ha		●	30ha	特別地域：15ha		●	30ha	特別地域：15ha	
福島県	●	75ha (50～75ha)							●	75ha (50～75ha)						
茨城県					●	75ha			●	50ha						
栃木県	●	50ha	配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha		●	20～50ha ※工業系土地利用とその他土地利用との割合による	配慮地域：15～37.5ha 特別配慮地域：10～25ha		●	50ha	配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha		●	50ha	配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha	試験研究団地、自動車用テストコース：50ha 配慮地域：37.5ha 特別配慮地域：25ha
群馬県	●	50ha (20～50ha)	配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha)	スキー場別途要件有	●			※に同じ	●	50ha (20～50ha)	配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha)		●	50ha (20～50ha)	配慮地域：20ha (配慮地域：5～20ha)	都市公園：100ha (40～100ha) 配慮地域40ha (10～40ha) 森林公園：30ha (12～30ha) 配慮地域12ha (3～12ha) 学校用地、研究所用地、研究所団地、墓地、墓園、浄水施設、配水施設、発生土処分場：50ha (20～50ha) 配慮地域20ha (5～20ha)
埼玉県	●	50ha	森林等の地域：20ha		●			※に同じ	●	30ha						研究所用地、学校用地、浄水施設用地：20ha 墓地又は墓園：50ha、森林等の地域：20ha
千葉県	●	75ha		ゴルフ場別途要件有	●	50ha			●	30ha						土砂等埋立て等：40ha、自然公園等10ha
東京都									●	10ha			●	10ha		卸売市場：10ha 市街地再開発、住宅街区整理：20ha 第二種特定工作物：40ha、樹林地等を15ha含む場合：20ha 駐車場：1000台 住宅団地新設：1500戸
神奈川県	●	20ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha						●	10ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha					研究所：3ha、甲地域1ha 研究所団地：10ha、甲地域1ha、乙地域3ha 発生土処分場、墓地・墓園、学校用地：20ha、甲地域1ha、乙地域3ha
新潟県	●	50ha	特別配慮地域：30ha		●			※に同じ	●	50ha	特別配慮地域：30ha					
富山県	●	50ha ゴルフ場、スキー場のみ						※に同じ	●	50ha						土地の形状変更など：自然環境特別配慮地域A地域1ha、B地域20ha

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成															
	スポーツ・レクリエーション施設				面開発複合				土石採取				鉱物採取			その他 (第2種要件)
	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	
石川県	●	3ha スキー場 50ha 大規模レクリエーション施設	(自然公園等の区域：15ha)	ゴルフ場別途要件有												別荘団地等：50ha（自然公園等の区域：15ha）
福井県	●	50ha（40～50ha）							●	30ha（25～30ha）						
山梨県	●	50ha（25～50ha）							●	20ha（10～20ha）				●	20ha（10～20ha）	宅地の造成：20ha（10～20ha）※本県条例においては「宅地の造成」は、土地の改変行為全般を包括するものとして整理されている。
長野県	●	ゴルフ場・スキー場 50ha	ゴルフ場・スキー場森林の区域等：30ha その他施設森林の区域等：30ha&土地の改変：10ha		●				●	50ha	森林の区域等：30ha			●	50ha	森林の区域等：30ha 別荘団地：50ha（森林の区域等30ha）
岐阜県																土地開発：40ha（20～40ha）、標高1500m以上 5ha
静岡県	●	50ha	特定地域：5ha		●	50ha	特定地域：5ha		●	50ha	特定地域：5ha					残土処分場：50ha（20～50ha）特定地域：5ha
愛知県					●	75ha			●	75ha 又は土地改変区域 37.5ha			●	75ha 又は土地改変区域 37.5ha		公園、第二種特定工作物：37.5～75ha
三重県	●	20ha	特別地域：10ha	都市公園：50ha 変更：20ha（10ha）増加	●			各事業の実施規模を対象事業要件下限値で除した商の和が1以上（※）	●	20ha	特別地域：10ha	変更：20ha（10ha）増加	●	20ha	特別地域：10ha	
滋賀県	●	20ha	森林地域：15ha 自然公園区域：10ha		●	20ha			●	20ha	琵琶湖中：5ha 自然公園区域：10ha					第二種特定工作物：20ha（森林地域15ha、自然公園10ha）
京都府	●	75ha（50～75ha）			●	75ha（50～75ha）										
大阪府					●	50ha			●	20ha						開発行為：50ha 発生土の処分、発生土による土地の造成：10ha
兵庫県	●	100ha 第2種特定工作物、都市公園	特別地域：50ha	ゴルフ場別途要件有	●	100ha	特別地域：50ha		●	100ha	特別地域：50ha		●	100ha	特別地域：50ha	
奈良県	●	50ha	指定地域：20ha		●	50ha	指定地域：20ha	※に同じ	●	認可地域 3ha						
和歌山県	●	75ha			●	75ha			●	50ha						
鳥取県	●	75ha	特別地域：50ha	ゴルフ場、スキー場別途要件有	●				●	50ha	特別地域：37.5ha					大規模畜産団地：75ha、特別地域50ha
島根県	●	50ha		ゴルフ場別途要件有	●	50ha			●	50ha						
岡山県	●	10ha			●	10ha			●	20ha						試験研究施設：10ha
広島県	●	50ha		ゴルフ場、スキー場別途要件有	●	50ha			●	20ha						
山口県	●	100ha（50～100ha）			●	100ha（算定式による）			●	100ha（50～100ha）			●	100ha（50～100ha）		
徳島県	●	50ha（25～50ha）		都市公園別途要件有	●			※に同じ	●	50ha（25～50ha）						畜産施設の設置：50ha（25～50ha）
香川県	●	20ha							●	20ha						
愛媛県	●	50ha		ゴルフ場別途要件有					●	50ha			●	50ha		
高知県	●	50ha			●			※に同じ	●	50ha						
福岡県	●	50ha		ゴルフ場別途要件有					●	50ha			●	50ha		墓園の造成：50ha
佐賀県	●	35ha		ゴルフ場別途要件有					●	35ha			●	35ha		その他の用地造成：35ha

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成															
	スポーツ・レクリエーション施設				面開発複合				土石採取				鉱物採取			その他 (第2種要件)
	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	
長崎県	●	30ha			●	30ha										
熊本県	●	50ha	地下水保全地域：25ha	ゴルフ場別途要件有					●	30ha		変更後50ha				その他の造成：50ha（地下水保全地域25ha）
大分県	●	75ha（30～75ha）		ゴルフ場別途要件有												その他の土地開発：75ha（30～75ha）
宮崎県	●	50ha		ゴルフ場別途要件有					●	50ha						
鹿児島県	●	ゴルフ場新設：ホール数18以上、平均距離100m以上、又は、ホール数9以上18未満、平均距離150m以上 ゴルフ場変更：増設9ホール以上	ゴルフ場新設：ホール数18以上、平均距離100m以上、又は、ホール数9以上18未満、平均距離150m以上 ゴルフ場増設：6ホール以上													その他の土地の改変：40ha（特定地域：30ha）
沖縄県	●	20ha	特別配慮地域：10ha	ゴルフ場別途要件有					●	10ha	特別配慮地域：5ha		●	10ha	特別配慮地域：5ha	
札幌市	●	50ha（20～50ha）			●	50ha（20～50ha）			●	20ha						
仙台市	●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha		●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha		●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha					別荘団地、研究所団地、学校用地、浄水施設・排水施設用地、都市公園、墓地・墓園：20ha、A地域10ha、B地域5ha
さいたま市																研究施設：5ha 又は化学物質取扱量500t/年以上、B地域3ha 又は化学物質取扱量500t/年以上、C地域1ha 又は化学物質取扱量500t/年以上 浄水施設：5ha、B地域3ha、C地域1ha 公園建設、学校用地、開発行為、調節池設置：10ha、B地域5ha、C地域3ha
千葉市	●	市街化区域内：50ha 市街化調整区域：20ha	特定区域：10ha		●	10ha (算定式による)		A/50 + B/20 + C/10 + Dが1以上	●	30ha	特定区域等：10ha					土砂等の埋立て等：40ha、特定区域等10ha
横浜市																開発行為：市街化区域20ha（15～20ha）、市街化調整区域10ha（7.5～10ha） 第二種特定工作物：市街化区域内：20ha、市街化調整区域：10ha 都市公園：20ha（15～20ha） 自然科学研究所：3ha以上（25.～3ha）かつ化学物質等使用施設
川崎市																開発行為：10ha（5～10ha、1～5ha） 浄水施設：10ha（10ha未満） 商業施設の新設：敷地面積10ha 又は延べ床面積10万㎡（1種・3種行為以外、1～5ha かつ延べ床面積5万㎡未満） 研究施設の新設：3ha以上かつ住居系用途地域内（3ha以上でその他用途地域内）
静岡市																
名古屋市	●	10ha														開発行為：10ha
京都市									●	5ha						都市公園、開発行為：20ha、特定地域10ha

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	各種土地造成															
	スポーツ・レクリエーション施設				面開発複合				土石採取				鉱物採取			その他 (第2種要件)
	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	その他要件	選定の有無	面積〇ha以上 (第2種：〇ha以上〇ha未満)	地域要件 (第2種要件)	
大阪市	●	30ha							●	20ha						開発行為：50ha 駐車場：1000台 地下利用施設：地表面下20m以深部分の容積50万m <sup>3</sup>
堺市	●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha		●	50ha	B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha		●	20ha	C地域：10ha D地域：5ha					研究施設：50ha B地域：30ha C地域：20ha D地域：10ha 駐車場：2000台 都市公園：C地域：20ha D地域：10ha 発生土の処分場：10ha D地域5ha 地下利用施設：地表面下20m以深部分の容積50万m <sup>3</sup>
神戸市	●	20ha 第2種特定工作物 都市公園	緑地保全区域等：5ha						●	20ha	緑地保全区域等： 5ha		●	兵庫 県に 同じ	100ha	特別地域：50ha
広島市	●	20ha 第2種特定工作物 都市公園		ゴルフ場別途要件 有	●	20ha			●	20ha						墓地墓園：20ha
北九州市	●	20ha							●	20ha			●	20ha		土地の造成：50ha
福岡市	●	市街化区域：20ha 市街化調整区域： 10ha	特定区域：5ha						●	市街化区域： 20ha 市街化調整区 域：10ha	特定区域：5ha					開発行為：市街化区域：20ha、市街化調整区域：10ha、特定区域：5ha

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	電気工作物											
	火力発電所			水力発電所			地熱発電所			原子力発電所		
	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	すべて	備考
北海道	●	15万kW (7.5～15万kW)		●	3万kW (1.5～3万kW)	(特別地域等：1万kW、 湛水面積30ha以上のダム新設を伴う もの)	●	1万kW (0.5～1万kW)				
青森県	●	15万kW (7.5～15万kW)		●	3万kW (1.5～3万kW)		●	1万kW (0.5～1万kW)				
岩手県	△	(3～11.25万kW)										
宮城県												
秋田県	●	11.25万kW	特定地域：7.5万kW	●	2.25万kW	特定地域：1.5万kW	●	0.75万kW	特定地域：0.5万kW			
山形県												
福島県	●	11.25万kW (7.5万kW)		●	2.25万kW (1.5～2.25万kW)		●	0.75万kW (0.5～0.75万kW)				
茨城県	●	11.25万kW		●	2.25万kW							
栃木県												
群馬県				●	3万kW (1.8～3万kW)	配慮地域：1.8万kW (0.9～1.8万kW)	●	1万kW	配慮地域：全事業			
埼玉県												
千葉県	●	11.25万kW		●	2.25万kW							
東京都	●	11.25万kW		●	2.25万kW		●	0.75万kW		●	●	
神奈川県	●	10万kW	甲地域、乙地域：全事業	●	2万kW	甲地域、乙地域：全事業	●	2万kW	甲地域、乙地域：全事業	●	●	
新潟県	●	11.25万kW	特別配慮地域：7.5万kW	●	2.25万kW	特別配慮地域：1.5万kW	●	0.75万kW	特別配慮地域：0.5万kW			
富山県	●	11.25万kW	自然環境特別配慮地域：7.5万 kW	●	2.25万kW	自然環境特別配慮地域：1.5万kW	●	0.75万kW	自然環境特別配慮地域：0.5万 kW			
石川県	●	15万kW (11.25～15万kW)		●	3万kW (2.25～3万kW)		●	1万kW (0.75～1万kW)		●	●	
福井県	●	15万kW (11.25～15万kW)		●	3万kW (2.25～3万kW)		●	1万kW (0.75～1万kW)		●	●	
山梨県	●	2万kW (1.6～2万kW)		●	1万kW (0.8～1万kW)							
長野県												
岐阜県				●	2.25万kW (1～2.25万kW)							
静岡県	●	15万kW (11.25～15万kW)	特定地域：5ha	●	3万kW (2.25～3万kW)	特定地域：5ha						
愛知県	●	11.25～15万kW		●	2.25～3万kW		●	0.75～1万kW				
三重県	●	5万kW	特別地域：1万kW	●	1.5万kW	特別地域：1万kW	●	0.5万kW				
滋賀県	●	2万kW		●	2万kW							
京都府	●	11.25万kW (8.4～11.25万kW)		●	2.25万kW (1.65～2.25万kW)							
大阪府	●	2万kW		●	1.5万kW		●	0.75万kW				
兵庫県	●	7.5万kW		●	3万kW		●	1万kW		●	●	
奈良県												
和歌山県	●	11.25万kW		●	2.25万kW		●	0.75万kW		●	●	
鳥取県	●	15万kW	特別地域：11.25万	●	3万kW	特別地域：2.25万	●	1万kW	特別地域：0.75万kW			
島根県	●	7.5万kW		●	1.5万kW		●	0.5万kW				
岡山県	●	すべて		●	1万kW		●	すべて				

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	電気工作物											
	火力発電所			水力発電所			地熱発電所			原子力発電所		
	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	すべて	備考
広島県	●	7.5万kW		●	1.5万kW							
山口県	●	15万kW (7.5～15万kW)		●	3万kW (1.5～3万kW)					●	●	
徳島県	●	11.25万kW (7.5～11.25万kW)		●	2.25万kW (1.5～2.25万kW)		●	0.75万kW (0.5～0.75万kW)				
香川県	●	工事・事業場と同じ										
愛媛県	●	7.5万kW		●	1.5万kW							
高知県	●	15万kW (7.5～15万kW)		●	3万kW (1.5～3万kW)							
福岡県	●	7.5万kW		●	1.5万kW							
佐賀県	●	5万kW		●	1万kW		●	0.35万kW				
長崎県	●	1万kW		●	0.2万kW		●	0.2万kW				
熊本県	●	7.5万kW		●	1.5万kW		●	0.5万kW				
大分県												
宮崎県	●	7.5万kW		●	1.5万kW		●	0.5万kW				
鹿児島県	●	7万kW	特定地域：5.5万kW	●	1.5万kW	特定地域：1.1万kW	●	0.5万kW	特定地域：0.35万kW			
沖縄県	●	5万kW	特別配慮地域：2.5万kW	●	1.5万kW	特別配慮地域：0.75万kW						
札幌市	●	7.5万kW (3～7.5万kW)		●	1.5万kW (0.6～1.5万kW)		●	0.5万kW (0.2～0.5万kW)				
仙台市												
さいたま市												
千葉市	●	11.25万kW										
横浜市	●	10万kW (7.5～10万kW)								●	●	
川崎市	※			※			※			※		
静岡市												
名古屋市	*			*			*			*		
京都市	●	5万kW										
大阪市	●	2万kW		●	1.5万kW		●	0.75万kW				
堺市	●	2万kW										
神戸市	☆			☆			☆			☆		
広島市	●	5万kW		●	1.5万kW							
北九州市	●	7.5万kW		●	1.5万kW							
福岡市	●	5万kW										

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	電気工作物										備考
	風力発電所				送電線			変電所等			
	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	施設要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	規模要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	
北海道											
青森県											
岩手県					△		(特別地域：電圧50万V・ 2km)				第1種事業の要件なし
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県	●	1万kW(0.7万kW)	風車15台以上 (10～14台)								
茨城県											
栃木県											
群馬県					●	50万V(17万V・こう長 4km)	配慮地域：17万V・こう長 4km (17万V・こう長1～4km)	変電所・ 開閉所	50ha(20～50ha)	配慮地域：20ha (5～20ha)	
埼玉県								●	20ha		
千葉県											
東京都					●	17万V、1km					
神奈川県					●	17万V、1km		●	3ha	甲地域：1ha 乙地域：3ha	
新潟県											
富山県					●		自然環境特別配慮地域 A地域：17万V、1km				
石川県											
福井県											
山梨県					●	新設：17万V 変更：3km					風力発電所については、「宅地の造成の事業」の項において面的に捉える。
長野県	●	1万kW									
岐阜県					●	50万V(25～50万v)					
静岡県								●	5ha		
愛知県											
三重県											風力発電所：工場・事業場の規模要件で判断
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県	●	0.15万kW		特別地域：0.05万kW							
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県					●	50万V					
広島県											

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	電気工作物										備考
	風力発電所				送電線			変電所等			
	選定の 有無	出力〇万kW以上 (第2種要件)	施設要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	規模要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県	●	1.5万kW	風車10台以上								
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											
札幌市											
仙台市					●	25万V、10km	A地域：25万V、7km B地域：25万V、3km	●	20ha	A地域：10ha B地域：5ha	
さいたま市											電気工作物（送電線、配電線及び 電飾保安通信線を除く）： A地域5ha、排出4万m <sup>3</sup> /h、 B地域3ha、排出1万m <sup>3</sup> /h、 C地域1ha、排出1万m <sup>3</sup> /h
千葉市											
横浜市								●	3ha (2.5～3ha)		特定電気事業等の用に供する 発電電気工作物：3ha以上(2.5～3ha)又は使用燃料4k1以上(3～4k1)
川崎市	※				※			※			※電気工作物の出力が10万kW (5～10万kW)以上
静岡市											
名古屋市	*										*発電所：出力5万kW以上
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市	●兵庫県に同 じ	0.15万kW		特別地域：0.05万kW							☆発電所：出力2万kW以上
広島市											
北九州市											
福岡市											

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	その他										
	工場・事業場						下水道終末処理場				
	選定の 有無	排ガス量 ○万Nm <sup>3</sup> /h以上 (第2種要件)	排水量 平均○万m <sup>3</sup> /日以上 (第2種要件)	面積 ○ha以上 (第2種要件)	その他要件 (第2種要件)	地域要件	選定の 有無	排水量 平均○万m <sup>3</sup> /日以上 (第2種要件)	面積 ○ha以上 (第2種要件)	その他要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)
北海道											
青森県	●	20万Nm <sup>3</sup> (10万～20万Nm <sup>3</sup> )	1万m <sup>3</sup> (0.5万～1万m <sup>3</sup> )		下水汚泥の焼却施設： 焼却能力100t/日						
岩手県	●	20万Nm <sup>3</sup> (10万～20万Nm <sup>3</sup> )	1万m <sup>3</sup> (0.5万～1万m <sup>3</sup> )				●	1万m <sup>3</sup> (0.5万～1万m <sup>3</sup> )			
宮城県	●			75ha (20～75ha)							
秋田県	●	20万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>			特定地域：排ガス量10万m <sup>3</sup> /h、排水量0.5万m <sup>3</sup> /日	●		20ha		特定地域：10ha
山形県	●	20万Nm <sup>3</sup> (10万～20万Nm <sup>3</sup> )	1万m <sup>3</sup> (0.5万～1万m <sup>3</sup> )				●		20ha (10～20ha)		
福島県	●	10万Nm <sup>3</sup> (7.5万～10万Nm <sup>3</sup> )	1万m <sup>3</sup> (0.75万～1万m <sup>3</sup> )				●		75ha (50～75ha)	下水汚泥の焼却施設： 焼却能力4t/h	
茨城県							●			計画処理人口2万人	
栃木県	●		1万m <sup>3</sup>	20ha	燃焼能力10kl/h	配慮地域：15ha 特別配慮地域：10ha					
群馬県	●	4万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>			配慮地域：排ガス量1.6万Nm <sup>3</sup> /h、排水量0.4万m <sup>3</sup> /日	●		50ha (20～50ha)		配慮地域：20ha (5～20ha)
埼玉県	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>	20ha			●		20ha		
千葉県	●		1万m <sup>3</sup>		燃料使用量20t/h		●		15ha	計画処理人口20万人	
東京都	●	大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、 特定粉じん発生施設 水質汚濁防止法の特定施設 騒音規制法の特定施設または振動規制法の特定施設 以上の特定施設を有する製造業（物品の加工修理業を含む） の設置		敷地面積9千m <sup>2</sup> 建築面積3千m <sup>2</sup>			●		5ha	汚泥処理能力100t/日	
神奈川県	●		1万m <sup>3</sup>	3ha	燃料使用量4kl/h	甲地域：1ha	●		10ha		甲地域：1ha 乙地域：3ha
新潟県	●	10万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>			特別配慮地域：排ガス量6万m <sup>3</sup> /h、排水量0.6万m <sup>3</sup> /日	●			計画処理人口10万人	特別配慮地域：6万人
富山県	●		1万m <sup>3</sup>	75ha	燃料使用量12.5kl/h 地下水採水量0.8万m <sup>3</sup> /日	自然環境特別配慮地域：排水量0.5万m <sup>3</sup> /日、燃料使用 量8kl/h、地下水採水量0.4万m <sup>3</sup> /日 自然環境特別配慮地域A地域：1ha、B地域：20ha	●			計画処理人口10万人	自然環境特別配慮地 域：1万人
石川県	●		1万m <sup>3</sup>		燃料使用量15kl/h						
福井県	●		1万m <sup>3</sup> (0.75万～1万m <sup>3</sup> )		燃料使用量10kl/h (7.5～10kl/h)						
山梨県	●		1万m <sup>3</sup> (0.8万～1万m <sup>3</sup> )		燃料中炭素量6kg/h (5千～6kg/h)		●		10ha (5～10ha)	計画処理人口10万人 (5万～10万人)	
長野県	●	10万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>				●		15ha		
岐阜県	●	10万Nm <sup>3</sup> (5～10万Nm <sup>3</sup> )	1万m <sup>3</sup> (0.5万～1万m <sup>3</sup> )	20ha (10～20ha)							
静岡県	●	10万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>				●		10ha (7.5～10ha)		特定地域：5ha
愛知県	●		0.75万m <sup>3</sup>		燃料使用量11.25kl/h		●		11.25ha		
三重県	●	10万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>	20ha		特別地域：排出ガス2万Nm <sup>3</sup> ・排水量0.1万m <sup>3</sup> ・10ha	●	すべて	すべて	流域下水道に限る	
滋賀県	●		0.2万m <sup>3</sup>	10ha	燃料使用量3kl/h		●		5ha		
京都府	●		1万m <sup>3</sup> (0.75万～1万m <sup>3</sup> )		燃料使用量15kl/h (10～15kl/h)						
大阪府	●		1万m <sup>3</sup>		燃料使用量4kl/h		●			計画処理人口10万人	
兵庫県	●		1万m <sup>3</sup> 冷却排水30万m <sup>3</sup>	100ha	燃料使用量15kl/h	特別地域：50ha	●			計画処理人口10万人	
奈良県	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup> (冷却水量 1万m <sup>3</sup> )	敷地面積15ha							
和歌山県	●		1万m <sup>3</sup>		燃料使用量15kl/h						

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	その他										
	工場・事業場						下水道終末処理場				
	選定の 有無	排ガス量 ○万Nm <sup>3</sup> /h以上 (第2種要件)	排水量 平均○万m <sup>3</sup> /日以上 (第2種要件)	面積 ○ha以上 (第2種要件)	その他要件 (第2種要件)	地域要件	選定の 有無	排水量 平均○万m <sup>3</sup> /日以上 (第2種要件)	面積 ○ha以上 (第2種要件)	その他要件 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)
鳥取県	●	4万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>			特別地域：排ガス量3万m <sup>3</sup> /h、排水量0.75万m <sup>3</sup> /日					
島根県	●	4万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>				●			計画処理人口5万人	
岡山県	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.3万m <sup>3</sup>				●	0.3万m <sup>3</sup>			
広島県	●		1万m <sup>3</sup>	50ha	燃料使用量15kl/h		●			計画処理人口10万人	
山口県	●		1万m <sup>3</sup>		燃料使用量15kl/h		●		10ha		
徳島県	●	10万Nm <sup>3</sup> (5万～10万Nm <sup>3</sup> )	1万m <sup>3</sup> (0.5万～1万m <sup>3</sup> )				●			計画処理人口10万人 (5万～10万人)	
香川県	●	10万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>	20ha			●			計画処理人口15万人	
愛媛県	●	10万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>				●			計画処理人口10万人	
高知県	●	4万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>				●	2万m <sup>3</sup>			
福岡県	●	15万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>				●			計画処理人口15万人	
佐賀県	●	15万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>				●	1万m <sup>3</sup>			
長崎県	●	10万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>				●			計画処理人口7万人	
熊本県	●		1万m <sup>3</sup>		燃料使用量8kl/h	地下水保全地域：排水量0.5万m <sup>3</sup> /日	●			計画処理人口10万人	
大分県	●	10万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>								
宮崎県	●	10万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup>								
鹿児島県	●	20万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>			特定地域：排ガス量15万Nm <sup>3</sup> /h、排水量0.375万m <sup>3</sup> /日					
沖縄県	●	10万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>			特別配慮地域：排ガス量5万Nm <sup>3</sup> /h、排水量0.25万m <sup>3</sup> /日	●	4万m <sup>3</sup>			特別配慮地域：2万m <sup>3</sup>
札幌市	●	4万Nm <sup>3</sup> (1.6万～4万Nm <sup>3</sup> )	0.5万m <sup>3</sup> (0.2万～0.5万m <sup>3</sup> )				●				計画処理人口10万人 (4～10万人)
仙台市	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>	20ha		A地域10ha B地域5ha	●		20ha	A地域：10ha B地域：5ha	
さいたま市	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>	5ha	A地域：PRTR500t/年	B地域：排ガス量1万Nm <sup>3</sup> 、排水量：0.1万m <sup>3</sup> 面積：3ha、PRTR500t/年 C地域：排ガス量1万Nm <sup>3</sup> 、排水量：0.1万m <sup>3</sup> 面積：1ha、PRTR500t/年	●		5ha	B地域：3ha C地域：1ha	
千葉市	●		1万m <sup>3</sup>		燃料使用量：20t/h		●		15ha		計画処理人口20万人
横浜市	●		0.1万m <sup>3</sup> (0.075～0.1万m <sup>3</sup> )		燃料使用量：4kl/h (3～4kl/h) 面積：3ha (2.5～3ha)		●		3ha (2.5～3ha)		
川崎市	●		0.1万m <sup>3</sup>		敷地面積3haかつ建築面積1万m <sup>2</sup> 燃料使用量：4kl/h						
静岡市											
名古屋市	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.75万m <sup>3</sup>				●	すべて	すべて		
京都市	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.75万m <sup>3</sup>				●		10ha		計画処理人口5万人
大阪市	●		1万m <sup>3</sup>		燃料使用量：4kl/h		●				計画処理人口5万人
堺市	●		1万m <sup>3</sup>		燃料使用量：4kl/h又は、特定施設から排出される汚水又は廃液の平均合計量が1,000 m <sup>3</sup> /日以上		●				計画処理人口10万人
神戸市	●	4万Nm <sup>3</sup>	1万m <sup>3</sup> ただし冷却等排水は30万m <sup>3</sup>	10ha			●				計画処理人口10万人
広島市	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>	10ha			●	新設：すべて		増設：計画処理人口10万人以上増加	
北九州市	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>				●				計画処理人口15万人
福岡市	●	4万Nm <sup>3</sup>	0.5万m <sup>3</sup>	5ha			●				計画処理人口5万人

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	その他											
	畜産施設					建築物の新設				港湾計画		その他 港湾関係 (第2種要件)
	選定の 有無	飼育数 (第2種要件)	排水量 平均〇万m <sup>3</sup> /日以上 (第2種要件)	面積	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	高さ 〇m以上 (第2種要件)	延べ床面積 〇万m <sup>2</sup> 以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積	
北海道												
青森県	●	牛 1.5千頭 豚 1万頭 鶏 30万羽				●	100m (50～100m)					
岩手県	●		0.1万m <sup>3</sup> (0.05万～0.1万m <sup>3</sup> )			●	100m (50～100m)	10万m <sup>2</sup> (5万～10万m <sup>2</sup> )				
宮城県												
秋田県	●		0.1万m <sup>3</sup>		特定地域：0.05万m <sup>3</sup>							
山形県	●	牛 2千頭 (1千～2千頭) 豚 2万頭 (1万～2万頭)				●	100m (50～100m)					
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県	●	牛 2.5千頭 (1.5千～2.5千頭) 豚 1万頭 (0.5万～1万頭) 鶏 50万羽 (25万～50万羽)			配慮地域 牛 1.5千頭 (千～1.5千頭) 豚 0.5万頭 (0.3万～0.5万頭) 鶏 25万羽 (5万～25万羽)	●	100m	10万m <sup>2</sup>	配慮地域：60m、4万～10万m <sup>2</sup>			
埼玉県						●	100m					
千葉県										●	250ha	
東京都						●	100m	10万m <sup>2</sup>	特定の地域：180mかつ15万m <sup>2</sup>			ふ頭の新設：水深12m・長さ240m
神奈川県						●	100m	5万m <sup>2</sup>				
新潟県						●		5万m <sup>2</sup>	特別配慮地域：3万m <sup>2</sup>			
富山県	●	牛 0.5千頭 豚 0.5万頭										
石川県	●	牛 1千頭 豚 1万頭										
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県						●	50m ※工作物含む		商業地域：対象外			
静岡県						●	100m	5万m <sup>2</sup> ※リゾートホテル、リゾートマンション含む				(河川又は海岸の改変：特定地域5ha)
愛知県												
三重県	●事業場として 取り扱う									●	100ha	
滋賀県						●	60m	5万m <sup>2</sup>				地方港湾の新設すべて、改築3ha
京都府												
大阪府						●	150m	10万m <sup>2</sup>		●	100ha	
兵庫県	●											
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	●畜産団地			75ha	特別地域：50ha							
島根県												
岡山県												

【凡例】●：条例の対象事業として選定。

△：簡易手続、又は条例スクリーニングの対象となる事業（表中「第2種」と略）のみを対象。

（ ）内：条例上の第2種事業に関する要件。

平成19年12月末現在

地方公共 団体名	その他											
	畜産施設					建築物の新設				港湾計画		その他 港湾関係 (第2種要件)
	選定の 有無	飼育数 (第2種要件)	排水量 平均〇万m <sup>3</sup> /日以上 (第2種要件)	面積	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	高さ 〇m以上 (第2種要件)	延べ床面積 〇万m <sup>2</sup> 以上 (第2種要件)	地域要件 (第2種要件)	選定の 有無	面積	
広島県										●	150ha	
山口県										●	150ha	
徳島県	●			50ha (25～50ha)								
香川県												
愛媛県												
高知県	●	牛0.5千頭 豚 0.5万頭								●	150ha	
福岡県										●	150ha	
佐賀県										●	100ha	
長崎県										●	100ha	
熊本県	●			豚房 7,500 m <sup>2</sup> 増設後9,000 m <sup>2</sup>						●	150ha	
大分県										●	150ha	
宮崎県	●			豚房 7,500 m <sup>2</sup> 増設後15,000 m <sup>2</sup>						●	150ha	
鹿児島県	●			豚房 7,500 m <sup>2</sup>	特定地域：豚房 5,500 m <sup>2</sup>					●	一般地域：120ha 特定地域：90ha	
沖縄県	●			豚房 5,000 m <sup>2</sup> 牛房 5,000 m <sup>2</sup>	特別配慮地域： 豚房 2,500 m <sup>2</sup> 、牛房 2,500 m <sup>2</sup>					●	150ha	防波堤の建設又は改良：1,000m 特別配慮地域：500m
札幌市						●	100m (40～100m)	10万m <sup>2</sup> (4万～10万m <sup>2</sup> )				
仙台市	●			20ha	A地域：10ha B地域：5ha	●	100m	5万m <sup>2</sup>				
さいたま市						●	60m	5万m <sup>2</sup>	特別の地域：100m、10万m <sup>2</sup> B地域：60m、3万m <sup>2</sup> C地域：30m、1万m <sup>2</sup>			
千葉市												
横浜市						●	100m (75～100m)	5万m <sup>2</sup> (5万m <sup>2</sup> )		●	150ha	
川崎市						●	100m (80～100m)	10万m <sup>2</sup> (5万～10万m <sup>2</sup> )	臨港地区：15万m <sup>2</sup>			防波堤の新設：1km (1km未満)
静岡市												
名古屋市						●	100m	5万m <sup>2</sup>				
京都市						●	45m	5万m <sup>2</sup>				
大阪市						●	150m	10万m <sup>2</sup>		●	100ha	
堺市						●	150m	10万m <sup>2</sup>	B・C・D地域：100m、5万m <sup>2</sup>			
神戸市	● 兵庫県 に同じ			牛舎 23,500m <sup>2</sup> 豚舎 7,500m <sup>2</sup> 鶏舎 33,000m <sup>2</sup>		●	高さ60m以上かつ述べ床面積10万m <sup>2</sup>			●	100ha	防波堤の新設：1km
広島市						●	100m	10万m <sup>2</sup>				
北九州市						●	100m	10万m <sup>2</sup>		●	150ha	
福岡市										●	150ha	

(2) 主要諸国の対象事業

		基本的な考え方	対象事業種に関する規定	
日本	国	<p>道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの事業（右欄参照）のうち、規模が大きく環境に影響を及ぼすおそれがある事業であって、以下の条件に該当する事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の許認可が必要な事業</li> <li>・ 国の補助金が交付される事業</li> <li>・ 独立行政法人が行う事業</li> <li>・ 国が行う事業</li> </ul>	道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、宅地の造成の事業	
	地方	<p>国の制度よりも対象事業の種類を多くする、より小規模の事業を対象とするなど、地域の実情に応じて規定されている。</p>	(ゴルフ場、ごみ処理施設等、自治体ごとに個別に規定)	
アメリカ		<p>連邦政府機関の行為で、省庁毎に作成された類型除外リスト（例えば、エネルギー省では、施設の運営、健康と安全等が、これに含まれ、具体的には、既存施設での冷却水装置の改良、インフラ設備に対する日常的な保守サービス等が記述されている。）に該当しないもの。</p> <p>連邦政府機関の行為には、連邦政府機関によって全部または部分的に、資金の供与、支援、実施、規制または承認がなされたプロジェクトやプログラムを含む新規や継続の活動、新規のまたは改正された連邦政府機関のルール、規則、計画、政策あるいは手続き、及び法案を含むものとされている。</p>	(対象事業種としては特に規定されていない)	
カナダ		<p>建設、供用、改造、解体、廃業等の建造物に関する事業及び建造物に関係しない物理的行為で対象リスト規則に掲げられているもの（右欄参照）で、連邦政府が以下のいずれかの関与をするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦省庁が当該事業の提案者（事業者）になっている場合</li> <li>・ 連邦省庁が当該事業に財政的な支援（出資、補助金等の交付等）を行う場合</li> <li>・ 当該事業のために連邦政府が管理する土地または利用権の売却、賃貸等を伴う場合</li> <li>・ 当該事業に対して、連邦省庁が法律リスト規則（CEAA の施行規則であり、連邦省庁が行う 64 の許認可等に関する法令が規定されている）に挙げられた許認可を行う場合</li> </ul> <p>なお、除外リスト規則に掲げられている事業等は環境影響評価を免除される。</p>	<p>建造物に関係しない物理的行為のうち、対象リスト規則に掲げられているものは以下の通り。</p> <p>国立公園及び保護区域等での建設・改変等の物理的行為、石油及びガス事業、原子力施設及び関連施設の建造や核物質の処分等、防衛に関する演習や武器の試用・処分等、輸送、廃棄物管理、漁業、動植物の生息地かく乱や採取等、先住民居住地における事業、北方事業（領海での廃棄物の処理やトナカイの放牧等）、森林伐採もしくは移動、その他</p>	
EC 指令		<p>必ず環境影響評価の対象とする 22 事業（右欄参照）と、加盟国が、事業毎に、または加盟国が予め設定した範囲や基準によって、環境影響評価の対象とすることを決定するその他の 13 事業（右欄参照）が規定されている。</p>	<p>必ず環境影響評価の対象とする事業</p>	<p>原油精製施設並びに石炭等ガス化及び液化用施設、火力発電所とその他燃焼施設・原子力発電所及びその他原子炉等、使用済核燃料再処理施設等、金属精錬・生産施設、アスベスト抽出・処理・加工施設、複合化学施設、長距離鉄道交通路線並びに空港・自動車専用道路及び高速道路等、水路・埠頭及び沖合港、危険性廃棄物処理施設、その他の廃棄物処理施設、地下水の汲み上げ・涵養、河川流域間水資源移送工事、排水処理施設、石油探掘・天然ガス抽出、ダム等、石油等パイプライン、養鶏・養豚集約飼育施設、パルプ・紙等生産施設、採石・露天掘りまたは泥炭採掘、高架電線の建設、石油等貯蔵施設、その他</p>
			<p>条件によって環境影響評価の対象とする事業</p>	<p>農林水産業、採掘産業、エネルギー産業、金属の生産・処理、鉱業、化学産業（必ず環境影響評価の対象とするもの以外）、食品産業、繊維・皮革・木材・製紙産業、ゴム産業、社会的基盤事業、その他建設等事業、観光・レジャー事業、その他</p>
イギリス		<p>必ず環境影響評価の対象とする 20 事業（右欄参照）と、条件によって環境影響評価の対象とすることを決定するその他の 13 事業（右欄参照）が規定されている。</p> <p>注）対象事業に対して、国の関与に関する規定はない。（都市・農村計画法において、事業者は地方計画庁（市レベルの自治体）へ事業計画の申請を行う。申請された全ての事業計画は、審査の後、認可の可否が決定される。主務大臣は、事業者が地方計画庁の決定に対して不服申し立てを行った場合は、地方計画庁に代わり、採決を行うことになっている。このように、イギリスでは、計画制度に関して、地方政府と中央政府は一つの制度体系の中にあるため、国の関与をあえて明記する必要はない。）</p>	<p>必ず環境影響評価の対象とする事業</p>	<p>原油精製施設並びに石炭等ガス化及び液化用施設、火力発電所とその他燃焼施設・原子力発電所及びその他原子炉等、使用済核燃料再処理施設等、金属精錬・生産施設、アスベスト抽出・処理・加工施設、複合化学施設、長距離鉄道交通路線並びに空港・自動車専用道路及び高速道路等、水路・埠頭及び沖合港、危険性廃棄物処理施設、その他の廃棄物処理施設、地下水の汲み上げ・涵養、河川流域間水資源移送工事、排水処理施設、石油探掘・天然ガス抽出、ダム等、石油等パイプライン、養鶏・養豚集約飼育施設、パルプ・紙等生産施設、採石・露天掘りまたは泥炭採掘、石油等貯蔵施設</p>
			<p>条件によって環境影響評価の対象とする事業</p>	<p>農林水産業、採掘産業、エネルギー産業、金属の生産・処理、鉱業、化学産業（必ず環境影響評価の対象とするもの以外）、食品産業、繊維・皮革・木材・製紙産業、ゴム産業、社会的基盤事業、その他建設等事業、観光・レジャー事業、その他</p>

	基本的な考え方	対象事業種に関する規定	
オランダ	<p>必ず環境影響評価の対象とする 28 種の活動（右欄参照）と、条件によって環境影響評価の対象とするかどうかを決定する 48 種の活動（右欄参照）が規定されている。</p> <p>注）国の関与に関する規定は無い。</p>	必ず環境影響評価の対象とする活動	幹線道路・高速道路等、国有鉄道並びに路面電車等、水路、港・棧橋、河床の修繕並びに河床等を高水位よりも高くする行為、飛行場、軍事訓練場、石油等パイプライン、農村開発、娯楽・観光施設等、住宅・工業地帯・温室、堤防・防波堤等、埋立て・排水・干拓、鶏・豚の繁殖・飼育施設、飲用水・工業用水供給基盤並びに地下水涵養及び揚水・貯水池・堰、鉱物採掘・採石場もしくは露天掘り鉱山・泥炭採掘、石油・天然ガス等探索・採掘、廃棄物処分に関する政策の採用・廃棄物処理施設等・下水処理プラント、河川流域をつなぐ水路、パルプ・紙等生産施設、精油設備・金属生産等施設・アスベスト製造等設備・化学コンビナート、発電所の立地地点の選定・原子力を含む発電所・核燃料等加工施設、使用済核燃料再処理施設等、地上高圧送電線、石油等貯蔵施設、石炭ガス化・液化施設、水域の水位の変更、自然保護区域の指定取り消しを伴う活動
		条件によって環境影響評価の対象とする活動	<p>必ず環境影響評価の対象とする活動（上述の 28 種の活動）の多くについて、より小規模な事業を対象として規定している。これら 28 種の活動以外のものとしては、以下のものが規定されている。</p> <p>都市開発、植林・伐採活動等、各種製造等設備（金属、ボイラー・貯水槽、自動車、船舶、エンジン・原子炉・タービン、航空機、鉄道車両等関連）、化学製品製造等設備（農薬、薬品、肥料等）、食品関連製造等設備（動物性油脂、魚肉・魚油、動植物製品の包装・缶詰）、繊維・皮革等加工設備、木材・木工製品生産等施設など</p>
フランス	<p>事業費の規模にかかわらず必ず環境影響調査（詳細な環境影響評価）の対象とする 23 事業（右欄参照）と、一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とする 34 事業（右欄参照）が規定されている。</p> <p>後者については例外規定が設けられており、この例外規定に該当する場合は環境影響調査を必要としないが、別途規定されている環境影響記録（環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される簡易アセスメント）の対象 13 事業（右欄参照）に該当する場合は、事業費の規模にかかわらず環境影響記録の対象となる。</p> <p>注）国の関与に関する規定は無い。</p>	必ず環境影響調査の対象とする事業	<p>土地整備、送配電施設、水力利用施設、鉱山採掘、化学製品等地下貯蔵施設、地下式・半地下式以外の貯水施設、キャンプ場等、大規模建築物、協議整備地区、大規模画地※、伐採・植林、下水処理施設、風力発電施設、水産養殖施設、放射性廃棄物貯蔵に関する地下試験施設、スキーリフト、ゴルフ場、モータースポーツ・モーターレジャー用地整備、旅客駅・貨物駅・乗継駅、海岸護岸工事・施設、荒地または半自然地の集約的農業利用事業など</p> <p>※画地：10 年以内に 2 つ以上に分割する土地</p>
		一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とする事業	<p>必ず環境影響調査の対象とする事業（上述の 23 事業）の多くについて、より小規模な事業（開発面積などがより小さい事業）を対象として規定している。これら 23 事業以外のものとしては、以下のものが規定されている。</p> <p>公道及び私道、ガス配管工事（供給網）、化学製品等輸送、鉱山・採石場の探査、下水道網・雨水排除網・上水道網、治水・治山対策等、通信網、建築許可対象建築物、許可対象となる解体作業など</p>
		環境影響記録の対象とする事業	<p>さらに小規模な事業（開発面積などがさらに小さい事業）が対象として規定されているが、事業種としては、環境影響調査の対象事業（上述の 23 事業と 34 事業）と概ね重複している。具体的には以下の通り。</p> <p>公有水面における整備等・レジャー港、スキーリフトまたは冬期スポーツ場、送配電施設、水力利用施設、鉱山・採石場の探査、伐採・植林、治水・治山対策等、キャンプ場等、下水処理施設、水産養殖施設、農業水利工事、海岸護岸工事・施設、風力発電施設</p>

	基本的な考え方	対象事業種に関する規定
イタリア	必ず環境影響評価の対象とする 39 事業 <u>(右欄参照)</u> と、環境保護地域で事業を実施する場合に限り環境影響評価の対象とするその他の 8 分野 70 事業 <u>(右欄参照)</u> が規定されている。 注) 国の関与に関する規定は無い。	必ず環境影響評価の対象とする事業 石油精錬、燃焼プラント・原子力プラント等、放射性物質貯蔵・処理施設、鉄鋼生産施設、アスベスト生産・処理施設、複合化学プラント、鉄道・空港・自動車道路、商業用港、送電線、石油・ガスパイプライン、化学製品等貯蔵施設、水力発電、非可燃性製品貯蔵施設、放射性非可燃物質の再処理場等、海面の埋立て、製紙工場、廃棄物関連施設、水質浄化施設、ダムその他の施設など
		環境保護地域に限り環境影響評価の対象とする事業 農業（土地利用変更、植林・伐採、鶏・豚飼育施設など）、エネルギー産業と採鉱産業（熱プラント施設、採掘・探査、石油・ガスパイプラインなど）、鉱業（金属の加工・生産施設、自動車等生産施設、船舶停泊施設など）、食糧生産業（乳製品処理加工施設、ビール・モルト生産施設、砂糖精錬・イースト生産施設など）、織物・革製品・木材・紙産業（セルロース・紙生産施設、皮なめしを行う施設等）、ゴム・プラスチック製品産業（弾性物質に基づく生産施設）、インフラストラクチャー計画（産業開発計画、都市開発計画、水道など）、その他（キャンプ施設等、ガラス生産プラントなど）
ドイツ	環境影響評価の対象として 19 事業 <u>(右欄参照)</u> が規定されている。 注) 国の関与に関する規定は無い。	火力発電・鉱業・エネルギー、岩石及び土砂・ガラス・セラミック・建設資材、鉄鋼及びその他の金属・加工物、化学製品・医薬品・石油精製及び加工物、プラスチックの表面加工、木材・繊維、食品・嗜好品・飼料・農産物、廃棄物及びその他の物質についてのリサイクル・処理、物質及び化合物の保管、その他の工業施設、原子力エネルギー、廃棄物処分場、水域の利用や整備を伴う水管理事業、交通整備事業、鉱山業、耕地整理、森林事業、建設計画法上の事業、パイプライン及び他の施設
中国	固定資産投資に関する建設事業すべてが何らかの環境影響評価（環境影響報告書、環境影響報告表、または環境影響登記表）の対象となる。具体的には、国有経済、共同経営、株式制、外資、香港・マカオ・台湾投資、個人経営等の各種資本による開発活動、一切の基本建設、技術改造、不動産開発（開発区建設、新区建設、旧区改造）等をいう。また、環境に影響がある飲食娯楽のサービス業も含まれる。	（以下の具体的な建設事業についてそれぞれ、事業規模や立地地域の特徴などによって、いずれの形式の環境影響評価の対象にするかが規定されているが、対象事業は必ずしもこれに限られるわけではない。記載のない事業についても、環境保護行政主管部門がどの形式の環境影響評価の対象とするかを決定し、環境影響評価が行われる。） <事業種> 1 流域開発・海岸開発・開発区建設・都市開発 2 放射能関係施設 3 発電所 ①火力発電所、②水力発電所、③原子力発電所、④変電所工事、⑤蒸気製造 4 その他事業 ①風力発電所、②天然ガスパイプライン、③ダム撤去、④自然再生事業
韓国	環境影響評価の対象事業として、17 分野 74 種の事業 <u>(右欄参照)</u> が規定されている。 注) 国の関与に関する規定は無い。	都市開発、産業立地及び産業団地の造成、エネルギー開発、港湾建設、道路建設、水資源開発、鉄道（都市鉄道を含む）の建設、空港建設、河川利用及び開発、干拓及び公有水面の埋め立て、観光複合施設の開発、山地の開発、特別地域の開発、運動施設・廃棄物処理施設の設置、国防・軍事施設の設置、糞尿処理施設の設置、土石・砂・砂利・鉱物等の採取事業

## 5 主要諸国におけるスクリーニング制度の概要

国名	スクリーニングの対象事業	スクリーニング手続きの概要	関係者の役割 (単なる公表・通知等を除く)			
			事業者	主務省庁	環境部局	公衆
日本	第一種事業に準ずる規模を有するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>許認可権者が、事業者が届け出た書類をもとに、都道府県知事の意見を聴いた上で、環境影響評価の必要の有無について判断する。</li> <li>許認可権者の判断の結果は事業者へ通知され、環境影響評価が必要と判断された場合は、その後の手続きが実施される。</li> </ul>	○	◎	△ (自治体レベルの関与を意味し、国レベルの関与は無い)	×
アメリカ	すべてのアセスメント対象事業。 ただし、「通常直接 EIS (詳細な環境影響評価) を作成するリスト」に該当する場合は、スクリーニング手続きを経ずに直接 EIS の作成が実施される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通常直接 EIS を作成するリスト」に該当しないすべての対象事業について、事業を所管する連邦政府機関が、EA (EIS の必要の有無を判断する簡易アセスメント) を行う。</li> <li>この際、実現可能な範囲で、環境関係の行政機関、事業の申請者、公衆の参加を求めることとされている。</li> <li>EA の分析を通じて環境に重大な影響を及ぼさないと結論された場合は、当該連邦政府機関が、EIS が作成されないことを簡潔に述べた書類 (FONSI) を公表する。重大な影響があると判断された場合は EIS の作成が実施される。</li> </ul>	△	◎	△ (実現可能な範囲)	△ (実現可能な範囲)
カナダ	アセスメント対象事業のうち、詳細な環境影響評価が必要な事業として包括的調査リスト規則に規定されたもの以外の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての対象事業は、包括的調査 (詳細な環境影響評価)、スクリーニング式環境影響評価 (簡易アセスメント) のいずれかの形式で環境影響評価が開始されることとなり、その形式の判断は、主務省庁により、規定に照らして行われる。</li> <li>調停または審査委員会への付託手続きは、スクリーニング式環境影響評価及び包括的調査の中で、以下の条件のような場合に開始される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての適切な環境保全対策の実施を考慮しても事業が環境へ重大な悪影響を引き起こすことが不確実かまたは引き起こすと考えられる場合 (すなわち、重大な環境影響が懸念される場合)</li> <li>事業に対する公衆の関心 から判断して詳細な調査が必要であると考えられる場合</li> </ul> </li> </ul>	○	◎	×	×
EC 指令	加盟国が、事業毎に、または加盟国が予め設定した範囲や基準によって、環境影響評価の対象とすることを決定する 13 事業。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業が「環境影響評価の対象とすることを決定する 13 事業」に該当する場合は、主務省庁が環境影響評価の必要の有無を判断する。</li> <li>他の関係者の関与に関する規定はない。</li> <li>スクリーニングの結果は公表され、環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、その後の手続きが実施される。</li> </ul>	○	◎	×	×

国名	スクリーニングの対象事業	スクリーニング手続きの概要	関係者の役割 (単なる公表・通知等を除く)			
			事業者	主務省庁	環境部局	公衆
イギリス	条件によって環境影響評価の対象とどうかを決定する 13 事業。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業が環境影響評価の対象となる可能性がある場合、事業者は、地方計画庁に対してスクリーニング意見書の作成を要請することができる（任意とされているが、地方計画庁と協議することが一般的となっている）。地方計画庁は、当該事業に対する環境影響評価の適用の有無を、事業者に書面で回答する。</li> <li>他の関係者の関与に関する規定はない。ただし、運用上、地方計画庁が、スクリーニング意見書の作成に当たり、法定協議機関（イングランド自然保護評議会、田園地方庁、環境庁等の 5 機関）に助言を求めることがある。</li> <li>事業者は、地方計画庁のスクリーニング意見書の判断に従い、環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、その後の手続きが実施される。なお、スクリーニング意見書の内容に不服がある場合など、担当大臣（イングランドの場合には環境大臣）にスクリーニング指示書の作成を要請することができる。スクリーニング結果の公表に関する規定はない。</li> </ul>	○	◎	△（運用上）	×
オランダ	条件によって環境影響評価の対象とどうかを決定する 48 種の活動。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「条件によって環境影響評価の対象とどうかを決定する 48 種の活動」に該当する場合、当該活動の提案者は、許認可を求める意思を表明する届出書を許認可権者に提出する。許認可権者は、必要に応じて提案者と協議し、環境影響評価の適用の有無を判断する。</li> <li>他の関係者の関与に関する規定はない。</li> <li>スクリーニングの結果は公表され、環境影響評価を実施する判断がなされた場合は、その後の手続きが実施される。</li> </ul>	○	◎	×	×
フランス	<p>事業費の規模にかかわらず必ず環境影響調査（詳細な環境影響評価）の対象とする 23 事業と、一定額以上の事業費の場合にのみ環境影響調査の対象とするその他の 34 事業が規定されている。</p> <p>後者については例外規定が設けられており、この例外規定に該当する場合は環境影響調査を必要としないが、別途規定されている環境影響記録（環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される簡易アセスメント）の対象 13 事業に該当する場合は、事業費の規模にかかわらず環境影響記録の対象となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の対象となるか否か、また、対象となる場合に適用される形式（環境影響調査、環境影響記録）の判断は、事業者により、規定に照らして行われる。</li> <li>スクリーニング手続段階において、まず、事業者が当該事業の許認可申請を行う際に、当該事業が環境影響調査の対象かどうか、環境影響記録の対象かどうか、などについて検討を行う。</li> <li>環境に影響を及ぼすおそれのある事業の許認可申請に当たり、まず当該事業のもたらす環境への影響の評価が行われなければならない（環境法典第 L122-1 条）。対象事業の種類によって、以下の 2 つの場合の環境影響評価の手続きが適用される。</li> <li>①環境影響調査：環境影響調査の内容は、自然保護法施行令 (No. 77-1141) 及び環境保護設備法施行令 (NO. 77-1133) によって定められている。詳細な環境影響評価の実施が必要となる。</li> <li>②環境影響記録：環境影響記録の内容は、自然保護法施行令 (No. 77-1141) 及び環境保護設備法施行令 (NO. 77-1133) によって定められている。環境に対して限定的な影響を有する事業に対して適用される手続きであり、簡易な環境影響評価の実施が必要となる。</li> </ul>	◎	×	×	×
イタリア	環境影響評価の対象となる可能性のある事業。	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーニングは、事業者から提出された資料をもとに、環境省が、当該事業が法令で示されているリストに照らし EIA の対象となっているかどうかのみを判断することで行う。リストに該当しない場合、EIA は実施されない。</li> <li>事業者の提出資料は許認可官庁にも送付される。他の関係者の関与に関する規定はない。</li> <li>スクリーニングの結果は公開され、環境影響評価が必要と判断された場合は、その後の手続きが実施される。</li> <li>スクリーニングの結果は公開されるが、公衆関与はない。</li> </ul>	○	×	◎	×

【凡例】 ◎：判定、○：事業の説明書提出、△：意見提出、×：役割なし、－：該当なし

国名	スクリーニングの対象事業	スクリーニング手続きの概要	関係者の役割 (単なる公表・通知等を除く)			
			事業者	主務省庁	環境部局	公衆
ドイツ	事業規模が一定範囲内の対象事業でスクリーニングが必要と規定されているもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施しようとする事業の規模が、EIA 法において、一般スクリーニングが必要と記載された事業規模の範囲に収まる場合は、EIA を実施するか否かについて一般スクリーニングを行う。この場合、所管官庁は EIA 法に記載の分類基準に基づき、事業を審査し、環境に対する負の影響があり得るかを判断しなければならない。影響があると判断した場合は、EIA を実施しなければならない。</li> <li>実施しようとする事業の規模が、EIA 法において、立地関連スクリーニングが必要と記載された事業規模の範囲に収まる場合は、EIA 手続きの中で立地関連スクリーニングを実施する。この場合、所管官庁は EIA 法に記載の分類基準に基づき、事業を審査し、規模が小さい場合でも、環境に対する負の影響があり得るかを判断しなければならない。あると判断した場合は、EIA を実施しなければならない。</li> <li>スクリーニングの結果は公開され、重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される場合は、環境影響評価を実施する。</li> </ul>	○	◎	×	×
中国	国家環境保護総局公布の『建設項目環境影響分類管理目録』により建設事業が3種類の評価形式に分類される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての対象事業は、環境評価報告書（詳細な環境影響評価）、環境影響報告表（簡易アセスメント）、環境影響登記表（さらに簡易なもの）のいずれかの形式で環境影響評価が実施されることとなっており、その形式の判断は、事業者により、規定に照らして行われる。</li> </ul>	◎	—	—	—
韓国	環境影響評価の対象事業として、17分野76種の事業が規定されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令では、スクリーニング手続きに関する規定が無く、スコーピングから規定されている。そのため、環境影響評価の対象となるか否かは、事業者が、規定（環境・交通・災害等に関する影響評価法施行令別表1）に照らして判断する。ただし、運用上は、主務省庁への問い合わせが行われている。</li> </ul>	◎	○（運用上）	—	—

【凡例】 ◎：判定、○：事業の説明書提出、△：意見提出、×：役割なし、—：該当なし

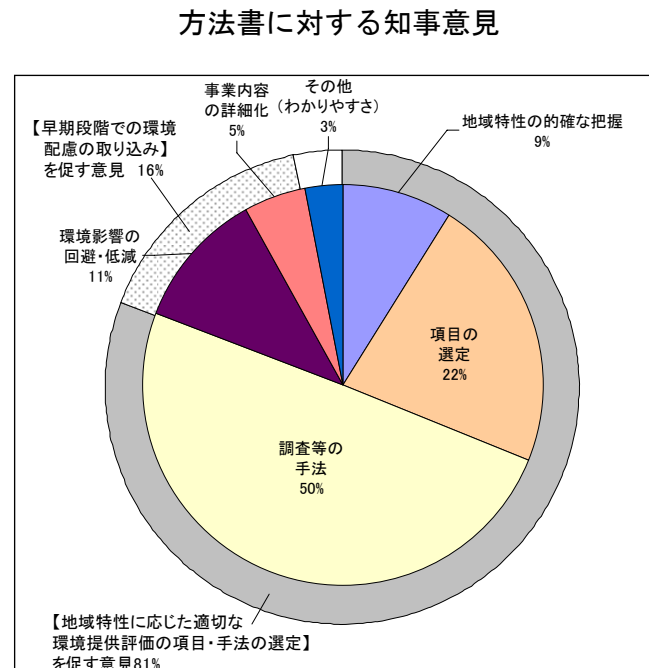
## 6 スコーピング

### (1) アセス法対象事業における方法書への知事意見の提出状況及びその内容

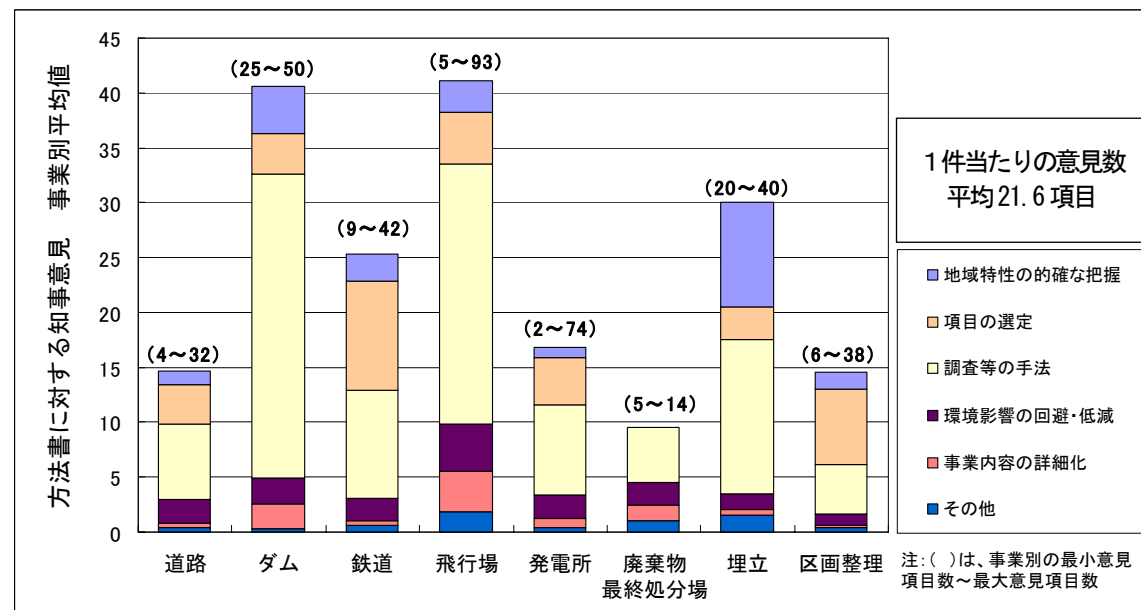
#### 【方法書知事意見の提出状況\*】

方法書に対する知事意見数は、1件当たり平均21.6項目となっている。

「地域特性に応じた適切な環境影響評価の項目・手法の選定」を促す意見の割合は81%、「早期段階での環境配慮の取り込み」を促す意見の割合は16%となっている。



方法書に対する知事意見（事業別平均値）



#### 【方法書知事意見の例】

##### ■ 「地域特性の的確な把握」に関する意見の例

方法書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<b>鉄道</b> 事業区域の地域特性から、地下水、井戸、農業用溜池への影響が懸念されるが、地下水保全対策に万全を期すためにも、既存資料を含め現況の把握に留意する必要がある、地下水位の現況、井戸の水位・水質の現況については特に配慮すること。	計画路線周辺の地下水、井戸、農業用溜池等については調査を実施し現況把握に努めました。 この結果に基づき、地下水及び井戸は「地下水」で、農業用溜池は「水資源」の環境要素の各項目において予測・評価を実施いたしました。
<b>埋立て、干拓</b> 調査手法の策定は、地域特性資料を十分検討の上行うこと。 一例として、特定植物群落の表と地質図を関連付けると、「〇〇のキノクニスゲ自生地」は石灰岩地域であるため、植物調査における〇〇島での着目点が明らかになる。	調査手法の策定は、地域特性資料を十分検討し、必要な調査を実施します。
<b>道路</b> 計画路線周辺には、国史跡に指定されている〇〇遺跡がある。特に〇〇山や〇〇城跡の山頂からの眺望は中近世の風景が偲ばれるものであり、これらの山頂から眺望される景観について調査、予測及び評価を行う必要がある。 また、これ以外に、必要に応じ「〇〇県公共工事等景観形成指針ガイドプラン」が示している展望地から眺望される景観についても調査、予測及び評価を行うものとする。	主要な眺望点として〇〇城跡と〇〇山を追加して調査を行った。〇〇城跡については、遠望ながら対象道路の視認が可能であることから、予測及び評価を行い、〇〇山については、対象道路からの離れが大きく、対象道路の視認が困難であるため、予測及び評価は行わなかった。 また、「〇〇県公共工事等景観形成指針ガイドプラン」に示される展望地から眺望される景観についても調査を行ったが、対象道路からの離れが大きく、対象道路の視認が困難である、又は、景観資源が消失しているため、予測及び評価は行わなかった。 (〇〇参照)
<b>埋立て、干拓</b> 海洋性の鳥類の生息状況把握のための調査地点として、〇〇島又は〇〇島を追加設定すること。	海洋性の鳥類の生息状況把握のための調査地点として、〇〇島を追加設定しています。

\* 方法書知事意見の提出状況

当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件を対象に、方法書に対する知事意見の内容から、「地域特性の的確な把握」、「項目の選定」、「調査等の手法」、「環境影響の回避・低減」、「事業内容の詳細化」及び「その他（わかりやすさ）」に分類・整理を行った。

■ 「項目の選定」に関する意見の例

方法書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<b>発電所</b>	
発電所供用後の施設の稼働に伴う「海域に生息する動物」に関しては、冷却水の取水による卵及び稚仔の損傷等の影響についても、環境影響評価の項目として選定する必要がある。	方法書「調査及び予測の手法<動物：海域に生息する動物：施設の稼働(温排水)>」において、取水口近傍においても調査することにしており、評価項目としております。(〇〇に記載。)
<b>鉄道</b>	
幹線道路上で開削工事が計画される場所においては、工事用車両の通行等による交通渋滞の発生が懸念されることから、大気環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。 当該鉄道の供用により、路線周辺の交通事情が大きく変化すると予想されることから、交通流の変化に伴う周辺の大気環境への影響について、環境影響評価の項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。	工事に伴う渋滞の発生については、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、「混雑時間帯の作業帯縮小による通常車線の確保」や、「工事情報の事前周知・広報の徹底」など必要な措置を行うよう考えており、これら必要な措置によって、渋滞への影響は、極めて小さいものと考えております。このため、「車両の運行」の項で工事車両の増加を見込んだ予測を行いました。なお、開削工事時の工事用帯と道路交通の確保状況を「〇〇」に示す。 鉄道の供用により路線周辺の交通事情の変化に伴う大気環境への影響は、駅前広場整備事業(〇〇、〇〇、〇〇)の代表地点として、〇〇駅で実施しました。
<b>発電所</b>	
ガスタービン等の大型機器は、船舶により海上輸送し、搬入する計画であることから、使用する船舶数、船舶からのばい煙排出濃度等を明らかにした上で、船舶からのばい煙による大気質への影響についても予測及び評価を実施すること。	ガスタービン等の大型機器は、船舶により海上輸送し、〇〇事業所に隣接する〇〇岸壁にて陸揚げを行います。 海上輸送に用いる船舶は、最大で1隻/日(片道隻数)であり、陸揚げに伴い海上クレーン及び海上クレーン用警戒船等が運行します。 このため、これら船舶による大気質への影響については、工事中の建設機械の稼働の一部として考慮した上で、最大月における予測及び評価を実施します。

■ 「調査等の手法」に関する意見の例

方法書知事意見	事業者の見解
<b>発電所</b>	
施設の稼働時(排ガス)について、高濃度が発生すると考えられる気象条件において、短期拡散予測を行うこと。この場合、季節、時間帯によって負荷変動が想定されることから、環境の影響を考慮した煙源条件により予測・評価すること。	短時間予測については、気象の現況解析を踏まえた上で稼働状況を考慮して、予測・評価を実施する。
<b>河川</b>	
ダム建設事業の特性を踏まえた生物・生態系の環境影響評価の実施について ダム建設事業の特性として、下流河川の流量の減少、ダムの存在による湛水部の出現及び上流・下流の分断による生物・生態系への影響が考えられることを踏まえ、水域の生物・生態系については重点的に調査、予測及び評価を行うこと。そのため、生態系の類型化にあたっては水域に着目すること。また、生物多様性の観点からの評価は、上流・下流の分断が個体群を孤立させる可能性があることも踏まえて行うこと。 その他、ダムの建設による生物の生息・生育環境の変化を十分把握した上で、予測及び評価を行うこと。	水域の動植物の重要な種及び生態系に関する調査、予測及び評価の手法については、省令第7条第2号及び第3号の内容を踏まえ準備書に記述し、対象事業実施区域及びその周辺において調査、予測及び評価を行っています。その結果については、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」に記述しています。
<b>飛行場</b>	
サンゴ類に係る手法について ア 当該事業実施区域前面海域のサンゴ類の現状を把握するための調査を実施すること。その際は、オニヒトデの異常発生の有無についても調査し、異常発生が確認された場合は、それに伴うサンゴ類への負荷の状況を、予測・評価の際に考慮することを検討すること。 イ サンゴ類の調査地点については、モニタリング調査を念頭において、工事及び供用によるサンゴへの影響を把握できる地点を、対照地点も含めて設定すること。 ウ 予測・評価に当たっては、予測の前提となる赤土等流出防止対策の効果等を考慮した上で、次の事項について予測し、適切に評価すること。 (ア)赤土等の流出によるサンゴ類の生息環境への影響。 (イ)水象(表流水、浸透能、河川流域面積、流入河川水量等)の変化、特に地下水(水位、流動、湧出地点、湧出水量)の変化によるサンゴ類の生息環境への影響。	サンゴ類の調査については、岸より沖合に向けての代表測線上の連続観察とアオサンゴ群落やハマサンゴ群落を含めランダムに配置した定点観察により調査対象海域における面的な分布状況を把握しました。また、既往知見を含め、白化現象を考慮して現況を把握しています。なお、定点観察を行う定点のうち、重要な群落や陸水影響が懸念される場所、標準的な場所等を選出して監視調査として有効と予想される点を設定(GPS等による位置把握)しました。 サンゴ類調査においては、サンゴ礁生態系の構造・機能把握のために、周辺に生息する魚類、大型底生動物等の現況を把握しますが、オニヒトデ等有害生物も本調査で把握しており、調査結果については準備書に記載しました。 また、工事による赤土等の流出や水環境(流入河川、地下水)の影響についても予測を行い、準備書に記載しました。

発電所	
<p>計画地周辺は、「環境影響評価法」及び「〇〇県環境影響評価等に関する条例」の対象となる大規模事業が集中していることから、準備書の作成に当たっては、その時点で明らかとなっている周辺大規模事業に関する情報を把握し、その事業に係る発生交通量や各予測結果も十分勘案し、当計画の大気質や騒音等の予測に関する適切なバックグラウンド等の設定を行うこと。</p> <p>併せて、当該発電所他機の燃料転換計画による環境影響の変化も反映し、的確な予測・評価となるよう配慮すること。</p>	<p>準備書の作成に当たっては、現在で明らかとなっている周辺大規模事業(〇〇事業、〇〇事業、〇〇事業)に関する情報を収集し、必要に応じこれら大規模周辺事業の予測結果を考慮して当計画に係る大気質、騒音及び振動の評価を行いました。</p> <p>また、予測に当たっては、〇〇発電所の燃料転換等も考慮した発電所全体の影響予測・評価も行いました。</p>

■ 「環境影響の回避・低減」に関する意見の例

方法書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<p><b>飛行場</b></p> <p>本事業計画で、滑走路の延長方向を南西方向の他に北東方向あるいは両方向といった複数案の環境保全対策について比較検討した場合には、その検討状況を準備書で明らかにすること。</p> <p>また、工事資材の搬入道路や融雪剤の種類など環境保全対策について複数案比較検討した場合には、その検討状況を準備書で明らかにすること。</p>	<p>滑走路の延長方向については、霧の発生状況及び管制空域の関係から、北東方向への延長は妥当でないと判断しました。</p> <p>また、工事資材の搬入道路については、一般的に想定されるルートを設定しました。融雪剤の種類については、現在使用している尿素系融雪剤を減らす方向で考えております。</p>
<p><b>鉄道</b></p> <p>特に、路線を決定する際は、貴重な動植物や貴重な植物群落が確認された場合には、それらへの影響を回避するよう選定し、また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響についても配慮すべきである。</p>	<p>現地調査の結果、計画路線周辺で貴重な動植物が確認されましたが、消失又は生息に影響があると考えられる貴重な動植物は少なく、影響は少ないと予測しております。また、猛禽類等については、今後も調査を実施し影響の程度をより把握して、事業実施の段階で必要に応じて環境保全措置を講じます。</p> <p>また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響についても配慮し、調査、予測及び評価を実施しました。</p>
<p><b>道路</b></p> <p>計画路線の具体的なルート・構造の設定及び環境保全の措置については、今後の調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うこと等により、環境への影響をできる限り回避・低減する等の検討を行うものとする。</p>	<p>ルート位置、構造の設定にあたっては、経済性、施工性、安全性等とともに各種環境要素への影響を極力回避できるよう配慮し、ルート位置、構造を定めた。</p> <p>また、環境保全の措置については、調査・予測の結果を基に、複数案の比較検討を行うことにより、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り回避・低減する等の検討を行った。</p>
<p><b>道路</b></p> <p>今後の事業内容の具体化（道路構造、工法の選定等）に当たり、環境保全の観点から配慮する事項及び検討方針について出来る限り明らかにするとともに、複数案の比較を含めて、検討内容と経過について分かりやすい図面とともに準備書に記載するよう努めること。</p>	<p>連結道路の位置等について、可能な限り具体的な内容や位置等を示す図面を準備書に記載しました。</p> <p>工法の選定等については、検討内容と経過について出来る限り具体的な検討内容と経過について準備書に記載しました。</p>

発電所	
<p>国道〇〇号は騒音に係る環境基準値を超過しているだけでなく、要請限度も超過している時間帯があることから、工事中の道路沿道に及ぼす道路交通騒音の影響を軽減する必要がある。</p> <p>このため、環境保全措置の検討に当たっては、工事用資材等の陸上輸送を海上輸送に振り替える等、工事関連車両を可能な限り削減するための検討を行い、その検討の経緯を準備書に示すこと。</p>	<p>工事用資材等の輸送については、道路周辺の環境の現況を踏まえ、実行可能な範囲で工事関係車両の平準化及び海上輸送振替を行うこと、及び仮設道路の設置により周辺環境に与える影響を低減するよう検討いたしました。</p> <p>その検討の経緯を「〇〇」に記載いたしました。</p>

■ 「事業内容の詳細化」に関する意見の例

方法書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<p><b>河川</b></p> <p>(1) 対象事業の目的及び概要について 事業の目的として挙げられた「洪水調節」、「流水の正常な機能の維持」及び「新規利水」に関して、以下の内容についてできるだけ説明されたい。</p> <p>ア. 当ダムの治水安全度と貢献度 イ. 下流における流水の正常な機能の維持に対する当ダムの貢献度 ウ. 〇〇水系における利水の現状と将来の需要予測及び各新規利水に係る個別事業体ごとの水源計画と本事業の位置付け エ. 上記を基にした費用効果分析の結果等</p>	<p>(1) 対象事業の目的及び概要について ア～エの項目については、水資源開発促進法第四条第一項により、 ① 〇〇水系及び〇〇水系における水資源開発基本計画を決定する前に、また、水資源開発公団法第十九条により、 ② 〇〇ダム建設事業に関する事業実施方針の指示を受ける前に、当該県知事と協議を行い、その結果を受け官報にて公表されております。さらに、 ③ 〇〇ダム建設事業等に関する総点検項目(平成 11年 8 月)にて、説明できる項目は公表されておりますので御参照ください。</p>
<p><b>飛行場</b></p> <p>対象事業の目的においては、当該事業の必要性に関し、次の事項を記載すること。</p> <p>① 計画決定の背景 ② 検討の経緯(事業者が選択可能と判断する事業計画変更や環境保全措置等の選択肢と、それが決定されるに至った経緯) ③ 現空港の安全面からの状況及び航空機の大型化とそれに伴う滑走路延長の必要性 ④ 現空港の利用客数の推移及び将来の需要予測による利用客数</p>	<p>①③ 準備書に記載しました。(〇〇) ② 準備書に記載しました。(〇〇) ④ 準備書に記載しました。(〇〇)</p>
<p><b>土地区画整理事業</b></p> <p>方法書に記載されている事業計画は、土地利用計画や工事計画が具体的に記述されていないことから、環境影響評価準備書においては、これらについて可能な限り具体的な記述を行うこと。特に公園・緑地計画、雨水計画を含む下水道計画、鉄道計画との関連性、盛土材の搬入ルートなどを明らかにすること。</p> <p>また、これを踏まえ、調査、予測及び評価の合理性を検討し、事業特性及び地域特性を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>環境影響評価準備書において、土地利用計画や工事計画を具体的に記述するとともに、公園・緑地計画、雨水計画を含む下水道計画、鉄道計画との関連性、盛土材の搬入ルートなどを明らかにします。</p> <p>また、これらの諸計画を踏まえ、調査、予測及び評価の合理性を検証するとともに、事業特性及び地域特性を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこととします。</p>

<b>飛行場</b>	
<p>〇〇空港建設位置選定の経緯については、現在の〇〇空港の拡張が環境保全の観点から困難であった理由を具体的に記述すること。</p>	<p>〇〇空港建設位置選定の経緯については、現在の〇〇空港の拡張が環境保全の観点から困難であった理由も含めて準備書に記載しました。</p>
<b>発電所</b>	
<p>既存設備の撤去工事については、環境影響の未然防止、廃棄物の再生利用や処理・処分、跡地の汚染状況の確認など多面的な環境配慮が求められる。また、撤去工事が行われるまでの間は、設備の維持管理についても十分な環境配慮が求められる。</p> <p>したがって、今後、既存設備の撤去については、基本となる考え方、スケジュール、環境保全上の考え方など検討し、準備書に記載すること。</p>	<p>既設〇〇号機については、設備更新工事の工程に合わせて順次廃止して行く計画ですが、今回の設備更新に当たっては、既設の排水処理装置や開閉所など継続して活用可能な設備は有効利用することとしていることから、廃止した発電設備を直ちに撤去することはありません。</p> <p>既設設備の撤去に関する基本的な考え方等については、準備書「〇〇」に示すとおりです。</p>

(2) 方法書知事・経産大臣意見への事業者の対応状況

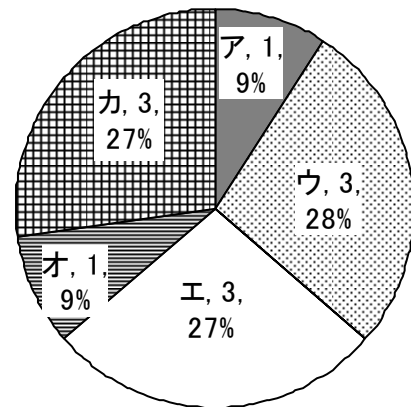
案件名	項目追加	項目削除	案件名	項目追加	項目削除
君津共同発電所 5号機新設計画	大気質		一般国道 47 号 新庄古口道路	その他(低周波音)	その他(日照障害)
青森空港拡張整備事業	大気質	大気質	新居浜西火力 3 号発電設備建設工事	その他(付着生物防止剤、低周波空気振動)	
出光愛知製油所第 3 号発電設備増設計画	大気質 その他(低周波音、冷却塔白煙)		都市計画道路 下田六戸線・上北天間林線	その他(低周波音)	
北海道新幹線(新青森・札幌間)北海道区間	動物・生態系 その他(日照障害、電波障害)		祓川水系伊良原ダム建設事業	大気質、騒音・振動 水質、動植物・生態系、景観 人と自然との触れ合い活動の場	
北海道新幹線(新青森・札幌間)青森県区間	水質 動植物・生態系	大気質、地盤沈下 地形・地質、動植物・生態系 その他(電波障害、文化財)	仙台市高速鉄道東西線建設事業	水質、地形・地質 地盤沈下、動植物・生態系	その他(電波障害)
九州新幹線(武雄温泉・新大村(仮称)間)	騒音・振動、動植物・生態系		新石垣空港整備事業	廃棄物等	
敦賀発電所 3、4 号機増設計画	その他(付着生物防止剤)	大気質	公共関与臨海部新処分場整備事業	水質	
八代港(大築島地区)港湾環境整備(埋立護岸)事業	水質		一般国道 464 号北千葉道路(印旛～成田)建設事業	大気質、水質	土壌汚染
利根川水系戸倉ダム建設事業	大気質、騒音・振動 水質、地形・地質 動植物・生態系、景観 人と自然との触れ合い活動の場 廃棄物等		成田新高速鉄道線建設事業	大気質、動物 その他(微気圧)	
都市計画道路鷹巣高速線・大館南高速線		その他(日照障害)	都市計画道路 出水阿久根線		水質
与那国空港拡張整備事業	動植物・生態系		都市計画道路 阿久根川内線		水質
住友金属鹿島火力発電所	大気質、水質		川崎天然ガス発電所	動植物	廃棄物等
秋田県環境保全センターD区処分場整備事業	温室効果物質等		泉北天然ガス発電所	大気質	動植物 その他(水温、流向及び流速)
仙塩広域都市計画(仮称)名取市下増田臨空土地区画整理事業及び(仮称)名取市関下土地区画整理事業	大気質、地形・地質 土壌汚染、動植物・生態系		都市計画道路出雲仁摩線	土壌汚染	
本庄都市計画本庄新都心土地区画整理事業	大気質、騒音 動植物・生態系		一般国道 444 号佐賀福富道路(有明海沿岸道路)	その他(低周波音)	
横須賀パワーステーション建設事業		大気質、底質	東ソー南陽事業所第 2 発電所第 6 号発電設備増設計画		廃棄物等
東通原子力発電所 1・2 号機新設		大気質	東京国際空港再拡張事業	動植物	
都市計画道路仁摩温泉津道路	地形・地質		吉の浦火力発電所		水質、廃棄物等
筑後川水系小石原川ダム建設事業	大気質、騒音・振動、水質 動植物・生態系、景観 人と自然との触れ合い活動の場 廃棄物等		水島港(玉島地区)公有水面埋立事業	大気質、水質、底質 廃棄物等	
石炭ガス化複合発電実証試験研究設備設置事業	動物・生態系 その他(低周波空気振動)		一般国道 57 号(中九州横断道路)大野竹田道路	動物	
都市高速道路中央環状品川線	大気質		水島発電所 1 号機改造計画	大気質	
百里飛行場民間共用化事業	騒音・振動、動植物・生態系 人と自然との触れ合い活動の場		扇島パワーステーション	大気質、動植物・生態系	
都市計画道路象潟高速線及び仁賀保南高速線	その他(日照障害、低周波音)		都市計画道路一般国道 50 号前橋笠懸道路	水質、動物	

(注)   : 方法書に対する知事・経産大臣意見により追加されたもの。当初から法に基づく手続を実施し、平成 19 年 3 月末までに手続を完了した 62 件が調査対象。

(3) 都道府県知事意見形成における、関係市町村長意見の取扱

○ 政令指定都市長意見の取り扱い

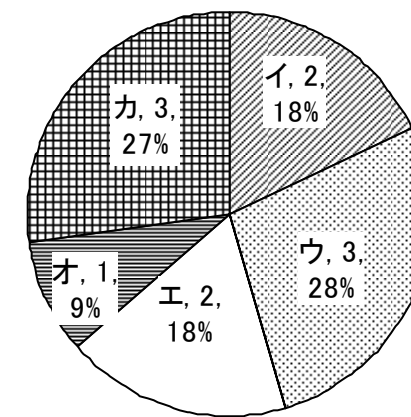
- ア. 道府県審査担当部局より職員が政令指定都市審査会に出席し、政令指定都市での審査状況を確認している。  
 イ. 審査会資料、議事録等の書面の送付を受け、政令指定都市審査会での審査状況を確認している。  
 ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。  
 エ. その他（必要に応じて担当者間の意見交換、審査会資料の送付、県審査会傍聴等を行っている。）  
 オ. その他（政令指定都市長意見を極力盛り込むよう配慮している。）  
 カ. その他（政令指定都市長意見の送付のみ。）



注) 政令指定都市を有する道府県による回答。 n=11

政令指定都市長意見の反映上の工夫

- ア. 審査会資料、議事録等の書面を送付し、道府県での審査状況をフィードバックしている。  
 イ. 政令指定都市の担当部局より職員が道府県審査会に出席し、道府県での審査状況を確認している。  
 ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。  
 エ. その他（必要に応じて担当者間の意見交換、審査会資料の送付、県審査会傍聴等を行っている。）  
 オ. その他（政令指定都市長の意見を考慮した知事意見を送付している。）  
 カ. その他（議事録は速やかに県 HP に掲載している、他市町村と同様の取り扱いである。）

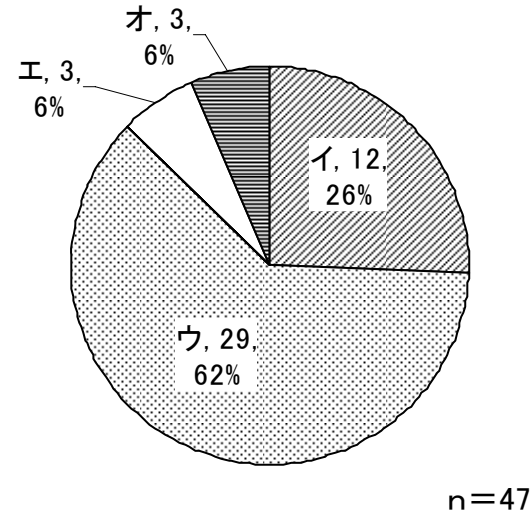


注) 政令指定都市を有する道府県による回答。 n=11

政令指定都市長へのフィードバック

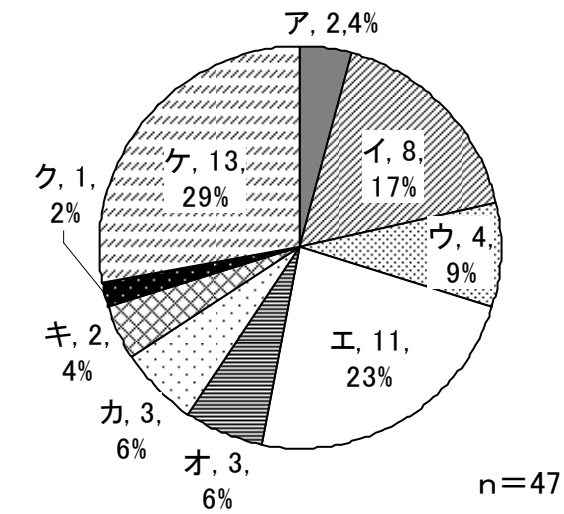
○ その他関係市町村長意見の取り扱い

- ア. 関係市町村長（政令指定都市市長を除く）意見形成における市町村内での検討資料の送付を受け、内容を確認している。
- イ. 関係市町村長意見（政令指定都市市長を除く）を書面で受け取るほか、別途、関係市町村の担当者から意見内容について説明を受けている。
- ウ. 書面で関係市町村長意見（政令指定都市市長を除く）が送付されるのみ。
- エ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- オ. その他（必要に応じて、市町村長意見の趣旨確認を行っている。）



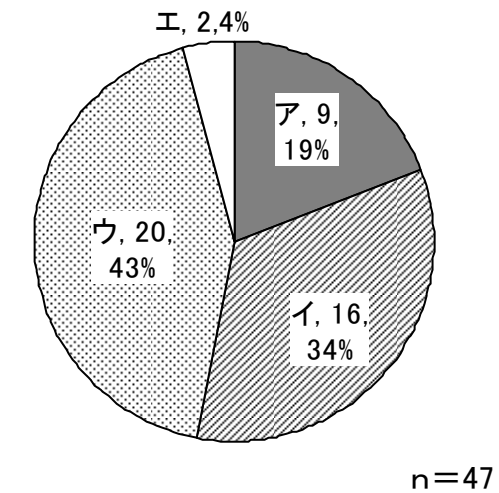
関係市町村長意見の反映上の工夫

- ア. 審査会資料、議事録等の書面を送付し、都道府県での審査状況をフィードバックしている。
- イ. 関係市町村（政令指定都市を除く）の担当部局より職員が都道府県審査会に出席し、都道府県での審査状況を確認している。
- ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- エ. その他（知事意見又は知事意見の写しの送付を行っている。）
- オ. その他（市町村から要望があれば、審査会資料等を送付している。）
- カ. その他（審査会議事録、又は審査会議事録及び資料をホームページで公開している。）
- キ. その他（必要に応じて担当者間で情報交換等を行っている。）
- ク. その他（事業者に対して、市町村長意見に対する事業者見解を図書に掲載するように指導している。）
- ケ. その他（特にフィードバックはしていない。）



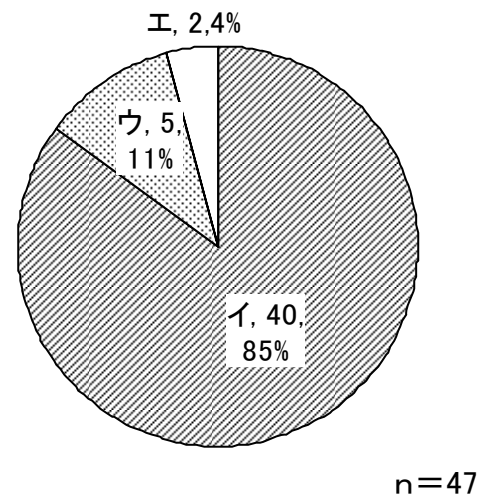
関係市町村長へのフィードバック

- ア. 第三者から構成される審査会の答申を受け、首長意見を形成している市町村がある。
- イ. 首長意見形成にあたり、審査会を設置している市町村はない。
- ウ. 全く把握していない。
- エ. その他（市町村により異なる。）



関係市町村での首長意見形成方法

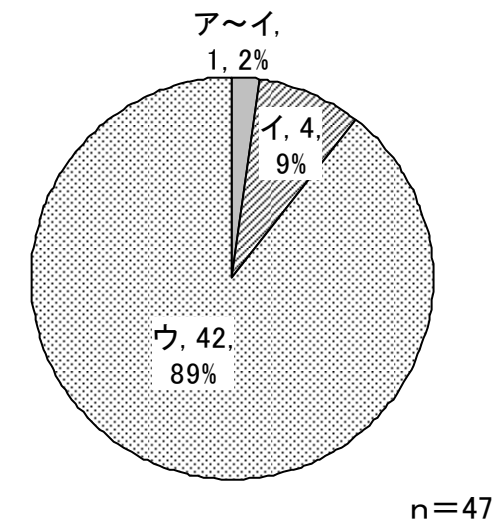
- ア. 関係市町村長（政令指定都市長を除く）より、関係市町村長意見とそれに対する事業者見解をアセス図書に掲載してほしいとの要望を受けたことがある。
- イ. 関係市町村長より、要望を受けたことはない。
- ウ. 法対象事業の審査実績がなく、不明。
- エ. その他（関係区市長町長意見を知事意見に反映してほしい旨の要望有り。不明。）



関係市町村長からの要望

○ 意見内容の対立

- ア. 関係市町村長意見のとりまとめ、知事意見形成過程において、対立する意見が述べられることがよくある。
- イ. 対立する意見が述べられることが稀にある。
- ウ. その他（対立する意見が述べられたことはない。法対象事業の実績がなく不明。事例なし。）



意見内容の対立の有無





## (5) 平成17年の基本的事項見直しの概要

### 1. メリハリのある的確な環境影響評価の項目・手法の選定（スコーピング）の強化

- 「標準項目・手法」を「参考項目・手法」へ変更
- 「参考項目・手法」を参考にする際の留意事項を規定。

### 2. 早期段階からの環境配慮の促進（事業の計画段階からの環境配慮の促進）

- 環境配慮に関する検討経緯の具体的・詳細な明確化を規定。

### 3. 「ベスト追求型」環境影響評価の促進（基準達成型からベスト追求型へ）

- 評価に至った経緯や根拠の明確化を規定。

### 4. 客観性・透明性・わかりやすさの向上（様々な根拠等の明確化）

- 項目や予測等の手法の選定に当たって根拠の明確化、代償措置の効果等の根拠の明確化等を規定。

### 5. 不確実性に関する検討の強化

- 不確実性の検討を行うことが必要な事例を追加。

### 6. 事業の多様化への対応

- 既存工作物の撤去等による環境影響の把握の必要性を規定。
- 暫定供用や一部供用（例えば、道路事業）の時点での環境影響の把握の必要性を規定。

### 7. その他

- リサイクルや再生利用の観点からの環境影響評価の必要性を規定。

(6) 主要諸国の制度におけるスコーピングの概要

国	スコーピングの内容	スコーピング手続きの概要	関係者の役割(単なる公表・通知等を除く)※			
			事業者	主務省庁	環境部局	公衆
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法</li> <li>なお、項目の設定に当たっては、環境省から提示された参考項目を勘案の上、地域特性を考慮して設定する。</li> <li>また、予測、評価手法は工事中及び供用時それぞれの環境負荷を把握するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は方法書を作成し、都道府県知事・市町村長に送付するとともに、これを縦覧に供する。</li> <li>公衆は事業者に意見を提出し、事業者は提出された意見の概要を都道府県知事・市町村長に送付する。</li> <li>都道府県知事は、市町村長の意見を聴いた上で、公衆意見を考慮して事業者に意見を述べる。</li> <li>事業者は、公衆意見及び都道府県知事意見を勘案して、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。</li> </ul>	●	×	×	○
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題の範囲(影響の範囲や代替案など)の決定</li> <li>重要な課題の特定</li> <li>重要でない事項や以前に行った環境影響評価に含まれる問題は除外する。</li> <li>関連する環境影響評価書の存在を明らかにする。</li> <li>また、スコーピングガイダンスによれば、提案の説明、想定される環境影響、代替案、地図等を組み合わせ公衆の積極的な参加を促すような情報をとりまとめることが推奨されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主導連邦政府機関は、EISを作成することが決定された後、できるだけ早く計画通知(Notice of Intent)を公表し、スコーピングを開始する。</li> <li>スコーピングに際して、主導連邦政府機関は、事業により影響を受ける連邦政府機関、州政府の機関、地方自治体の機関、インディアンの部族、対象行為の提案者、その他の関心を有する人物の参加を呼びかけることとされている。なお、環境諮問委員会(CEQ)によるスコーピングに関する非公式なガイダンスによれば、代替案の内容等についての情報を公開し、公衆等が意見を述べるスコーピング会議を、主導連邦政府機関が開催することが推奨されている。</li> <li>スコーピングプロセスの終了後に、提出された意見とそれに対する主導連邦政府機関の意見が、EISに盛り込むと決定された課題とともに取りまとめられて、主導政府機関によって文書として公開される場合もある。</li> </ul>	○	●	×	○
カナダ	<b>【包括的調査の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の内容、環境影響評価において考慮すべき要素及びそれらの要素の範囲</li> <li>事業に関連する公衆の懸念事項、事業の環境に悪影響を及ぼす潜在的可能性</li> <li>事業に関連する懸念事項の処理に関する包括的調査での対応可能性</li> </ul>	<b>【包括的調査の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>包括的調査の実施が決定された場合、主務省庁は、環境影響評価登録を行い、スコーピングを開始する。</li> <li>主務省庁は、スコーピング内容について公衆から意見を聴取し、関連する連邦省庁との連携による懸念事項の早期収集を行って、スコーピング報告書を環境大臣に提出する。環境大臣は、包括的調査の実施の継続、または、調停もしくは審査委員会に付託するかを決定する。</li> <li>また、スコーピング報告書は、環境影響評価登録システムによりインターネット上で公表される。</li> </ul>	○	●	○	○
	<b>【スクリーニング式環境影響評価書の場合】</b> (スコーピング手続き及びこの段階での公衆関与は任意とされている。)		—	—	—	—
EC 指令	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者から提供されるべき情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者からの要請に基づき、主務省庁は、利害関係を持つ可能性のある環境当局及び事業者と協議を行って、事業者から提出されるべき情報について意見を提出する。</li> </ul>	●	○	○	×
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価書で提供されるべき情報</li> <li>地方計画庁がスコーピング意見書を提出する際は、以下を考慮する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>開発についての具体的特徴</li> <li>開発の種類についての具体的特徴</li> <li>開発によって影響を受けそうな環境の特徴</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、事業説明書(特に重要な事業の場合はスコーピング報告書)を作成し、地方計画庁に対してスコーピング意見書の作成及び事業説明書の提出を要請することができる。</li> <li>地方計画庁は、スコーピング意見書の回答に先立ち、法定協議機関(イングランド自然保護評議会、田園地方庁、環境庁等の5機関)及び事業者と協議を行う。</li> <li>スコーピング意見書の内容に不服がある場合などは、事業者は、担当大臣(イングランドの場合には環境大臣)にスコーピング指示書の作成を要請することができる。</li> <li>公衆関与については規定されていないが、運用上、地方計画庁が、事業に対して意見を有すると思われる団体と事前に協議を行う場合もある。</li> </ul>	●	○	○	○(運用上)

※ ●：方法書等の書類作成・提出、○：意見提出、×：役割なし、—：該当なし

国	スコーピングの内容	スコーピング手続きの概要	関係者の役割(単なる公表・通知等を除く)※			
			事業者	主務省庁	環境部局	公衆
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討すべき代替案、評価すべき項目</li> <li>・ 許認可権者から事業者に対し、評価書の記載事項に関する規定の遵守方法、評価書への記載事項などを記述したスコーピングガイドラインを提示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EISを作成することが決定された場合、事業者は、当該活動についてEISを作成する意向を示した通知書(スターティングノート)を許認可権者に提出する。許認可権者はこれを直ちに公表し、EIA委員会と助言機関(住宅・国土計画・環境大臣が指定する行政機関など)にその写しを送付する。</li> <li>・ 通知書の公表後、許認可権者は、スコーピングガイドラインに関するEIA委員会の提言及び助言機関の助言を求め、また、希望する者に対しスコーピングガイドラインの作成に関する意見の提出機会を提供する。</li> <li>・ 許認可権者は、公衆意見、EIA委員会の提言及び助言機関の助言を考慮し、事業者と協議を行って、スコーピングガイドラインを作成する。また、作成したスコーピングガイドラインを、事業者、EIA委員会、助言機関及び意見を提出した者に送付する。</li> </ul>	○	●	○	○
フランス	<b>【環境影響調査の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の内容を記述 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 事業の概要と代替案</li> <li>－ 立地地点の情報と関連制度</li> <li>－ 類似事例に基づく潜在的影響など</li> </ul> </li> </ul>	<b>【環境影響調査の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、収集しようとする情報に関して許認可機関からの意見を求めることができる。</li> </ul>	●	○	×	×
	<b>【環境影響記録の場合】</b> (スコーピングは行われぬ。)		—	—	—	—
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成すべき環境影響評価書の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EIAの対象事業と判断された場合、環境省は、EIA委員会のメンバーからオブザーバーを指名し、事業申請に提出された資料に基づいてスコーピング手続きを開始する。</li> <li>・ 環境省は、オブザーバーの審査意見を踏まえて審査を行い、作成すべき環境影響評価書の内容について事業者に通知する。環境省が必要と判断する場合、事業者から提出された書類に対する公共団体、民間団体等関係者の意見を収集する目的で、この段階でサービスコンファレンスが開催されることもある。</li> </ul>	●	×	○	○ (必要に応じ)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スコーピング会議により、事業の技術的情報、特に保護されるべき資産に関する情報、考慮されるべき環境要素、評価手法、適用される評価基準、調査対象とする時間的・空間的範囲、地図に対する要件を議論。</li> <li>・ その結果、事業者に以下を提示。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ EIAに必要な調査の枠組み</li> <li>－ 提出される資料の型式と記述内容</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価を実施すると判断された場合、事業者は事業に関する説明資料を所管官庁に送付し、関係官庁にもその写しを送付する。</li> <li>・ 所管官庁は、事業者による資料提出の後、遅滞なくスコーピング会議を開催する(非公開)。スコーピング会議の出席者は、所管官庁が事業の内容に応じて判断する。事業と利害関係のある官庁、立地予定地域における自治体及び近隣自治体の関係部局、専門家や環境団体などが選定される。</li> <li>・ スコーピング会議の後、所管官庁は事業者に対し、EIAに必要な調査の枠組み、提出される資料の型式と記述内容について文書で通知する。</li> </ul>	●	○	×	×
中国	<b>【環境影響報告書の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響予測と評価の方法など</li> <li>・ 評価の指導的役割を担う技術仕様であり、報告書の内容と質をチェックする根拠となる。</li> </ul>	<b>【環境影響報告書の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価報告書を作成する事業の場合は、事業者が、環境影響報告書の全体設計であり、環境影響評価実施の指針となる環境影響評価大綱を作成する。大綱は、環境保護行政主管部門の審査を受ける場合もある。また、この段階で住民意見を聴取し反映させている事例もある。</li> </ul>	●	×	○(運用上)	○(運用上)
	<b>【環境影響報告表・環境影響登記表の場合】</b> (スコーピングは行われぬ。)		—	—	—	—
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価項目・範囲</li> <li>・ 環境省から、事業ごとに重点的に評価が必要な最低限の項目が示されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、承認機関の長に環境影響評価書作成計画書を提出し、当該事業に適用しなければならない評価項目・範囲を定めるよう、承認機関の長に要請することができる。</li> <li>・ 承認機関の長は、評価書評議機関の長(通常、環境省の長)をメンバーに含む評価項目・範囲確定委員会の審議を経て、評価書に含めなければならない評価項目・範囲を決定し、事業者に通知する。</li> <li>・ 評価項目・範囲確定委員会は、審議に必要な場合には、地域住民等の意見を聴くことができる。</li> </ul>	●	○	○	○ (必要に応じ)

※ ●：方法書等の書類作成・提出、○：意見提出、×：役割なし、—：該当なし

(7) 主要諸国における環境影響評価における環境要素

環境要素 国別	大気質	騒音・振動	悪臭	水質	底質*	地下水質	地質・地形	地盤	土壌	景観	廃棄物	GHG	植物	動物	生態系	歴史・文化	安全	健康	その他
日本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				触れ合い活動の場
アメリカ	○	△1	△1	○	△2	△2	△2	△2	△2	△1			○	○	○			○	
カナダ	○	△3	△3	○	△4	○	○	○	○	△3	△3	△3	○	○	○	○			
EC 指令	○			○		○			○	○			○	○	○				人口
イギリス	○	△5	△5	○		○	○		○	○	○	△6	○	○	○				人口
オランダ	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○				人口
フランス	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	
イタリア	○			○		○	△7	○	△7		○	△8	○	○	○				
ドイツ	○	○		○		○			○	○		△8	○	○	○				
中国	○	○		○		○	○			○			○	○	○			○	
韓国	○	○	○	○			○		○	○	○	△8	○	○	○				社会経済

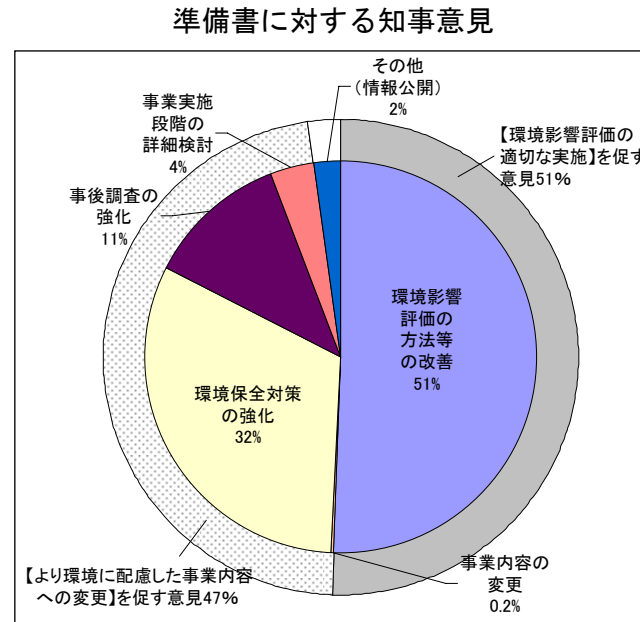
注： △1 は、実際のアセスでは、「公衆衛生・安全・騒音」に関する項目が一般的に評価されており、この表現より対応していると考えられる。  
 △2 は、「天然資源」という表現より、対応していると考えられる。  
 △3 は、「事業によって環境中に生じさせるおそれのあるすべての変化」という表現より、対応していると考えられる。  
 △4 は、「陸域・水域」という表現の中に、含まれると考えられる。  
 △5 は、「迷惑行為の発生」という表現より、対応していると考えられる。  
 △6 は、「気候変動要因」という表現より、対応していると考えられる。  
 △7 は、「土地」という表現より、対応していると考えられる。  
 △8 は、「気候」という表現より、対応していると考えられる。

\*： 「底質」を直接的に表現した記述は、日本以外では、見当たらなかった。

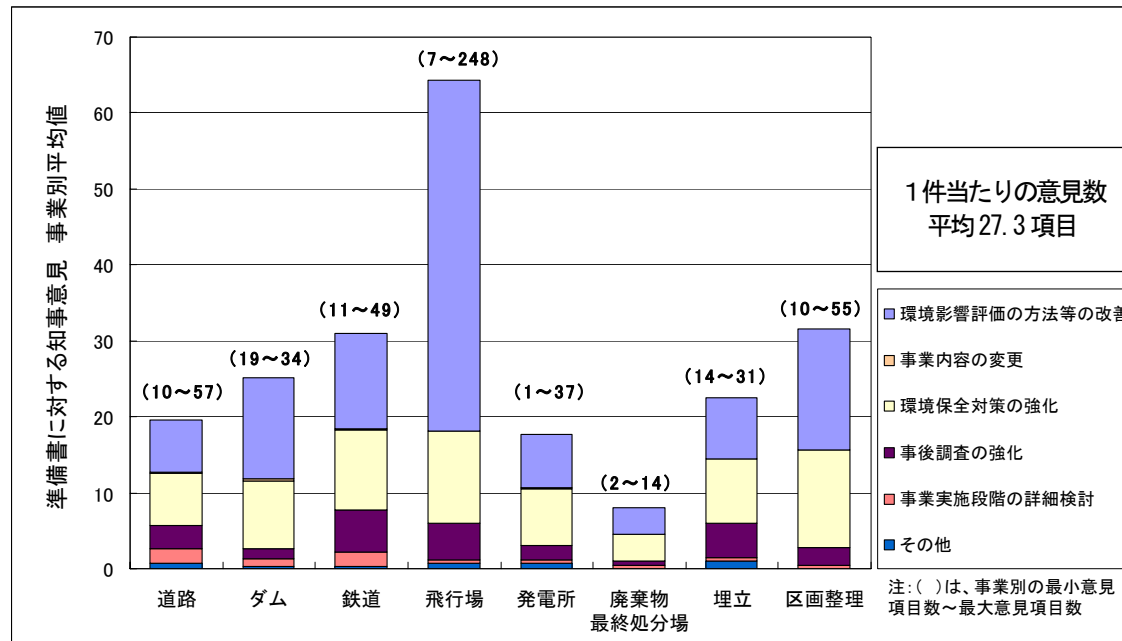
## 7 アセス法対象事業における準備書知事意見の提出状況及びその内容

### 【準備書知事意見の提出状況\*】

準備書に対する知事意見では「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見が多く提出されている。



準備書に対する知事意見（事業別平均値）



### 【準備書知事意見の例】

#### ■ 「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見の例

##### 追加の調査、予測を求めるもの

準備書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<b>飛行場</b> 大気質に係る予測に当たっては、拡散の予測結果に応じて、地域を代表する地点だけでなく、特に影響を受けるおそれがある地点における予測についても追加して実施すること。その際の予測条件については、重機投入計画及び工事工程を詳細に示した上で、予測時期を再度検討し、その時期の風向・風速及び汚染物質質量を設定すること。	大気質の予測評価については、特に影響を受けるおそれがある地点についても追加し評価書に記載しました。また、重機投入計画については、大気質、騒音、振動の予測条件の根拠となるため評価書に記載しました（参照頁略）。
<b>土地区画整理事業</b> SPM については、現況及び設定したバックグラウンド濃度が既に環境基準を上回っていることから、工事の実施（建設機械の稼働）にあたっては実施可能な低減措置を講ずること。 また、特殊条件下における短時間の予測、評価を行い、結果を記載すること。	本事業の実施に際しては、地域の大気環境の現状を十分に認識し、環境影響の回避・低減に配慮して工事計画の検討を進めるよう事業予定者と調整を図ります。 短時間予測を行い、別紙のとおり結果を得ました（〇〇参照）。
<b>道路</b> 交差する既存道路の騒音が大きい地点については、既存道路と当該路線による騒音を合成し、その影響を予測すること。	当該路線と交差する主な既存道路と当該路線による騒音を合成し、その影響を予測しました。その旨を資料編「〇〇」（参照頁略）に記載しました。
<b>道路</b> 〇〇川・〇〇川では大規模橋梁が計画されており、これらの区間では川岸から橋脚位置まで仮設栈橋を構築する等して工事が行われることが想定される。このため、これら大規模橋梁工事において現段階で想定し得る仮設構造物に関する工事計画について明らかにし、その内容に係る環境影響評価の項目について予測評価を行うかどうか検討し、その結果を必要に応じて評価書に記載すること。	橋梁工事における仮設構造物については、現段階において詳細な計画が定まっていますが、仮設栈橋を設置する可能性は高いと判断しました。このため、一般的に考えられる仮設栈橋を設置した場合において「水の濁り」及び「動物・植物・生態系」の項目について予測評価を実施し、その結果を評価書の「〇〇」及び「〇〇」「〇〇」「〇〇」に記載しました。

#### \* 準備書知事意見の提出状況

当初から法に基づく手続を実施し、平成 19 年 3 月末までに手続を完了した 62 件を対象に、準備書に対する知事意見の内容から、「環境影響評価の方法等の改善」、「事業内容の変更」、「環境保全対策の強化」、「事後調査の強化」、「事業実施段階の詳細検討」及び「その他（情報公開）」に分類・整理を行った。

環境影響の回避・低減に向けた検討結果について記載することを求めるもの

準備書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<b>飛行場</b>	
環境影響の評価について、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避、低減されているか、又は必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかの評価が行われていない項目があることから、それらの項目について評価を追加すること。	環境影響の評価においては、実行可能な範囲内で回避・低減又はその他の方法で環境の保全について配慮を行い、それらの評価を追加し、評価書にて記載しました。
<b>土地区画整理事業</b>	
本事業の計画を検討するに当たって、環境影響の回避・低減に向けてどのような検討を行ったかについて、〇〇地区環境検討委員会での検討経過等を踏まえ具体的に記載すること。	都市づくりに係る計画の検討にあたっては、隣接事業とも調整を図り、計画区域及び周辺に対する環境影響の回避・低減の他、学識経験者を含む「〇〇地区環境検討委員会」の検討内容を考慮し、自然環境への影響を回避・低減する計画の検討を積極的に進めてきました。この検討経緯を〇〇に記載しました。
<b>発電所</b>	
総合評価では、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減していることや、環境基準等の維持・達成に支障を及ぼすものではないことから、発電設備設置計画は適正であるとしているが、評価は具体的な代替案の比較等の検討の経過を踏まえたものとするべきであるため、より具体的な検討経過を明らかにすること。	環境影響を低減するために検討した事業計画内容について、その検討の経過を「8.2.2 環境保全措置の検討の過程及び結果」に追記します。  主なものは以下のとおりです。 ・煙突高さ（煙突集合化、航空法、建物ダウンウォッシュの回避） ・景観（配置計画、形状、色彩、植栽） ・動物（砂礫地）  また、「〇〇」にこれらについての記述を追加します。

予測の妥当性等に関する検討を求めるもの

準備書知事意見	事業者の見解
<b>飛行場</b>	
工事中の水の濁りの予測について、事業計画地と調査地点、1号調整池、釜場、分水嶺、仮設沈澱池との位置関係を図示した上で適切な予測地点を選定し、その妥当性を評価書において明らかにすること。	ご指摘の点を踏まえ、評価書にお示ししました。
<b>発電所</b>	
建設機械の稼働による粉じん等の影響について、「ビューフォート風力階級表」から粉じん等が飛散し始める風速を5.5m/s以上とし、その出現頻度で予測を行っているが、その手法の有効性を再検討すること。また、同風力階級表を用いる場合にあっては、粉じん等が飛散する気象条件の出現頻度の根拠となる調査結果を評価書で示すこと。	粉じん等の飛散の程度を定量化する知見は十分に整備されていないため、他事例の環境影響評価や廃棄物処理施設の生活環境影響調査で実績のある「ビューフォート風力階級表」を用いた風向別・風速階級別出現頻度による定性的予測を用いました。  また、「風による土壌の飛散に関する研究」（日本環境衛生センター所報 No. 11、1984年）報告書では、土壌粒子の跳躍及び浮遊による土壌飛散について、風洞実験の結果を基にして、乾燥し、飛散しやすい状態にある地表面から風により飛散する土壌の飛散量を推定する次の式を示しています。土壌の飛散は、摩擦速度が21cm/s以上の時に発生します。  (式省略)  準備書において粉じん等の飛散する出現頻度を求める際に用いた地上風の測定高度10mにおける風速を、摩擦速度を21cm/s以上として、接地層における風速の鉛直分布を表す次式で求めると、5.9m/s以上となります。  (式省略)  この際、粗度は、「水環境の気象学－地表面の水収支・熱収支－」（近藤純正編著、朝倉書店、1994年）に示されている「平らな裸地」の値0.01cmとしました。  以上のように土壌の飛散する風速が準備書で用いた粉じん等が飛散し始める風速5.5m/s以上と同程度の風速となることから、「ビューフォート風力階級表」に基づく粉じん等が飛散し始める風速は妥当な値であると考えます。  なお、粉じん等が飛散する気象条件の出現頻度の根拠となる調査結果としては、工事時間帯における地上風の風向別風速階級別出現度数表を評価書の〇〇に示します。

飛行場	
<p>予測に使用したモデルは、①発生源近傍の予測には不向きであること、②年間の気象を対象にした予測が難しいこと、③個別発生源からの大気汚染物質の拡散予測に対するモデルの再現性などが不明であることから、事業の実施による大気質の予測に適用するには限界があり、また、こうしたことから航空機や空港サービス車両などの発生源ごとに環境保全措置の検討ができないという課題があることも明記し、モデルの選定に当たっては、このような適用に当たっての課題にも十分に配慮すること。</p>	<p>① ○○事業に係る大気質予測では、その事業特性から、○○空港を中心として東西約 30km、南北約 40km という広い範囲が予測範囲となることから、局地気象、光化学反応、粒子化反応等を考慮した今回のモデルを採用しました。</p> <p>② 年平均値予測については、「○○」に記載したように、気象・濃度パターンの分類を行い、その累積日数の多い順位パターンの 2/3 の日数から選定した代表日を基に年平均濃度を予測しました。測定局における予測濃度と現況濃度の再現性については、所要の A ランクを確保しています。</p> <p>③ 個別発生源から排出された大気汚染物質は、別の発生源から排出された大気汚染物質と光化学反応、粒子化反応等をしながら拡散していくため、すべての発生源を考慮して予測された濃度が現況濃度とどの程度の再現性があるかをもってモデルの再現性の評価を行いました。</p> <p>また、対象としている発生源に対して環境保全措置を行った場合とそうでない場合の大気質濃度予測結果を比較することにより、環境保全措置の効果を検討することができます。</p> <p>これらのことから、モデルの選定に係る課題には対応できているものと考えます。</p> <p>なお、航空機等からの大気汚染物質の発生量や環境濃度を適宜監視することとします。</p>
道路	
<p>ホンダイタチ及びアナグマについては、侵入防止柵の設置により、ボックスカルバートへの誘導や道路内への侵入を防ぐことができるとされているが、これらの設置予定箇所や構造を明らかにし、種ごとの確認地点との関係を踏まえ、設置場所の妥当性や移動経路としての効果について予測・評価すること。</p>	<p>ホンダイタチ及びアナグマについては、ロードキルの発生を防止するための環境保全措置として「侵入防止柵の設置」を位置付け、設置する旨を「○○」に記載しました。(参照頁略)。なお、具体的な設置予定箇所や構造については、事業実施段階で現地調査を実施し、ホンダイタチ及びアナグマの生態を把握した上で、必要に応じて専門家の意見を踏まえて検討します。</p>

予測の前提条件の明確化を求めるもの

準備書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
道路	
<p>大気質、騒音、振動に係る工事に伴う影響予測において、工種、ユニット数、工事用車両台数等の設定過程について、解りやすい表現で、可能な限り詳細に記述すること。</p>	<p>大気質、騒音、振動に係る工事に伴う影響予測における工種、ユニット数、工事用車両台数等の設定過程について、解りやすい表現で可能な限り詳細に記述するよう努めた。 (参照頁略)</p>
土地区画整理事業	
<p>動物の予測において事業実施区域周辺に区域内と同様の水田環境が存在し、そこへ移動及び定着することから影響は小さいと予測しているが、その移動方法と移住先の既存個体とのかかわり方、さらにその環境が将来どのように維持されていくか可能な限り記述すること。また、この周辺環境が将来とも変化しないとの保証はないことから、事業実施に当たっては区域内に可能な限り生息・生育環境を保全又は創出するよう努めること。</p>	<p>動物の予測において事業実施区域周辺に区域内と同様の水田環境が存在し、そこへ移動及び定着するとしましたが、移住先の既存個体とのかかわり方が不明なこと、また、その環境が将来どのように維持されていくかは事業者が誘導できないことから、周辺地域への移動及び定着するという記述を削除し、事業実施に当たっては事業実施区域内に可能な限り生息・生育環境を保全又は創出するよう努めることとします。 (以下具体的保全・創出策)</p>
飛行場	
<p>フラッター障害発生状況調査に関して、調査当日の飛行ルートのうち、対象とした飛行経路等の詳細を明らかにすること。</p>	<p>調査実施日に対象とした飛行ルート等の詳細について記載しました。</p>

■ 「事業内容の変更」に関する意見の例

準備書知事意見	事業者の見解
発電所	
<p>建設工事に伴い多量に残土が発生することから、その抑制を図るため、発電所の安全運転に支障を及ぼさないことを前提に、発電所敷地レベルの嵩上げを行うことを含めて対策を検討し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>(後段略)</p>	<p>残土量を低減するため、発電所の安全運転に支障を及ぼさないことを前提に、土地造成計画について再検討を行い、発電所敷地高さの嵩上げや新開閉所の用地面積の縮小等により残土量を低減いたしました。 (「○○」、「○○」に記載) (後段略)</p>
河川	
<p>(前段略) 事業実施に伴うクマタカの保護については、原則として、営巣個体の保護の観点を優先することが必要であり、その観点からの、具体的な影響回避策の十分な検討を行うこと。</p>	<p>(前段略) 工事の実施による影響の予測の結果を踏まえ、Aつがい及びBつがいに対する環境保全措置として、工事の実施による負荷を最小限にとどめるために、クマタカの繁殖等に配慮した計画的・段階的な森林伐採・掘削による影響の低減、低騒音型・低振動型建設機械の使用、低騒音・低振動の工法の採用等による騒音・振動の影響の抑制、工事区域周辺部への立ち入りの制限による生息環境の攪乱抑制を図ることとしています。さらに、工事用道路のうち、Aつがいに影響の大きい部分についてはとりやめることとしています。</p>

■ 「環境保全対策の強化」に関する意見の例

準備書知事意見	事業者の見解
<b>発電所</b>	
当該計画においては、対象事業実施区域周辺に存在する〇〇工場の事業内容を考慮して予測、評価がなされていることから、当該工場全体の協力を得ながら、大気環境及び水環境への影響の低減、温室効果ガスの排出抑制に努めること。	本計画の推進にあたっては、〇〇工場全体の協力を得ながら、大気環境及び水環境への影響の低減並びに温室効果ガスの排出抑制に努めます。
<b>発電所</b>	
資機材等の輸送については、大半を自動車により輸送することとしているが、沿道の大気、騒音及び振動に係る生活環境への影響を軽減する観点から、物資輸送の効率化等による輸送車両数の削減、運行経路の分散化、船舶などの代替輸送手段等を検討することにより、より一層の環境負荷低減に努めること。	資機材等の自動車輸送については、物質輸送の効率化等による輸送車両数の削減、運行経路の分散化、船舶などの代替輸送手段等を検討することにより、より一層の環境負荷低減に努めます。また、従来から実施しているタンクローリーの大型化等による物資輸送の効率化等を継続し、今後も更に推進します。  (〇〇に記載。)
<b>河川</b>	
文化財保護法等法令の指定を受けた種やレッドリスト等に掲載されている種以外にも、事業実施区域及びその周囲には、県内の河川でも減少が目立っている種が、次のとおり生息している。  トゲオトンボ、オナガサナエ、オジロサナエ、ミヤマサナエ、アオサナエ、ナベブタムシ  これらの種は、溪流沿いに生息し、豊富な溶存酸素量が必要であること、また、河床構成材料等の微妙なバランスにより種が維持されていることに留意し、事業の実施に当たっては、可能な限り保全されるよう努めること。	指摘の種は、文献及び現地調査結果によると、〇〇川及び〇〇川の「溪流的な川」、「源流的な川」に生息していると推定されます。これらの環境及びそこに生息・生育する生物群集については、準備書「〇〇」に記述したように、事業によって水量、水質等に与える影響は小さいと考えられることから、維持されるものと考えられます。よって、これらの種の生息に与える影響は小さいと考えられます。
<b>発電所</b>	
〇〇線の沿道では現況で環境基準及び要請限度を超過している地点もあることから、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、車両台数の抑制、高速道路の利用、関連車両の集中回避等適切な運行管理を行うとともに、海上輸送を可能な限り増やすなど沿道環境への負荷の低減に努めること。	工事関係車両及び資材等の搬出入車両の運行においては、準備書記載の環境保全措置を確実に実施するとともに、車両台数の抑制、高速道路の利用、関連車両の集中回避等適切な運行管理を行うとともに、可能な範囲で海上輸送を増やすなど沿道環境への負荷の低減に努めます。

■ 「事後調査の強化」に関する意見の例

準備書知事意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<b>道路</b>	
対象範囲には県指定天然記念物であるカプトエビ生息地があることから、工事の実施前にカプトエビの生息状況（浮遊卵の有無など）を再度確認すること。 なお、都市計画対象事業実施区域内で生息が確認された場合には、影響を予測し適切な対策を講じること。	底生動物の都市計画対象実施区域及びその周辺における現地調査では、カプトエビの生息は確認されていない。また、県指定天然記念物である「〇〇カプトエビ生息地」周辺以外の生息は報告されていない。よって、都市計画事業実施区域及びその周辺に本種の生息地は含まれていないと判断した。 なお、工事中において、新たに希少な動物が確認された場合は、専門家の指導・助言を得て適切な措置を講じ、必要に応じて事後調査を実施することとしている。(〇〇参照)
<b>道路</b>	
対象道路事業実施区域がギフチョウとヒメギフチョウの混雑地という特殊な環境を通過することから、工事の実施及び道路の存在によるギフチョウとヒメギフチョウの混雑地への影響について工事開始前に調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。	工事の実施及び道路の存在により両種の生息基盤に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと予測され、生態系の特殊性は維持されるものと考えている。
<b>道路</b>	
(前段略) 〇〇川流域ブロックの塩生植物群落については、県内でも特殊な環境を特徴づける種であることから、注目種(特殊性)として選定し、事後調査等を行うこと。	(前段略) 塩生植物群落については、保全措置の検討を行った結果、効果に不確実性が残ることから、事後調査を実施することとし、評価書の「〇〇」に記載しました。
<b>飛行場</b>	
「環境保全措置等」において、『①河口域における大規模建造物の建設』と『②大規模な栈橋構造を基本的な構造形式として含む建造物の建設』に関して、ともに「現在の知見では予測し得ない影響を生ずる可能性を否定できない。」との趣旨の記述があるが、飛行場及び埋立地の存在による生物への影響は中長期的に発現することが考えられることから、適切な時期に事後調査を実施し、その結果は調査時の水温などのデータとともに公開すること。	数値シミュレーション等では把握しきれない実際上の影響を把握するため、環境監視に加えて、事業実施区域周辺及び東京湾全体を対象とした調査を引き続き継続的に実施します。 調査方法等については、既往調査の実績等を踏まえつつ、より効果的、効率的に環境実態を把握できるよう、有識者等が中核となって参画する形の調査立案・実施体制を構築するとともに、調査によって得られた情報等については、事業者のホームページ等により広く公表します。

■ 「事業実施段階の詳細検討」に関する意見の例

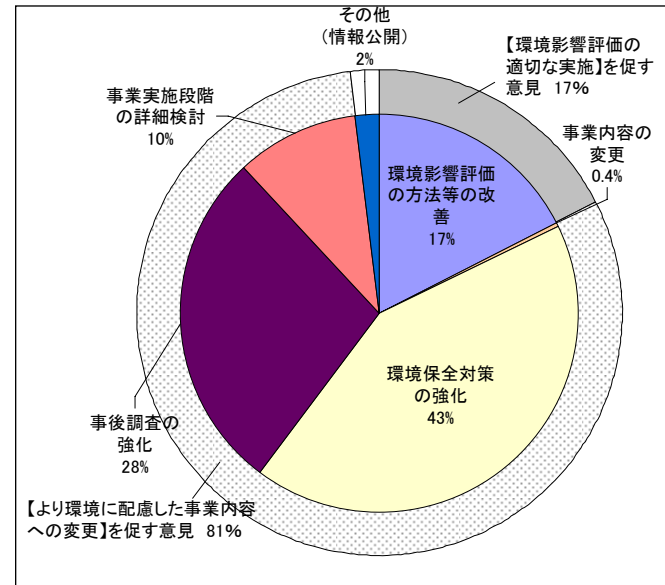
準備書知事意見	事業者の見解
<b>鉄道</b>	
<p>工事着手から供用までの期間が長期にわたることから、工事の実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息等が確認された場合などの環境の状況変化が生じたときは、必要に応じて現地調査や専門家への意見聴取などを行い、適切な環境保全対策を実施すること。</p>	<p>工事着手から供用までの期間が長期にわたる場合において、工事の実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息等が確認された場合などの環境の状況変化が生じたときは、必要に応じて現地調査や専門家への意見聴取などを行い、適切な環境保全対策を実施してまいります。</p>
<b>道路</b>	
<p>植物の保全対象種の移植に関しては、詳細設計段階で、保全対象種の選定や移植候補地の選定などについて、専門家への意見聴取や環境保全措置の検討を行い、植物の生育環境の確保に努めること。 (後段略)</p>	<p>植物の保全対象種や移植候補地の選定については、準備書に記載しているとおり、移植の時期や箇所、方法並びに環境保全措置の検討等について、地域の植物の生育状況に知見を有する専門家等の意見を聞きながら決定します。 (後段略)</p>

## 8 アセス法対象事業における評価書環境大臣意見の提出状況及びその内容

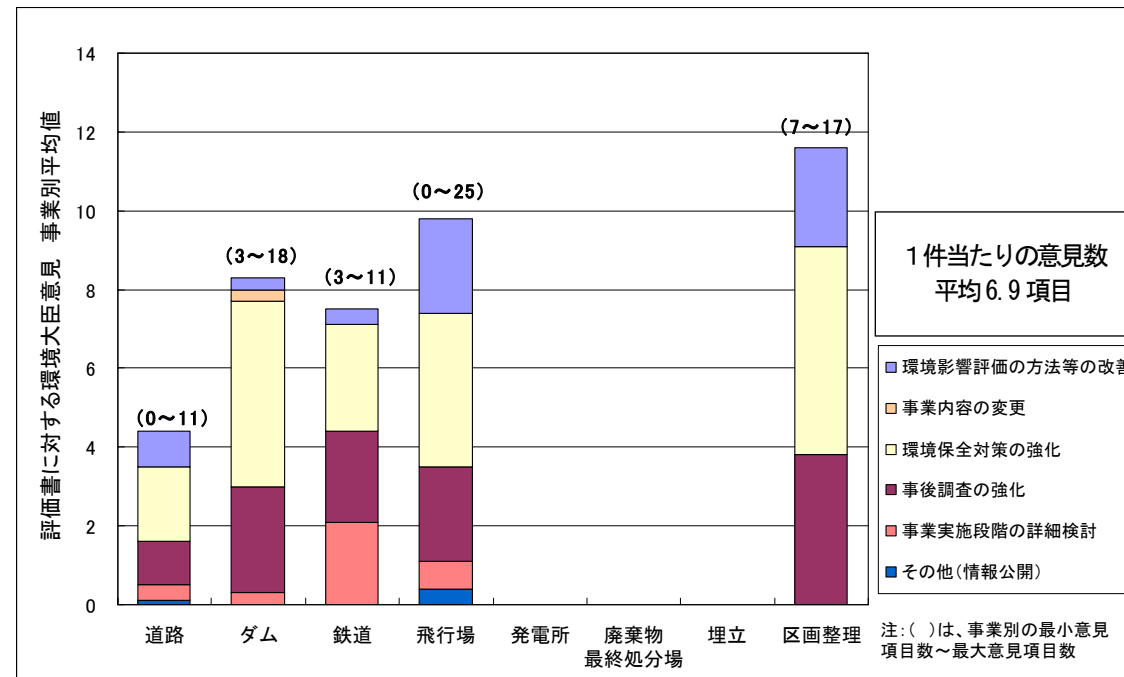
### 【評価書環境大臣意見の提出状況\*】

評価書に対する環境大臣意見では「環境保全対策の強化」や「事後調査の強化」、「事業実施段階の詳細検討」に関する意見が多く提出されている。

評価書に対する環境大臣意見



評価書に対する環境大臣意見（事業別平均値）



注) 発電所事業は環境大臣の関与が準備書段階であるため除外した。

### 【大臣意見の例】

#### ■ 「環境影響評価の方法等の改善」に関する意見の例

大臣意見	事業者の見解
<p><b>【環境大臣】</b> 河川を通じて海域にもたらされる赤土等による濁り、堆積の影響については、現在の土地利用において当該事業区域及び事業区域上流から〇〇川に流出している赤土等の濃度及び総量を調査し、これらバックグラウンドとの比較や事業区域からの現在の赤土等の流出との比較により、本事業による影響の評価を行うとともに、機械処理設備からの排水濃度について検討を行うこと。また、降雨前の集水施設の点検、降雨中の監視を含めた機械処理設備の管理方法についても検討を行うこと。これらの結果を評価書に記載すること。</p> <p><b>【国土交通大臣】</b> 河川を通じて海域にもたらされる赤土等による濁り、堆積の影響については、現在の土地利用において当該事業区域及び事業区域上流から〇〇川に流出している赤土等の濃度及び総量を調査し、これらバックグラウンドとの比較や事業区域からの現在の赤土等の流出との比較により、本事業による影響の評価を行うとともに、機械処理設備からの排水濃度について検討を行うこと。また、降雨前の集水施設の点検、降雨中の監視を含めた機械処理設備の管理方法についても検討を行うこと。これらの結果を評価書に記載すること。</p>	<p>〇〇川に流出している赤土等の濃度及び総量について、降雨時調査結果から求め、また機械処理施設からのSS負荷量と現況で流出しているSS負荷量の比較を行い、本事業によりSS負荷量が現況より削減されることを追記した。(参照頁略)</p> <p>機械処理設備の降雨前、降雨中の施設の点検、監視、管理方法等について追記した。(参照頁略)</p> <p>現況の降雨時や平常時の濁りと本事業による負荷される濁りを比較できるよう並べて表記し、その比較結果を記載し、また現況の底質中懸濁物質含量(SPSS)調査結果と本事業により負荷される赤土等の堆積量を並べて表記し、その結果を記載した。(参照頁略)</p>

\* 評価書環境大臣意見の提出状況

当初から法に基づく手続を実施し、平成19年3月末までに手続を完了した62件のうち、評価書段階で環境大臣の関与があった40件を対象に、評価書に対する環境大臣意見の内容から、「環境影響評価の方法等の改善」、「事業内容の変更」、「環境保全対策の強化」、「事後調査の強化」、「事業実施段階の詳細検討」及び「その他(情報公開)」に分類・整理を行った。

■ 「環境保全対策の強化」に関する意見の例

大臣意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<b>土地区画整理事業</b>	
<p><b>【環境大臣】</b>            バラタナゴ等、カスミサンショウウオ等、ゲンジボタルについて、生息地を新たに整備して移動を行う場合にあっては、生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討すること。検討にあたっては、魚食性魚類の放流の禁止、希少種等の採取の禁止等の一般の公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮すること。</p> <p><b>【国土交通省〇〇地方整備局長】</b>            バラタナゴ等、カスミサンショウウオ等、ゲンジボタルについて、生息地を新たに整備して移動を行う場合にあっては、生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討すること。検討にあたっては、魚食性魚類の放流の禁止、希少種等の採取の禁止等の一般の公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮すること。</p>	<p>バラタナゴ等については、「近隣公園に新たに整備する生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討することとし、検討にあたっては魚食性魚類の放流の禁止、希少種等の採取の禁止等の一般の公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮することとする。」と追記した。</p> <p>カスミサンショウウオ等及びゲンジボタルについては、「近隣公園に新たに整備する生息地及びその周辺の管理手法について、専門家の意見を聴取した上で検討することとし、検討にあたっては希少種等の採取の禁止等の一般の公園利用による生息環境の悪化を防ぐ措置を講じる等、生息条件の確保に十分配慮することとする。」と追記した。</p>
<b>道路</b>	
<p><b>【環境大臣】</b>            建設機械の稼働に伴う騒音については、予測値が一部の地域で規制基準値（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）を上回っているため、「簡易な防音材などの遮音対策」等を実施することとしているが、実施後の予測値においても高い値を示していることから、工事期間が長期間にわたる場合には、その影響が懸念されるため、より遮音効果の高い防音材の採用等の適切な措置を講じること。</p> <p>また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p><b>【国土交通大臣・国土交通省〇〇地方整備局長】</b>            工事の実施にあたっては、周辺状況を勘案し、建設機械の稼働による騒音に関して必要に応じて適切な措置を講じるよう努めること。</p> <p>また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>評価の結果（参照頁略）に、「工事の実施にあたっては、周辺状況を勘案し、建設機械の稼働による騒音に関して必要に応じて適切な措置を講じるよう努めることとする。」と記載した。</p>

■ 「事後調査の強化」に関する意見の例

大臣意見	事業者（都市計画決定権者）の見解
<b>道路</b>	
<p><b>【環境大臣】</b>            事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性のある重要な猛禽類について事後調査を行うとしているが、調査対象の種が特定されていない。このため、猛禽類の種ごとに事後調査の必要性及びその内容について検討し、事後調査を行う具体的な種と事後調査の内容を評価書に記載すること。また、事後調査の範囲には周辺地域を含めること。</p> <p>なお、事業実施区域周辺で営巣が確認されているミサゴ及びサシバは事後調査の対象に含めることとし、また、飛翔記録が多く事業実施区域周辺で繁殖行動が確認されているハヤブサ及びハチクマ並びに飛翔が確認されており、営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、特に慎重に検討を行うこと。</p> <p><b>【国土交通大臣・国土交通省〇〇地方整備局長】</b>            事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性のある重要な猛禽類について事後調査を行うとしているが、調査対象の種が特定されていない。このため、猛禽類の種ごとに事後調査の必要性及びその内容について検討し、事後調査を行う具体的な種と事後調査の内容を評価書に記載すること。また、事後調査の範囲には事業実施区域及びその周辺を含めること。</p> <p>なお、事業実施区域周辺で営巣が確認されているミサゴ及びサシバは事後調査の対象に含めることとし、また、飛翔記録が多く事業実施区域周辺で繁殖行動が確認されているハヤブサ及びハチクマ並びに飛翔が確認されており営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、特に慎重に検討を行うこと。</p>	<p>「〇〇」（参照頁略）に、「また、今後、事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性があるミサゴ、サシバ、ハヤブサ、ハチクマ並びに事業実施区域周辺において飛翔が確認されており営巣地を移す可能性のあるオオタカについては、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、結果に応じて繁殖期を避けた施工などの環境保全措置を実施するものとしている。その場合、繁殖への影響を回避できるかどうか不確実性が残ることから、有識者等の意見及び指導を得ながら、事業実施区域及びその周辺において、工事実施前及び工事実施中に事後調査を行う。」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「ミサゴ、サシバ、ハヤブサ、ハチクマ、オオタカの調査」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「事業実施区域及びその周辺」と記載した。</p> <p>「〇〇」（参照頁略）に、「ただし、今後、事業実施区域周辺で繁殖を行う可能性があるサシバについては、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、結果に応じて繁殖期を避けた施工などの環境保全措置を実施するものとしている。その場合、繁殖への影響を回避できるかどうか不確実性が残ることから、有識者等の意見及び指導を得ながら、事業実施区域及びその周辺において、工事実施前及び工事実施中に事後調査を行う。」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「サシバの調査」と記載した。</p> <p>同（参照頁略）に、「事業実施区域及びその周辺」と記載した。</p>
<b>道路</b>	
<p><b>【環境大臣】</b>            計画路線の周辺地域は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染は依然として深刻な状況が続いており、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に定められ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総排出量の削減に向けて、関係者の緊密な協力の下に総合的かつ計画的な対策が求められている。</p> <p>また、換気所周辺においては、換気所自身や高層建築物による影響により、短期的に、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度が高くなる可能性は否定できない。</p> <p>このことから、事業の実施段階において、換気所における窒素酸化物及び粒子状物質の最新の削減技術の適用について検討を行うに当たっては、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況を短期的な濃度を含め十分に把握すること。</p>	<p>「〇〇」（参照頁略）、「〇〇」（参照頁略）、「〇〇」（参照頁略）、「〇〇」（参照頁略）に、「短期的な濃度について十分把握する」旨を記載するとともに、「供用後においても、関係機関と協力しつつ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、必要に応じて適切に把握するとともに、その結果を踏まえ適切な措置を講じます。」と記載しました。</p>

<p>また、道路供用後においても、関係機関と協力しつつ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、計画路線周辺の監視を実施し、その結果を踏まえ適切な措置を講じること。</p> <p>以上の措置について評価書に記載すること。</p> <p><b>【国土交通大臣・国土交通省〇〇地方整備局長】</b>          計画路線の周辺地域は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染は依然として深刻な状況が続いており、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に定められ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総排出量の削減に向けて、関係者の緊密な協力の下に総合的かつ計画的な対策が求められている。</p> <p>また、換気所周辺においては、換気所自身や高層建築物による影響により、短期的に、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度が高くなる可能性は否定できない。</p> <p>このことから、事業の実施段階において、換気所における窒素酸化物及び粒子状物質の最新の削減技術の適用について検討を行うに当たっては、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況を短期的な濃度を含め十分に把握すること。</p> <p>また、道路供用後においても、関係機関と協力しつつ、計画路線周辺の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、必要に応じて適切に把握するとともに、その結果を踏まえ適切な措置を講じること。</p> <p>以上の措置について評価書に記載すること。</p>	
<p><b>道路</b></p> <p><b>【環境大臣】</b>          計画路線は、渋滞緩和等を目的に暫定的な供用が計画されていることから、暫定的な供用が具体化した段階で、事後調査として環境調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を実施するなど適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p><b>【国土交通省〇〇地方整備局長】</b>          計画路線の暫定的な供用を行った場合には、周辺道路の交通状況などの把握に努め、事後調査として沿道の環境調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら必要に応じて適切な措置を講じるなど、当該地域の環境の保全に努めること。</p> <p>上記について評価書に記載すること。</p>	<p>計画路線は渋滞緩和等を目的に暫定的な供用を実施することが考えられることから、暫定的な供用を行った後に、周辺道路の交通状況などの把握に努め、沿道の大気、騒音、振動に係る環境調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家の意見を聴きながら必要に応じて適切な措置を講じるなど、当該地域の環境の保全に努めます。</p> <p>上記について評価書に記載しました。</p>

■ 「事業実施段階の詳細検討」に関する意見の例

大臣意見	事業者の見解
<b>鉄道</b>	
<p><b>【環境大臣】</b>          計画路線周辺は自然環境豊かな地域であるとともに希少な野生動植物が確認されていることから、計画が具体的に確定し詳細な構造及び施工計画を検討するに当たっては、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、工事実施時及び供用後に分けて環境影響の予測・評価を行い、その結果を公表するとともに、生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な保全対策を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p><b>【国土交通大臣】</b>          計画路線周辺は自然環境豊かな地域であるとともに希少な野生動植物が確認されていることから、計画が具体的に確定し詳細な構造及び施工計画を検討するに当たっては、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、工事実施時及び供用後に分けて環境影響の予測・評価を行い、その結果を公表するとともに、生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な保全対策を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>計画路線周辺は自然環境豊かな地域であるとともに希少な野生動植物が確認されていることから、計画が具体的に確定し詳細な構造及び施工計画を検討するに当たっては、希少な動植物について、専門家等の意見を踏まえ、必要とされる調査を実施し、工事実施時及び供用後に分けて環境影響の予測・評価を行い、その結果を公表します。また、生息・生育環境に対する影響が最小限になるよう適切な保全対策を講じます。その旨を評価書の「〇〇」の項（参照頁略）及び「〇〇」の項（参照頁略）に記載しました。</p>
<b>飛行場</b>	
<p><b>【環境大臣】</b>          今後、環境影響評価の前提となった飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p><b>【国土交通大臣】</b>          今後、環境影響評価の前提となった飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>今後、予測の前提としている飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じることを追記しました。（参照頁略）</p>

大臣意見	事業者の見解
<b>道路</b>	
<p><b>【環境大臣】</b>            計画路線供用時の騒音については、連続的に併設される鉄道との複合的な影響により予測値が一部の地域で高いレベルにあることから、道路沿道の将来的な土地利用の状況も踏まえて、鉄道事業と連携して更に検討を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。            また、その旨を評価書に記載すること。</p> <p><b>【国土交通省〇〇地方整備局長】</b>            計画路線供用時の騒音については、予測値が一部の地域で高いレベルにあることから、将来、道路沿道の土地利用の状況が変化し、保全対象が存在する場合は、鉄道事業と連携しながら、必要に応じて環境保全措置を講じること。            また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>計画路線供用時の騒音については、予測値が一部の地域で高いレベルにあることから、将来、道路沿道の土地利用の状況が変化し、保全対象が存在する場合は、鉄道事業と連携しながら、必要に応じて環境保全措置を講じます。また、その旨を評価書（参照頁略）に記載しました。</p>

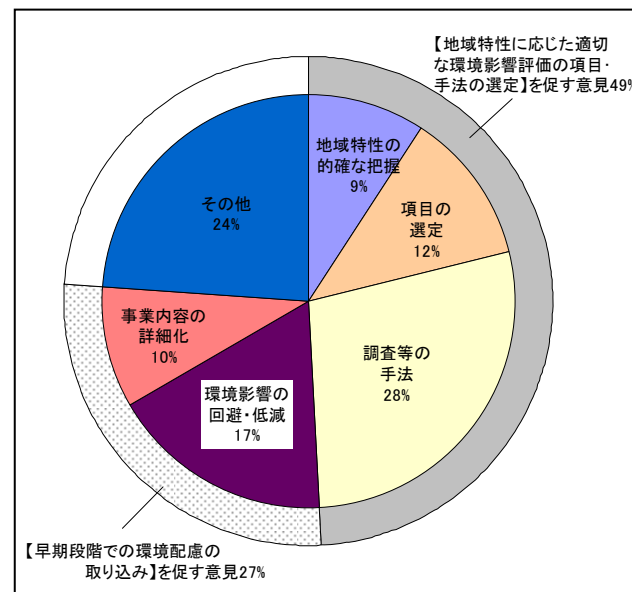
## 9 アセスメントにおける情報交流

### (1) アセス法対象事業における方法書への住民等意見の提出状況及びその内容

#### 【方法書住民等意見の提出状況\*】

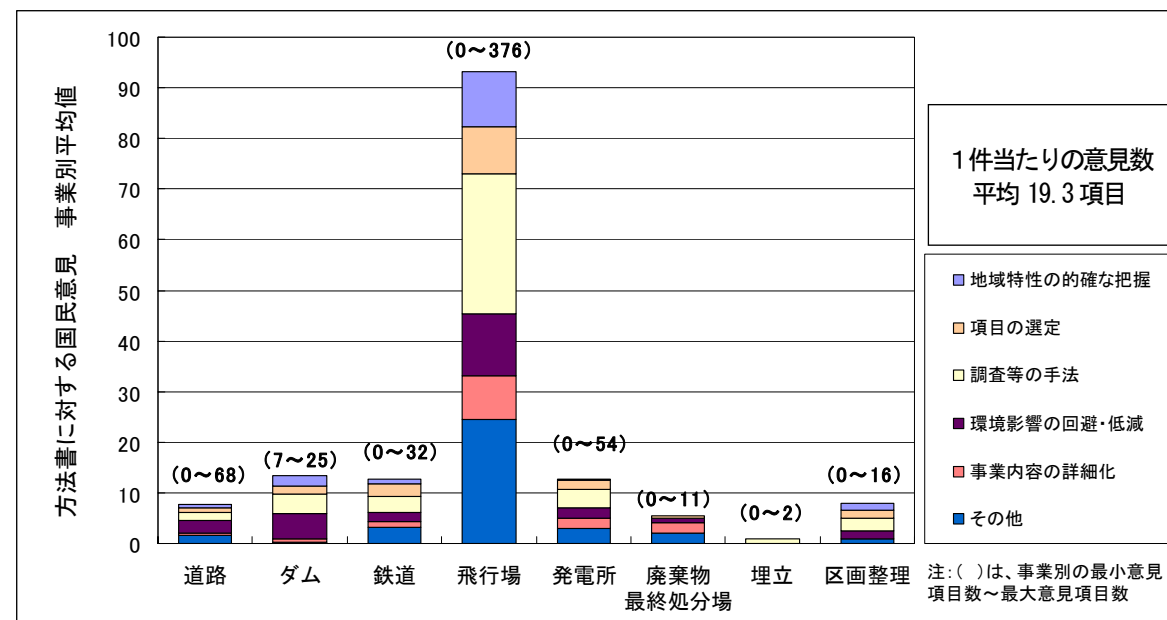
手続完了 62 件のうち、41 件（手続完了案件の 66.1%に相当）に関して住民等意見の提出があり、1 件当たり平均 19.3 項目の意見が提出された。

方法書に対する住民等意見



注) 事業者が意見書の内容を取りまとめた「意見の概要」の類型を単位として、分類・集計した。

方法書に対する住民等意見（事業別平均値）

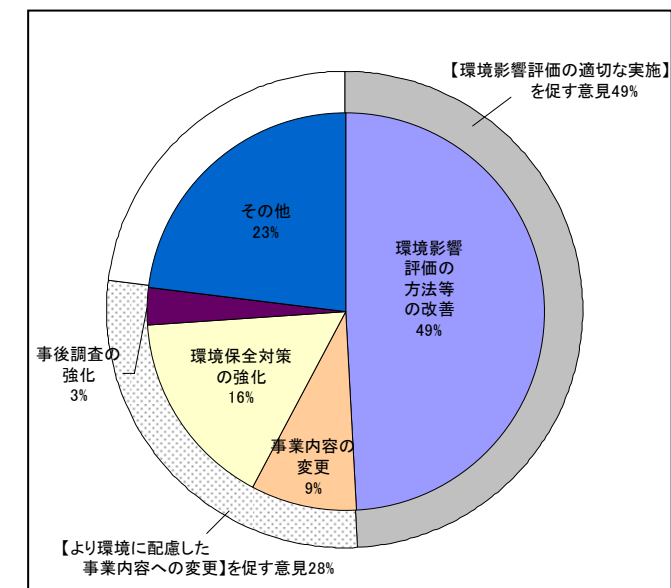


### (2) アセス法対象事業における準備書への住民等意見の提出状況及びその内容

#### 【準備書住民等意見の提出状況】

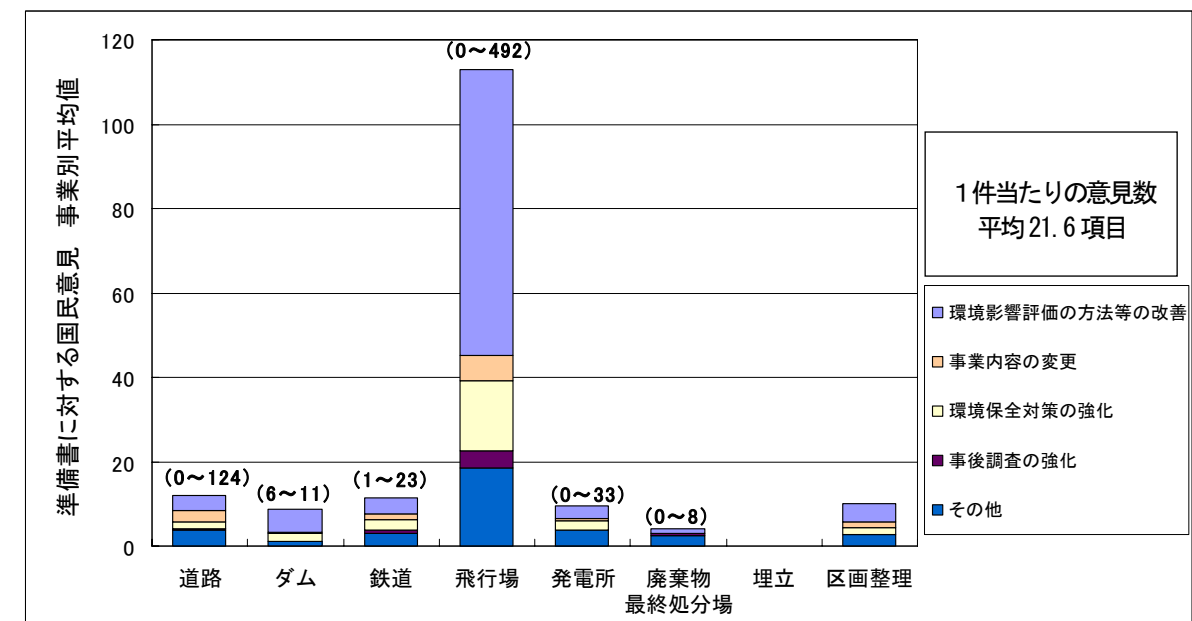
手続完了 62 件のうち、45 件（手続完了案件の 72.6%に相当）に関して住民等意見の提出があり、1 件当たり平均 21.6 項目の意見が提出された。

準備書に対する住民等意見



注) 事業者が意見書の内容を取りまとめた「意見の概要」の類型を単位として、分類・集計した。

準備書に対する住民等意見（事業別平均値）



\* 環境保全の見地からの意見を有する者からの意見の提出があった際には、事業者は個々の意見の内容を類型化し「意見の概要」を取りまとめ、準備書や評価書に掲載している。住民等意見の提出状況は、当初から法に基づく手続を実施し、平成 19 年 3 月末までに手続を完了した 62 件を対象に、評価書に記載されている「意見の概要」の類型を単位として、分類・整理を行った。

(3) 地方公共団体における方法書、準備書等の電子縦覧、意見書の電子申請の実施状況

インターネットによるアセス図書の公開状況

平成19年12月末現在

地方公共団体名	条例上の図書縦覧者	インターネットによる公開主体	公開義務	公開状況	公開対象	公開期間	電子データの作成者	電子データ作成に係る費用負担	公開に当たっての根拠規定	実施理由	実施効果	実施上の留意点、課題	法対象事業への対応
北海道	知事	知事 (アセス担当部局)	無	一部の事業者のみ	方法書、準備書、評価書の全文又は概要	縦覧期間中	事業者	事業者	—	利便性の向上	不明	・事業者に著作権について確認。 ・縦覧者数の把握が困難。	・縦覧者である事業者の判断に委ねている。
青森県	事業者	民間事業者 ※実績あり			—	—	事業者	事業者	—	—	—	—	—
茨城県	知事	知事 (アセス担当部局)			方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	知事 (アセス担当部局)	知事 (アセス担当部局)	—	情報を広く公開するため	閲覧者の利便性向上	・アセス図書の一部(概要版)のみ公開。	・条例対象事業に準ずる。
埼玉県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	— (行政サービス)	情報提供のため	HP閲覧者の増加	・著作権に配慮する必要あり。	・全文公開。
東京都	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書類の磁気ディスクによる提出等に関する要綱	環境影響評価手続に関する情報を広く都民及び事業者の利用に供するため	未把握	・概要のみ掲載しているため、利便性は低い。	・義務付けはない。
神奈川県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	一部の事業者のみ	方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	知事 (アセス担当部局)	知事 (アセス担当部局)	—	—	HPアクセス数増加より住民等への情報提供が促進された。	—	・条例対象事業に準ずる。
長野県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	住民等からの要望への対応	住民等への情報提供が促進された。	—	—
静岡県	知事	知事 (アセス担当部局)	検討中		(方法書、準備書、評価書の概要)	—	—	—	—	—	—	—	—
三重県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書の全文、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	情報公開の一環	特になし	—	・条例対象事業に準ずる。
滋賀県	事業者	知事 (アセス担当部局)	検討中		(方法書、準備書、評価書の概要)	—	—	—	—	—	—	—	—
京都府	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	住民の利便性の向上のため	不明	・著作権への配慮から事業者に対し文書での承諾を求めている。	・条例対象事業に準じて協力を求めているが、対応した事業はない。
大阪府	知事	知事 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	事後調査手続終了まで	事業者	事業者	大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(オンライン化条例)	オンライン化条例の制定	住民への情報提供が促進されたと認識。	・事業者に著作権について確認を求める。 ・ただし、国土地理院地区は公開に際して府から国土地理院に承諾を得る。(承諾に際して府に費用負担は発生せず)	・条例対象事業に準ずる。
兵庫県	知事	知事 (アセス担当部局)	無	一部の事業者のみ	方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	—	—	—	—

インターネットによるアセス図書の公開状況

平成 19 年 12 月末現在

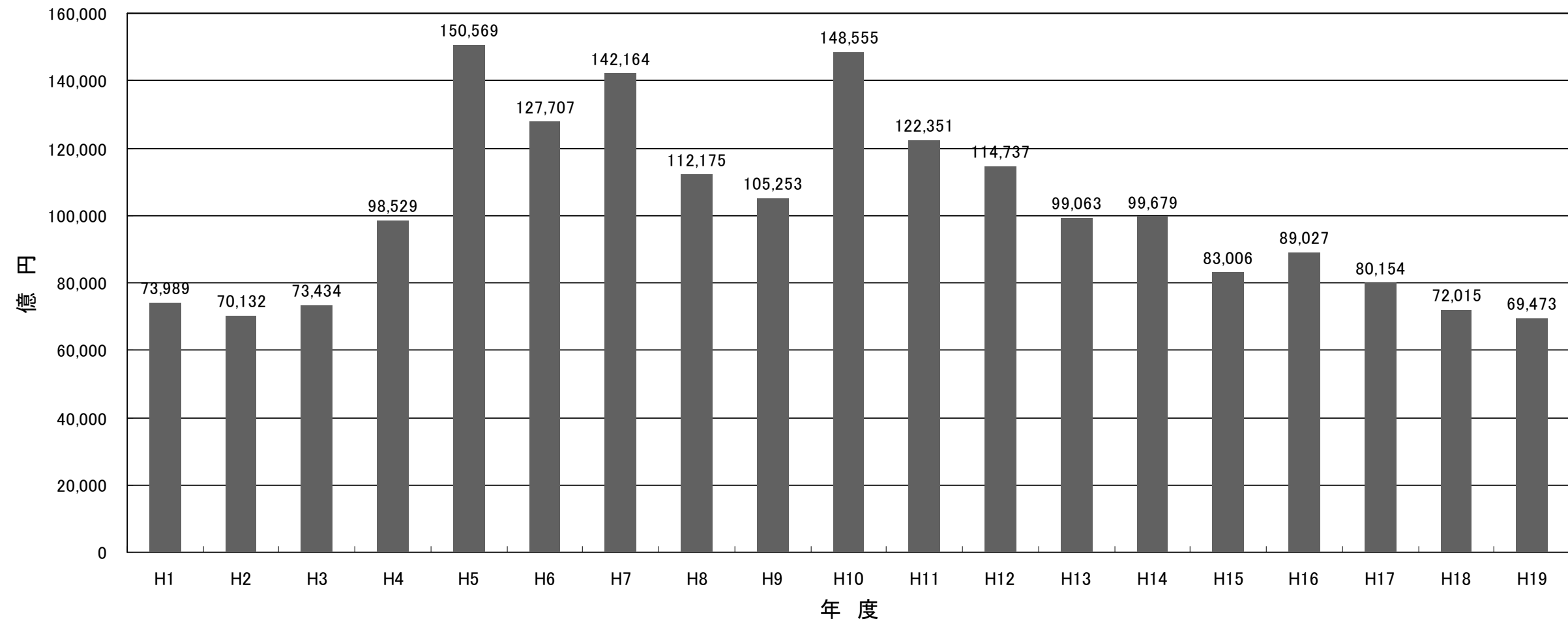
地方公共団体名	条例上の図書縦覧者	インターネットによる公開主体	公開義務	公開状況	公開対象 ( ) 内は予定	公開期間	電子データの作成者	電子データ作成に係る費用負担	公開に当たっての根拠規定	実施理由	実施効果	実施上の留意点、課題	法対象事業への対応
愛媛県	事業者	知事 (アセス担当部局)	無	一部の事業者のみ	方法書、準備書、評価書の全文又は概要	各手続終了後から掲載開始 (縦覧期間中は掲載せず)	事業者	事業者	—	知事意見のみの掲載ではなく、図書も閲覧できるほうが効果的であること、及び事業開始後からの問い合わせ等もあることから、事業者の承諾が得れば掲載することとしている。住民等からも図書の閲覧希望がある。	左記状況からある程度活用されているものと考えている。	—	—
宮崎県	事業者	事業者	無	一部の事業者のみ	全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	幅広く意見を求めるため	—	—	—
沖縄県	事業者	事業者の判断において環境影響評価書の概要(パンフレット)を事業者ホームページに掲載している事例あり。				—	—	—	—	—	—	—	—
さいたま市	市長	市長 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文 (データ容量によっては概要のみ)	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	住民等からの要望への対応	—	—	・条例対象事業に準ずる。
横浜市	市長	市長 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の概要 (全文公開検討中)	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	図書電子化を検討する中で、可能な部分から実施	未確認	—	—
名古屋市	市長	市長 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文又は概要	事後調査手続が終了まで	事業者	事業者	—	広く市民・事業者に周知する手段の一つとして公開	より多くの方に周知できていると考えている。	・著作権の問題(図書作成は事業者であるため)	—
京都市	市長	市長 (アセス担当部局)	全事業について市長が公開 (条例細則で電子データの提出を求めている。)		方法書、準備書、評価書の概要	原則公開期限なし	事業者	事業者	条例付帯決議	市民が容易に情報を入力できるようにするため	—	—	—
大阪市	市長	市長 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文及び概要	原則公開期限なし (事業者の申し出により終了)	事業者	事業者	環境影響評価関係図書の電子縦覧等に係る実施要領	市民の利便性向上、アセス制度に対する市民理解増進、各案件に対する住民参加促進	—	・事業者に著作権について確認を求める。 ・国土地理院地図は公開に際して市から国土地理院に承諾を得る。	—
堺市	市長	市長 (アセス担当部局)	検討中		(方法書、準備書、評価書の全文)	(事後調査手続終了まで)	(事業者)	(事業者)	堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(オンライン化条例)	—	—	・事業者に著作権について確認を求める。 ・ただし、国土地理院地図は公開に際して市から国土地理院に承諾を得る。(承諾に際して市に費用負担は発生せず)	—
広島市	市長	市長 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	—	特になし	特になし	—	—
北九州市	市長	市長 (アセス担当部局)	無	全事業者	方法書、準備書、評価書の全文	原則公開期限なし	事業者	事業者	環境影響評価図書の貸出、複写及びホームページによる公開に関する要領	住民等からの要望への対応	HPへのアクセス数が増加したことから、住民等への情報提供が促進された。	・事業者に著作権について確認を求める。 ・国土地理院地図等、他者に権利があるものは除くものとする。	・要領の適用を受けない。

インターネットによる意見書の受付状況

平成 19 年 12 月末現在

地方公共 団体名	住民等意見書 提出先	意見書の電子的な提出方法	署名（本人確認）の条件	意見書受付にあたっての 根拠規定	電子申請を行っている場合 電子申請対応パターン			法対象事業 への対応
					住民等一 知事・市長	住民等一 民間事業者	住民等一 公共事業者	
青森県	事業者	事業者が意見を電子メールで受け付ける旨を公告した場合は、電子メールにより意見書を提出可能（実施事例あり）。	—	—	—	—	—	—
宮城県	事業者	事業者が行政機関であれば、オンライン化条例により電子メール（Eメール）での受付が可能ではあるが、実施例はない。 Eメールによる受付は、今後事業者へ指導していく予定。	—	—	—	—	—	—
栃木県	知事	電子メール（Eメール）による提出を受け付けている。	—	—	—	—	—	—
東京都	知事	電子申請システムは未対応。 電子メール（Eメール）による提出を受け付けている。	電子メール（Eメール）送信後に 電話確認することを求めている。 （未着トラブルへの対応）	—	—	—	—	非対応
長野県	事業者	電子メール（Eメール）による提出も可としている。	—	—	—	—	—	—
大阪府	事業者又は知事	電子申請 HP の入力フォームによる。	①システム上で ID とパスワード の取得。 ②電子認証。	大阪府行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例（オンラ イン化条例）	対象	対象外	対象外	条例横出手続に 限って適用
岡山県	事業者又は知事	県に対し電子メール（Eメール）で提出されれば意見として受け付ける。 事業者に対して積極的な指導はしていない。	—	—	—	—	—	—
大分県	事業者	電子メール（Eメール）での意見書受付を事業者呼びかけているが、実際に そのように対応した事業者の事例はない。	—	—	—	—	—	—
さいたま市	事業者	電子メール（Eメール）による提出も可としている。	—	—	—	—	—	—
千葉市	市長	電子メール（Eメール）での提出があれば、受け付ける。	—	—	—	—	—	—
京都市	市長	HP の入力フォーム、電子メール（Eメール）	細則で氏名、住所等の記載を求め ているが、記載がなくても受け付 ける。	京都市環境影響評価等に関する条例	対象	対象外	対象外	—
堺市	市長	検討中 （電子申請HPの入力フォームによる。）	(①システム上で ID とパスワード の取得。) (②電子認証。)	堺市行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する条例（オンラ イン化条例）	(対象)	(対象外)	(対象外)	—
神戸市	市長	電子申請システムは未対応。 電子メール（Eメール）による提出を受け付けている。	—	—	—	—	—	—
北九州市	市長	電子申請HPの入力フォームによる。 電子メール（Eメール）は受け付けない。	HP 上での入力をもって確認とす る。	北九州市行政手続等における情報通 信の技術の利用に関する条例（オン ライン化条例）	対象	対象外	対象外	非対応
福岡市	事業者	電子メール（Eメール）による意見書の提出は、制度上条例の改正が必要とな るため提出手段として、位置づけていないが仮に電子メール（Eメール）で届 いた場合については、意見書と同等の扱いを行うよう事業者へ伝えている。	—	—	—	—	—	—

10 公共事業関係費の推移



(注) 補正後予算ベース。ただし、18、19年度は当初予算ベース。

出典：『平成19年度国土交通省予算の特徴 ～道路予算の効率的執行と海洋権益の保全～』 p. 63.

11 交付金

社会資本整備等に関連する交付金の例

交付金名	概要等
循環型社会形成推進交付金	市町村が建設する廃棄物最終処分場
地域再生基盤強化交付金(以下の3つから構成)	
汚水処理施設整備交付金	公共下水道、集落排水施設又は浄化槽
港整備交付金	地方港湾の施設又は第一種漁港の施設
道路整備交付金	市町村道、広域農道又は林道
まちづくり交付金	国道の小規模な改築修繕、路肩の補修等
石油貯蔵施設立地対策等交付金	都道府県・市町村道、小型船舶用港湾
電源立地地域対策交付金	電源立地等初期対策・電源立地促進対策・電源立地特別・原子力発電施設等立地地域長期発展対策・水力発電施設周辺地域交付金を統合したもの。都道府県・市町村道、小型船舶用港湾
森林づくり交付金	管理道路(基幹作業道・作業道・単線軌道)
道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第1項に規定する交付金(地方道路整備臨時交付金)	都道府県その他の道路の舗装その他の改築又は修繕
発電用施設周辺地域整備法第95条第1項に規定する交付金	発電用施設(原子力・水力・地熱・火力)、発電用施設関連施設
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(特定防衛施設周辺整備調整交付金)	飛行場(防衛施設)、港湾(防衛施設)
沖縄振興特別措置法第105条の3第2項に規定する交付金	消防用機械器具・設備の購入・設置、市町村保険センターの整備、知的障害児施設・重症心身障害児施設の整備等
都市再生特別措置法第47条第2項に規定する交付金	公共公益施設の整備、土地区画整理事業等
独立行政法人水資源機構法第21条第1項及び第22条第1項に規定する交付金	洪水調節を目的とする多目的ダム、河口堰、湖沼推移調節施設
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第19条第1項に規定する交付金	砂防工事、保安施設事業、道道の改築、二級河川の改良工事
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第6条に規定する再編交付金	交通の発達及び改善に関する事業

【参考】アセス法に基づく手続完了案件一覧

法に基づく手続完了案件一覧(経過措置1/3)

番号	案件名	都道府県	事業種別	アセス区分	事業規模	事業実施区域	関係地域	許認可権者	事業者	第二種 事業相当 規模	方法書			準備書			国等の審査(評価書、但し発電所の場合は、 環境大臣意見、免許等大臣等意見は準備書)			修正評価書	備考
											公告	知事意見	(経済大臣 勸告)	公告	説明会 開催回数	知事意見	環境大臣 意見	免許等大臣等意見 (経済大臣勸告)	(経済大臣 確定通知)		
K-01	大間原子力発電所	青森県	発電所	事業アセス	原子力 138.3万kw	下北郡大間町	下北郡大間町、風間浦村、佐井村、大畑町	通商産業大臣	電源開発(株)					H10.9.9	1回	H11.7.16	H11.8.2	H11.9.6		H11.9.22	
K-02	広野火力発電所5・6号機	福島県	発電所	事業アセス	火力 120万kw (60万kw×2基)	双葉郡広野町	広野町、いわき市、楢葉町	通商産業大臣	東京電力(株)					H11.1.29	1回	H11.7.21	H11.8.2	H11.9.6		H11.9.25	
K-03	高規格幹線道路蒲江北川線(蒲江町 ～北浦町)	大分県	道路	事業アセス	4車線、14.4km	大分県蒲江町～北浦町 宮崎県	蒲江町、北浦町	建設大臣	建設省九州地方建設局					H11.4.16		H11.6.10	H11.10.15	H11.11.1		H11.11.19	
K-04	高規格幹線道路蒲江北川線(北浦町 ～北川町)	宮崎県	道路	事業アセス	4車線、11.7km	北浦町～北川町	北浦町、延岡市、北川町	建設大臣	建設省九州地方建設局					H11.4.16		H11.6.10	H11.10.15	H11.11.1		H11.11.19	
K-05	都市計画道路 三光字佐線	大分県	道路	都計アセス	4車線、13.8km	三光村～宇佐市	三光村、宇佐市	建設大臣	建設省九州地方建設局					H11.5.25		H11.6.11	H11.10.15	H11.11.1		H11.11.30	
K-06	都市計画道路1・3・1号椎田大平線	福岡県	道路	都計アセス	4車線、16.3km	椎田町～大平村	椎田町、豊前市、新吉富村、大平村	建設大臣	九州地方建設局					H11.5.17		H11.5.31	H11.10.15	H11.11.1		H11.12.1	
K-07	京奈和自動車道紀北西道路	和歌山県	道路	都計アセス	4車線、10.9km	和歌山市、岩出町、打田町	和歌山市、岩出町、打田町	建設大臣	近畿地方建設局					H11.5.14	5回	H11.7.12	H11.10.22	H11.10.29		H11.12.3	
K-08	白浜すさみ線	和歌山県	道路	都計アセス	4車線、24.9km	白浜町、日置川町、すさみ町	白浜町、日置川町、すさみ町	建設大臣	近畿地方建設局					H11.5.14	6回	H11.7.12	H11.10.15	H11.11.1		H11.12.3	
K-09	小樽都市計画道路1・3・1小樽山手通 余市都市計画道路1・3・1余市望海台通	北海道	道路	都計アセス	4車線、約24km	小樽市～余市町	小樽市、余市町	建設大臣	北海道開発局					H11.5.14	2回	H11.9.3	H11.11.1	H11.11.15		H11.12.10	
K-10	大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖 埋立処分場建設事業	大阪府	廃棄物最 終処分場 埋立	事業アセス	205ha	大阪市	大阪市、堺市、泉大津市	大阪府知事	大阪市 大阪湾広域臨海環 境整備センター		H10.6.29			H11.2.8		H11.9.10				H11.12.21	
K-11	大阪高速鉄道第8号線	大阪府	鉄道	都計アセス	11駅、12km	大阪市、守口市		建設大臣 運輸大臣	大阪市					H11.5.21	6回	H11.8.2	H11.9.30	H11.10.29		H11.12.28	
K-12	宇都宮都市計画真岡インターチェンジ 周辺土地区画整理事業	栃木県	区画整理	都計アセス	135ha	真岡市	真岡市	建設大臣	真岡市					H11.4.2	1回	H11.6.2	H11.8.13			H12.2.1	
K-13	大分製鐵発電所(9号機)	大分県	発電所	事業アセス	火力 33万kw	大分市	大分市	通商産業大臣	新日本製鐵(株)					H11.3.2	2回	H11.10.6	H11.12.16	H12.1.6		H12.2.1	
K-14	能越自動車道(七尾～大泊)	石川県	道路	都計アセス	4車線、12.5km	七尾市	七尾市	建設大臣	建設省北陸地方建設局					H11.5.26	2回	H11.6.8	H11.10.22			H12.2.23	
K-15	松浦発電所(2号機)一部計画変更	長崎県	発電所	事業アセス	火力 100万kw	松浦市	松浦市(旧鷹島町、旧福島町)、伊万里市、 佐世保市(旧吉井町、旧世知原町) 平戸市(旧田平町)、江迎町、鹿町町、佐々町	通商産業大臣	九州電力(株)					H11.3.16	1回	H11.10.6	H11.12.16	H12.1.6		H12.3.15	
K-16	北近畿豊岡自動車道	兵庫県	道路	都計アセス	4車線、13.4km	養父郡八鹿町～朝来郡 和田山町	八鹿町、養父町、和田山町	建設大臣	近畿地方建設局					H11.5.11	3回	H11.10.22	H12.1.14			H12.3.21	
K-17	中城湾(泡瀬地区)公有水面埋立事業	沖縄県	埋立	事業アセス	178ha	沖縄市	沖縄市	沖縄県	沖縄開発庁沖縄総 合事務局、沖縄県					H11.4.9	2回	H11.10.12		H12.2.23		H12.3.23	
K-18	根岸製油所ガス化複合発電所	神奈川県	発電所	事業アセス	火力 43.145万kw	横浜市中区	横浜市、川崎市、大和市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、 横須賀市	通商産業大臣	日石三菱精製(株)					H11.2.25	2回	H11.10.8	H11.12.16	H12.1.6		H12.3.24	
K-19	東金茂原道路	千葉県	道路	都計アセス	4車線、21.4km	東金市～茂原市	東金市、大網白里町 千葉市、茂原市、長柄町、 長南町	建設大臣	建設省関東地方建設局					H11.2.2	7回	H11.8.27	H12.1.14			H12.3.31	
K-20	京極発電所	北海道	発電所	事業アセス	水力(揚水) 60万kw(20万kw×3)	虻田郡京極町	虻田郡京極町、赤井川村(評価書)	通商産業大臣	北海道電力(株)					H11.1.14	1回	H11.10.7	H11.12.16	H12.2.10		H12.4.3	

注)番号に網掛けがあるものは、環境大臣の関与がなかった案件を示す。

法に基づく手続完了案件一覧(経過措置2/3)

番号	案件名	都道府県	事業種別	アセス区分	事業規模	事業実施区域	関係地域	許認可権者	事業者	第二種 事業相当 規模	方法書			準備書			国等の審査(評価書、但し発電所の場合は、 環境大臣意見、免許等大臣等意見は準備書)			修正評価書	備考
											公告	知事意見	(経済大臣 勧告)	公告	説明会 開催回数	知事意見	環境大臣 意見	免許等大臣等意見 (経済大臣 勧告)	(経済大臣 確定通知)		
K-21	コスモ石油四日市霞発電所	三重県	発電所	事業アセス	火力 22.3万kw	四日市市	四日市市(旧補町)、朝日町、川越町	通商産業大臣	コスモ石油(株)				H11.2.25		H11.10.6	H12.2.15	H12.2.29		H12.4.27		
K-22	今治広域都市計画土地区画整理事業 (第1地区)	愛媛県	区画整理	都計アセス	88.6ha	今治市	今治市	建設大臣	地域振興整備公団				H11.5.28	4回	H11.10.28	H12.1.24			H12.4.28		
K-23	東亜石油エネルギー供給施設	神奈川県	発電所	事業アセス	火力 27.36万kw	川崎市川崎区	川崎市、横浜市	通商産業大臣	東亜石油(株)				H11.3.26	2回	H11.10.8	H12.2.15	H12.2.29		H12.5.17		
K-24	横浜湘南道路	神奈川県	道路	都計アセス	4車線、7.5km	横浜市栄区～藤沢市	横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市	建設大臣	建設省関東地方建設局	○			H10.8.18	5回	H11.10.8	H12.3.13	H12.3.16		H12.7.4		
K-25	高速横浜環状北線	神奈川県	道路	都計アセス	4車線、8.2km	横浜市都筑区～横浜市 鶴見区	横浜市	建設大臣	首都高速道路公団				H10.7.21	9回	H11.10.8	H12.3.13	H12.3.16		H12.7.14		
K-26	玉島笠岡道路	岡山県	道路	都計アセス	4車線、13.2km	倉敷市～笠岡市	倉敷市、金光町、鴨方町、里庄町、笠岡市	建設大臣	中国地方建設局				H11.3.17	6回	H11.8.12	H12.3.17			H12.8.30		
K-27	都市計画道路 岩国大竹道路	広島県	道路	都計アセス	4車線、4.7km	大竹市	大竹市	建設大臣	中国地方建設局	○			H11.5.10		H11.10.5	H12.4.14			H12.8.31		
K-28	都市計画道路 岩国大竹道路	山口県	道路	都計アセス	4車線、5.1km	岩国市、和木町		建設大臣	中国地方建設局	○			H11.5.7		H11.10.8	H12.4.14			H12.9.1		
K-29	市東第一特定土地区画整理事業	千葉県	区画整理	都計アセス	303.4ha	市原市	市原市	建設大臣	市原市市東第一土 地区画整理組合				H11.4.16		H11.9.28	H12.3.9			H12.9.5		
K-30	島根原子力発電所3号機	島根県	発電所	事業アセス	原子力 137.3万kw	鹿島町	鹿島町	通商産業大臣	中国電力(株)				H10.2.25		H11.9.29	H11.12.16	H12.2.10		H12.9.18		
K-31	今治新都市第2地区土地区画整理事業	愛媛県	区画整理	都計アセス	48.9ha	今治市	今治市	建設大臣	地域振興整備公団				H11.5.28	4回	H12.7.4	H12.8.11			H12.11.1		
K-32	泊発電所3号機設置計画	北海道	発電所	事業アセス	原子力 91.2万kw	泊村	泊村、神恵内村、共和町、岩内町	通商産業大臣	北海道電力(株)				H10.8.14	4回	H11.9.21	H11.12.16	H12.2.10		H12.11.9		
K-33	(仮称)大和都市計画事業・高山特定 土地区画整理事業	奈良県	区画整理	都計アセス	288ha	生駒市	生駒市	建設大臣	都市基盤整備公団				H11.4.16	2回	H11.5.26	H11.11.1			H12.11.10		
K-34	一般国道159号羽咋道路	石川県	道路	事業アセス	4車線、12.6km	羽咋市～押水町	羽咋市、法蓮志水町(旧押水町、旧志雄町)	建設大臣	建設省北陸地方建設局				H11.4.26		H11.10.7	H12.10.5			H12.12.22		
K-35	横浜市営地下鉄4号線	神奈川県	鉄道	都計アセス	10駅 13.1km	横浜市港北区～緑区	横浜市	建設大臣 運輸大臣	横浜市				H11.11.2	7回	H12.8.15	H12.10.20			H13.1.12		
K-36	福島第一原子力発電所7・8号機	福島県	発電所	事業アセス	原子力 276万kw (138万kw×2基)	双葉郡大熊町、双葉町	双葉郡大熊町、双葉町	通商産業大臣	東京電力(株)				H11.4.20	1回	H11.9.27	H12.2.15	H12.3.3		H13.1.30		
K-37	国際港都建設計画 学園南土地区画 整理事業	兵庫県	区画整理	都計アセス	108.4ha	神戸市	神戸市	建設大臣	都市基盤整備公団		H10.5.12	H10.7.24	H11.10.19	2回	H12.6.13	H12.11.2			H13.2.20		
K-38	神戸国際港都建設計画西神第二地区 新住宅市街地建設事業(変更)	兵庫県	新住宅整備	都計アセス	80.8ha	神戸市	神戸市	建設大臣	神戸市	○	H10.5.12	H10.2.24	H11.10.19		H12.6.13	H12.10.26			H13.2.20		
K-39	福山道路	広島県	道路	都計アセス	4車線、15.0km	福山市		建設大臣	中国地方建設局				H11.5.20		H12.4.7	H12.11.17			H13.3.29		
K-40	福山道路	岡山県	道路	都計アセス	4車線、1.5km	広島県福山市～岡山県 笠岡市	岡山県笠岡市、広島県福山市	建設大臣	中国地方建設局				H11.5.21	1回	H11.10.15	H12.11.17			H13.3.30		

注)番号に網掛けがあるものは、環境大臣の関与がなかった案件を示す。

法に基づく手続完了案件一覧(経過措置3/3)

番号	案件名	都道府県	事業種別	アセス区分	事業規模	事業実施区域	関係地域	許認可権者	事業者	第二種 事業相当 規模	方法書			準備書			国等の審査(評価書、但し発電所の場合は、 環境大臣意見、免許等大臣等意見は準備書)			修正評価書 公告	備考
											公告	知事意見	(経済大臣 勧告)	公告	説明会 開催回数	知事意見	環境大臣 意見	免許等大臣等意見 (経済大臣 勧告)	(経済大臣 確定通知)		
K-41	一般国道鬼怒テクノ通り	栃木県	道路	事業アセス	4車線、約11km	真岡市～宇都宮市	真岡市、宇都宮市	建設大臣	栃木県				H11.5.12		H11.12.27	H13.1.19				H13.4.6	
K-42	一般国道39号北見バイパス	北海道	道路	事業アセス	4車線、約15km	北見市～端野町	北見市、端野町	建設大臣	北海道開発局				H11.4.27	2回	H11.10.7	H13.1.19				H13.4.17	
K-43	旭川十勝道路	北海道	道路	事業アセス	4車線、約14km	富良野市～中富良野町	富良野市、中富良野町	建設大臣	北海道開発局				H11.3.17	2回	H11.10.7	H13.1.19				H13.4.17	
K-44	上関原子力発電所(1、2号機)	山口県	発電所	事業アセス	原子力 274.6万kw (137.3万kw×2)	上関町	上関町	通商産業大臣	中国電力(株)				H11.4.28	1回	H11.11.25	H12.2.15	H12.3.3			H13.7.17	
K-45	九州新幹線(新大村(仮称)・長崎間)	長崎県	鉄道	事業アセス	延長33.8km	大村市～長崎市	長崎市、諫早市、大村市	運輸大臣	日本鉄道建設公団							H13.3.12				H14.1.15	

注)番号に網掛けがあるものは、環境大臣の関与がなかった案件を示す。

法に基づく手続完了案件一覧(1/4)

番号	案件名	都道府県	事業種別	アセス区分	事業規模	事業実施区域	関係地域	許認可権者	事業者	第二種 事業相当 規模	方法書			準備書			国等の審査(評価書、但し発電所の場合は、 環境大臣意見、免許等大臣等意見は準備書)			修正評価書	備考
											公告	知事意見	(経済大臣 勧告)	公告	説明会 開催回数	知事意見	環境大臣 意見	免許等大臣等意見 (経済大臣勧告)	(経済大臣 確定通知)		
1	徳島飛行場拡張整備事業及び徳島空港周辺整備事業	徳島県	飛行場 埋立	事業アセス	滑走路の延長500m (2000m→2500m)、 公有水面埋立て 約106ha(うち徳島飛行 場拡張整備事業約 41ha)	徳島県松茂町地先及び 松茂町地先公有水面	松茂町、北島町、徳島町、鳴門市	運輸大臣 徳島県知事	運輸省 徳島県		H10.11.12	H11.4.30		H11.9.24	4回	H12.4.6	H12.7.3	H12.7.28		H12.8.21	埋立と飛行場事業合わせ アセス図書1冊、大 臣意見は1件
2	ユビイーパワーセンター発電設備	山口県	発電所	事業アセス	火力 21.6万kW	宇部市大字小串	宇部市	通商産業大臣	株式会社ユビイー パワーセンター		H10.11.2	H11.3.19	H11.4.27	H12.1.5	1回	H12.6.5	H12.9.14	H12.9.28	H12.12.20	H13.1.9	
3	君津共同発電所5号機新設計画	千葉県	発電所	事業アセス	火力 30万kW	君津市君津1番地	君津市、富津市、木更津市	通商産業大臣	君津共同火力株式 会社		H10.11.11	H11.5.8	H11.7.1	H12.2.25	3回	H12.8.7	H12.10.27	H12.11.5	H12.12.25	H13.1.12	
4	青森空港拡張整備事業	青森県	飛行場	事業アセス	滑走路の延長500m (2,500m→3,000m)	南津軽郡浪岡町	青森市、浪岡町	国土交通大臣	青森県		H12.1.17	H12.5.22		H12.7.31	2回	H12.12.19	H13.3.12	H13.3.21		H13.3.26	
5	東京都都市計画都市高速鉄道第13号 線池袋～渋谷間建設事業	東京都	鉄道	都計アセス	約8.9km	豊島区、新宿区、渋谷区	—	建設大臣 運輸大臣	帝都高速度交通 営団	○	H11.9.16	H11.12.24		H12.4.18	6回	H12.9.14	H12.11.10	H12.11.22 (運輸大臣) H12.12.4 (建設大臣)		H13.4.26	
6	出光愛知製油所第3号発電設備増設 計画	愛知県	発電所	事業アセス	火力 25.2万kW	愛知県知多市南浜町11 番地	知多市	経済産業大臣	出光興産株式会 社		H10.8.1	H10.12.25	H11.2.10	H12.7.26	1回	H13.1.31	H13.4.2	H13.4.20	H13.6.25	H13.7.2	
7	北九州学術・研究都市北部土地区画 整理事業	福岡県	区画整理	都計アセス	約135.5ha	北九州市若松区西部、八 幡西区北西部	北九州市	国土交通省 九州地方整備局 長	北九州市		H11.2.16	H11.6.11		H12.11.15	1回	H13.5.11	H13.7.30	H13.8.27		H13.12.19	
8	北海道新幹線(新青森・札幌間)	北海道	鉄道	事業アセス	新設:延長250.7km 改良:延長42.2km	札幌市～福島町	(北海道内)札幌市、小樽市、福島町、知内町、木古 内町、上磯町、大野町、七飯町、八雲町、長万部町、 厚沢部町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、 共和町、仁木町、余市町、赤井川村、景浦町	国土交通大臣	日本鉄道建設公 団		H10.10.9	H11.2.19		H12.7.1	20回	H12.12.19	H13.3.12	H13.4.20		H14.1.15	
9	北海道新幹線(新青森・札幌間)	青森県	鉄道	事業アセス	新設:延長28.8km 改良:延長39.8km	小泊村～青森市	青森市、蓬田村、蟹田町、今別町、三厩村、小泊村	国土交通大臣	日本鉄道建設公 団		H10.10.9	H11.2.19		H12.7.1	5回	H12.12.13	H13.3.12	H13.4.20		H14.1.15	
10	北陸新幹線(南越(仮称)・敦賀間)	福井県	鉄道	事業アセス	延長31.1km	武生市～敦賀市	敦賀市、武生市、南条町、今庄町	国土交通大臣	日本鉄道建設公 団		H10.10.9	H11.2.15		H12.7.1	2回	H12.12.20	H13.3.12	H13.4.20		H14.1.15	
11	九州新幹線(武雄温泉・新大村(仮称) 間)	佐賀県 長崎県	鉄道	事業アセス	延長32.2km	佐賀県武雄市～長崎県 大村市	佐賀県武雄市、塩田町、嬉野町 長崎県大村市、東彼杵町	国土交通大臣	日本鉄道建設公 団		H10.10.9	H11.2.25		H12.7.1	3回	H12.12.22	H13.3.12	H13.4.20		H14.1.15	佐賀県側、長崎県側合 わせてアセス図書1冊、 大臣意見は1件
12	敦賀発電所3、4号機増設計画	福井県	発電所	事業アセス	原子力 153.8万kW×2	敦賀市明神町及び浦底	敦賀市、美浜町	経済産業大臣	日本原子力発電株 式会社		H12.2.24	H12.7.21	H12.8.17	H13.1.17	1回	H13.7.13	H13.9.17	H13.10.10	H14.1.16	H14.1.21	
13	八代港(大築島地区)港湾環境整備 (埋立護岸)事業	熊本県	埋立	事業アセス	約41ha	八代市地先	八代市、八代郡(千丁町、鏡町、竜北町)、宇土郡(三 角町、不知火町)、下益城郡(松橋町、小川町)、天草 郡(大矢野町、松島町、姫戸町)、芦北郡(田浦町)	熊本県知事	熊本県知事	○	H11.7.19	H12.2.3		H13.3.9	1回	H13.7.13				H14.1.30	
14	利根川水系戸倉ダム建設事業	群馬県	ダム	事業アセス	貯水面積200ha	利根郡片品村	利根郡片品村	国土交通大臣	水資源開発公 団		H11.3.9	H11.8.16		H13.1.16	1回	H13.7.23	H13.12.14	H14.1.23		H14.3.6	
15	都市計画道路鹿島高速線・大館南高 速線	秋田県	道路	都計アセス	延長約16.6km 4車線	北秋田郡鷹巣町～大館 市	大館市、鷹巣町、合川町、森吉町、比内町、田代町	国土交通大臣	建設省東北地方建 設局		H11.12.17	H12.4.24		H13.6.12	2回	H13.11.14	H14.2.4	H14.2.21 H14.3.8(都市計 画同意権者)		H14.5.10	
16	与那国空港拡張整備事業	沖縄県	飛行場	事業アセス	滑走路の延長500m (1500m→2,000m)	八重山郡与那国町字与 那国	与那国町	国土交通大臣	沖縄県知事	○	H13.6.12	H13.10.24		H13.11.30	1回	H14.5.17	H14.7.26	H14.8.19		H14.9.20	
17	太平洋セメント土佐工場発電所3号発 電設備建設計画	高知県	発電所	事業アセス	火力 16.7万kW	高知市孕東町25番地	高知市	経済産業大臣	太平洋セメント株式 会社		H11.9.1	H12.1.19	H12.2.14	H13.12.14	1回	H14.6.11	H14.8.9	H14.9.6	H14.12.18	H14.12.20	
18	住友金属鹿島火力発電所	茨城県	発電所	事業アセス	火力 50.7万kW	鹿嶋市大字新浜18番地 の1	鹿嶋市、鹿島郡神栖町	経済産業大臣	住友金属工業株式 会社		H12.3.1	H12.7.18	H12.8.18	H14.1.31	2回	H14.7.12	H14.9.11	H14.10.21	H14.12.26	H15.1.10	
19	秋田県環境保全センターD区処分場整 備事業	秋田県	廃棄物最 終処分場	事業アセス	約30ha	仙北郡協和町上淀川雨 池沢地内	河辺郡河辺町及び雄和町、仙北郡協和町	秋田県知事	秋田県知事		H12.10.20	H13.2.23		H14.10.25	1回	H15.1.7				H15.2.21	
20	帯広圏都市計画事業帯広市稲田・川 西土地区画整理事業	北海道	区画整理	都計アセス	約88ha	帯広市	帯広市	北海道知事	帯広市稲田・川西 土地区画整理組合 設立準備委員会	○	H12.6.13	H12.10.27		H14.7.5	1回	H14.12.26				H15.3.28	

注)番号に網掛けがあるものは、環境大臣の関与がなかった案件を示す。

法に基づく手続完了案件一覧(2/4)

番号	案件名	都道府県	事業種別	アセス区分	事業規模	事業実施区域	関係地域	許可権者	事業者	第二種 事業相当 規模	方法書			準備書			国等の審査(評価書、但し発電所の場合は、 環境大臣意見、免許等大臣等意見は準備書)			修正評価書	備考		
											公告	知事意見	(経済大臣 勅告)	公告	説明会 開催回数	知事意見	環境大臣 意見	免許等大臣等意見 (経済大臣 勅告)	(経済大臣 確定通知)				
21	仙塩広域都市計画(仮称)名取市下増田臨空土地区画整理事業及び(仮称)名取市関下土地区画整理事業	宮城県	区画整理	都計アセス	約184ha (下増田地区:約114.5ha、関下地区:約69.5ha)	下増田地区:名取市下増田及び杉ヶ袋地内 関下地区:名取市増田及び下増田地内	名取市増田、杉ヶ袋、下増田、飯野坂、牛野、小塚原地内	国土交通省 東北地方整備局長	組合施行予定				H13.2.16	H13.6.21		H14.2.1	1回	H14.7.10	H14.12.9	H15.1.10		H15.3.28	
22	本庄都市計画本庄新都心土地区画整理事業	埼玉県	区画整理	都計アセス	約153.8ha	本庄市大字北堀、栗崎、東富田、西富田の各一部	本庄市、児玉郡美里町、児玉町、上里町、大里郡岡部町	国土交通大臣	地域振興整備公団(予定)				H12.5.9	H12.10.6		H14.1.22	5回	H14.6.28	H14.12.13	H14.12.24 H15.1.9(都市計画同意権者)		H15.3.28	
23	福岡駅東土地区画整理事業	福岡県	区画整理	都計アセス	約107.8ha	福岡町	福岡町、古賀市、津屋崎町	国土交通大臣	都市基盤整備公団				H11.2.16	H11.6.11		H13.5.17	1回	H13.11.28	H14.11.28	H14.12.20 H14.12.25(都市計画同意権者)		H15.5.2	
24	横須賀パワーステーション建設事業	神奈川県	発電所	事業アセス	火力 23.97万kW	横須賀市浦郷町5丁目	横須賀市、横浜市(金沢区)、鎌倉市、逗子市、葉山町	経済産業大臣	株式会社トーマンパワー横須賀				H13.1.12	H13.6.11	H13.7.9	H14.7.5	5回	H15.1.15	H15.3.11	H15.3.26	H15.6.30	H15.7.11	
25	東通原子力発電所1・2号機新設	青森県	発電所	事業アセス	原子力 138.5万kW×2基	下北郡東通村大字小田野沢及び地先	東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村	経済産業大臣	東京電力株式会社				H12.8.22	H13.1.10	H13.2.15	H14.8.9	1回	H15.1.31	H15.4.14	H15.4.25	H15.8.20	H15.8.25	
26	都市計画道路大内白鳥バイパス線(一般国道11号大内白鳥バイパス)	香川県	道路	都計アセス	延長9.2km 4車線、8km 2車線、1.2km	かがわ市伊座～小砂	かがわ市(旧:白鳥町、大内町)	国土交通大臣	国土交通省 四国地方整備局	○			H13.2.27	H13.7.5		H14.10.15	2回	H15.5.19	H15.10.14	H15.10.22 H15.10.27(都市計画同意権者)		H16.3.5	
27	酒田都市計画道路1・3・1酒田余目線及び3・2・3酒田余目線	山形県	道路	都計アセス	延長12.7km 4車線	東田川郡余目町～酒田市	酒田市、余目町、平田町、松山町、藤島町、三川町	国土交通大臣	国土交通省 東北地方整備局				H13.3.30	H13.8.10		H15.1.15	1回	H15.6.23	H15.12.22	H16.1.15 H16.1.19(都市計画同意権者)		H16.3.24	
28	都市計画道路仁摩温泉津道路	島根県	道路	都計アセス	延長11.3km 4車線	仁摩町～温泉津町	仁摩町、温泉津町	国土交通大臣	国土交通省 中国地方整備局				H11.10.26	H12.3.14		H15.5.9	2回	H15.9.26	H16.1.19	H16.2.16 H16.2.17(都市計画同意権者)		H16.3.30	
29	都市計画道路浜田三隅道路	島根県	道路	都計アセス	延長14.1km 4車線	浜田市～那賀郡三隅町	浜田市、三隅町	国土交通大臣	国土交通省 中国地方整備局				H11.10.26	H12.3.14		H15.5.9	6回	H15.9.26	H16.1.19	H16.2.16 H16.2.17(都市計画同意権者)		H16.3.30	
30	筑後川水系小石原川ダム建設事業	福岡県	ダム	事業アセス	貯水面積120ha	甘木市、朝倉郡小石原村	甘木市、朝倉郡小石原村、三井郡大刀洗町、三井郡北野町	国土交通大臣	独立行政法人 水資源機構				H14.5.30	H14.10.16		H15.5.8	2回	H15.11.6	H16.2.2	H16.3.9		H16.3.31	
31	石炭ガス化複合発電実証試験研究設備設置事業	福島県	発電所	事業アセス	火力 25万kW	いわき市佐糠町大島20番地	いわき市	経済産業大臣	株式会社クリーンコールパワー研究所				H13.10.30	H14.3.6	H14.4.16	H15.9.12	1回	H16.2.19	H16.4.23	H16.4.28	H16.6.24	H16.7.2	
32	都市高速道路中央環状品川線	東京都	道路	都計アセス	延長約9.4km 4車線	品川区八潮～目黒区青葉台	品川区、目黒区、港区、世田谷区、渋谷区	国土交通大臣	首都高速道路公団				H13.8.17	H14.1.17		H15.12.12	5回	H16.5.24	H16.8.4	H16.8.11		H16.11.15	
33	百里飛行場民間共用化事業	茨城県	飛行場	事業アセス	新設滑走路長 2,700m	東茨城郡小川町	東茨城郡茨城町、小川町、鹿島郡旭村、鉾田町、行方郡北浦町、玉造町、新治郡霞ヶ浦町	国土交通大臣	国土交通省関東地方整備局、国土交通省東京航空局				H13.3.30	H13.8.23		H15.12.19	5回	H16.6.10	H16.10.8	H16.10.20		H16.12.10	
34	都市計画道路象潟高速線及び仁賀保南高速線	秋田県	道路	都計アセス	延長約13.7km 4車線	由利郡象潟町～仁賀保町	仁賀保町、金浦町、象潟町、西目町	国土交通大臣	国土交通省 東北地方整備局				H12.6.23	H12.11.2		H15.9.9	3回	H16.1.8	H16.10.18	H16.11.9 H16.11.11(都市計画同意権者)		H17.1.28	
35	一般国道47号 新庄古口道路	山形県	道路	事業アセス	延長約11.0km 4車線	新庄市～最上郡戸沢村	新庄市、最上郡戸沢村、大蔵村、鮭川村	国土交通大臣	国土交通省 東北地方整備局				H14.3.12	H14.8.21		H15.12.16	2回	H16.6.17	H16.12.13	H17.1.4		H17.2.25	
36	新居浜西火力3号発電設備建設工事	愛媛県	発電所	事業アセス	火力 15万kw	新居浜市磯浦町16番5号	新居浜市、西条市	経済産業大臣	住友共同電力株式会社				H13.8.31	H14.1.11	H14.2.13	H16.4.6	2回	H16.9.21	H16.12.6	H16.12.17	H17.2.28	H17.3.1	
37	都市計画道路 下田六戸線・上北天間林線	青森県	道路	都計アセス	延長約26.0km 4車線	下田町、六戸町、上北町、十和田市、天間林村	下田町、六戸町、上北町、十和田市、天間林村、三沢市、七戸町、東北町	国土交通大臣	国土交通省東北地方整備局				H12.12.13	H13.5.30		H16.4.21	5回	H16.9.8	H16.12.27	H17.1.26 H17.1.28(都市計画同意権者)		H17.3.18	
38	祓川水系伊良原ダム建設事業	福岡県	ダム	事業アセス	貯水面積122ha	京都府犀川町大字伊良原地先	行橋市、豊津町、犀川町	国土交通大臣	福岡県				H11.12.13	H12.6.6		H16.4.2	2回	H16.10.27	H17.2.4	H17.3.11		H17.3.25	
39	都市計画道路 鳥取青谷線	鳥取県	道路	都計アセス	延長19.3km 4車線	鳥取市～青谷町	鳥取市、気高町、鹿野町、青谷町	国土交通大臣	国土交通省 中国地方整備局				H12.6.9	H12.10.5		H16.10.1	4回	H16.12.28	H17.3.17	H17.3.31 H17.4.1(都市計画同意権者)		H17.6.21	
40	仙台市高速鉄道東西線建設事業	宮城県	鉄道	都計アセス	延長約14km	仙台市太白区～若林区	仙台市	国土交通大臣	仙台市				H12.11.2	H13.3.27		H16.7.9	3回	H17.1.17	H17.3.28	H17.3.31 H17.4.12(都市計画同意権者)		H17.8.10	

注)番号に網掛けがあるものは、環境大臣の関与がなかった案件を示す。

法に基づく手続完了案件一覧(3/4)

番号	案件名	都道府県	事業種別	アセス区分	事業規模	事業実施区域	関係地域	許認可権者	事業者	第二種 事業相当 規模	方法書			準備書			国等の審査(評価書、但し発電所の場合は、 環境大臣意見、免許等大臣等意見は準備書)			修正評価書 公告	備考
											公告	知事意見	(経済大臣 勅告)	公告	説明会 開催回数	知事意見	環境大臣 意見	免許等大臣等意見 (経済大臣勅告)	(経済大臣 確定通知)		
41	新石垣空港整備事業	沖縄県	飛行場	事業アセス	滑走路長2,000m	石垣市	石垣市	国土交通大臣	沖縄県知事		H14.12.24	H15.5.29		H16.3.30	1回	H16.9.28	H17.4.15	H17.5.27		H17.9.9	
42	公共関与臨海部新処分場整備事業	岡山県	廃棄物最終処分場 埋立	事業アセス	埋立処分場所 :約38.1ha 公有水面埋立 :約44.5ha	倉敷市水島川崎通一丁目 地先公有水面	倉敷市	倉敷市長 岡山県知事	(財)岡山県環境保全事業団		H15.8.1	H15.11.11		H17.3.1	1回	H17.7.15				H17.11.1	
43	一般国道464号北千葉道路(印旛~成田)建設事業	千葉県	道路	事業アセス	4車線、約13.5km	印旛郡印旛村若萩~成田市大山	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛村、本埜村、栄町	国土交通大臣	千葉県		H14.8.2	H14.11.29		H16.12.1		H17.6.24	H17.10.20	H17.11.1		H17.12.1	
44	成田新高速鉄道線建設事業	千葉県	鉄道	事業アセス	約19.1km	印旛郡印旛村若萩~成田市三里塚	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛村、本埜村、栄町	国土交通大臣	成田高速鉄道アクセス株式会社		H14.8.2	H14.11.29		H16.12.1		H17.6.24	H17.9.28	H17.10.20		H17.12.1	
45	都市計画道路 出水阿久根線	鹿児島県	道路	都計アセス	4車線、26.8km	出水市~阿久根市	出水市、阿久根市、野田市、高尾野町	国土交通大臣	事業者:国土交通省九州地方整備局都市計画決定権者鹿児島県知事		H12.11.24	H13.3.13		H16.11.9	2回	H17.5.27	H17.9.26	H17.9.30		H17.12.9	
46	都市計画道路 阿久根川内線	鹿児島県	道路	都計アセス	4車線、10.2km	薩摩川内市	薩摩川内市	国土交通大臣	事業者:国土交通省九州地方整備局都市計画決定権者鹿児島県知事	○	H12.11.24	H13.3.13		H16.11.16	1回	H17.5.27	H17.9.26	H17.9.30		H17.12.9	
47	川崎天然ガス発電所	神奈川県	発電所	事業アセス	火力 84.74万kw (42.37万kw×2基)	川崎市川崎区扇町12-1 新日本石油株式会社川崎事業所構内	川崎市、横浜市、東京都大田区、東京都品川区	経済産業大臣	川崎天然ガス発電(株)		H14.5.17	H14.10.17 [神奈川県] H14.9.24 [東京都]	H14.11.8	H17.2.8	4回	H17.8.16 [神奈川県] H17.8.1 [東京都]	H17.10.17	H17.11.1	H17.12.13	H17.12.20	
48	美保飛行場拡張整備事業	鳥取県	飛行場	事業アセス	延長500m 延長後 滑走路長2,500m	米子市及び境港市	米子市、境港市	国土交通大臣	国土交通省中国地方整備局及び同省大阪航空局		H14.1.15	H14.6.14		H16.12.3	2回	H17.6.16	H17.11.16	H17.11.25		H17.12.27	
49	豊岡都市計画道路1・4・1号北近畿豊岡自動車道・日高都市計画道路1・4・1号北近畿豊岡自動車道・八鹿都市計画道路1・4・2号北近畿豊岡自動車道北線	兵庫県	道路	都計アセス	4車線、約15.5km	豊岡市上佐野~養父市八鹿町高柳	豊岡市、城崎郡日高町、養父市	国土交通大臣	国土交通省近畿地方整備局(環境影響評価実施者:都市計画決定権者兵庫県)		H14.1.8	H14.5.22		H16.7.20		H17.1.20	H17.10.20	H17.10.31 H17.10.31(都市計画同意権者)		H18.1.17	
50	泉北天然ガス発電所	大阪府	発電所	事業アセス	火力 110.9万kw(27.7万kw×2基、27.75万kw×2基)	堺市、高石市	堺市、高石市、泉大津市	経済産業大臣	大阪ガス(株)		H14.12.20	H15.5.19	H15.6.13	H17.5.19	4回	H17.10.6	H18.1.24	H18.2.3	H18.2.28	H18.3.1	
51	都市計画道路出雲仁摩線	島根県	道路	都計アセス	4車線、37.4km	出雲市~仁摩町	出雲市(旧湖陵町、旧多伎町を含む)、大田市、仁摩町	建設大臣	建設省		H12.8.1	H12.11.13		H17.2.18		H17.8.9	H17.12.14	H17.12.19		H18.3.14	
52	一般国道444号佐賀福富道路(有明海沿岸道路)	佐賀県	道路	事業アセス	4車線、10km	佐賀県佐賀市~杵島郡白石町	佐賀市、小城市、杵島郡白石町	国土交通大臣	佐賀県		H14.4.30	H14.9.6		H16.10.20	4回	H17.3.8	H18.3.23			H18.5.22	
53	堺港発電所設備更新	大阪府	発電所	事業アセス	火力 200万kw (40万kw×5基)	堺市築港新町1丁2	堺市	経済産業大臣	関西電力(株)		H16.1.19	H16.5.14	H16.7.9	H17.8.30		H18.1.20	H18.4.28	H18.5.18	H18.6.1	H18.6.6	
54	東ソ一南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画	山口県	発電所	事業アセス	火力 22万kw	周南市開成町4560番地	周南市	経済産業大臣	東ソ一(株)		H15.8.30	H16.1.21	H16.2.19	H17.7.20		H17.12.28	H18.4.17	H18.4.17	H18.5.23	H18.6.13	
55	東京国際空港再拡張事業	東京都 神奈川県 千葉県	飛行場 埋立	事業アセス	滑走路長2,500m 公有水面埋立約97ha	東京都大田区羽田空港及び地先公有海面	東京都江東区、品川区、大田区、江戸川区、神奈川県川崎市、千葉県千葉市、市川市、船橋市、木更津市、市原市、君津市及び浦安市	国土交通大臣	国土交通省関東地方整備局、国土交通省東京航空局		H16.10.29	H17.3.23 [東京都] H17.3.24 [神奈川県] H17.3.25 [千葉県]		H17.8.26		H18.2.3 [東京都] H18.2.10 [神奈川県] H18.2.15 [千葉県]	H18.4.28	H18.5.17		H18.6.20	
56	吉の浦火力発電所	沖縄県	発電所	事業アセス	火力 100.4万kw (25.1万kw×4基)	中城村	中城村、北中城村	経済産業大臣	沖縄電力(株)		H15.11.6	初回 H15.3.3 2回目 H16.3.23	H16.4.21	H17.7.4	1回	H17.12.22	H18.2.17	H18.3.20	H18.6.26	H18.7.3	方法書再手続実施
57	水島港(玉島地区)公有水面埋立事業	岡山県	埋立	事業アセス	約47ha	倉敷市	倉敷市	水島港港湾管理者	岡山県	○	H13.5.15	H13.10.11		H15.7.8	1回	H15.12.15				H18.8.29	
58	一般国道57号(中九州横断道路)大野竹田道路	大分県	道路	事業アセス	4車線、約12.3km	豊後大野市大野町~竹田市	豊後大野市(緒方町、朝地町、大野町)、竹田市		国土交通省九州地方整備局		H16.3.23	H16.8.19		H18.1.6		H18.5.11	H18.8.7	H18.8.14		H18.8.29	
59	函館圏都市計画道路 1・4・3号 新外環状線	北海道	道路	都計アセス	4車線、約10km	函館市	函館市	国土交通大臣	国土交通省北海道開発局		H15.6.17	H15.11.4		H17.9.27	2回	H18.3.30	H18.7.28	H18.8.23 H18.8.24(都市計画同意権者)		H18.11.10	
60	水島発電所1号機改造計画	岡山県	発電所	事業アセス	火力 28.56万kw	倉敷市湖通1丁目1番地 (中国電力(株)水島発電所内)	倉敷市	経済産業大臣	中国電力(株)		H15.8.6	H15.12.10	H16.1.30	H18.1.11	1回	H18.6.1	H18.9.25	H18.10.6	H18.11.21	H18.11.28	

注)番号に網掛けがあるものは、環境大臣の関与がなかった案件を示す。

法に基づく手続完了案件一覧(4/4)

番号	案件名	都道府県	事業種別	アセス区分	事業規模	事業実施区域	関係地域	許可権者	事業者	第二種 事業相当 規模	方法書			準備書			国等の審査(評価書、但し発電所の場合は、 環境大臣意見、免許等大臣等意見は準備書)			修正評価書	備考
											公告	知事意見	(経済大臣 勅告)	公告	説明会 開催回数	知事意見	環境大臣 意見	免許等大臣等意見 (経済大臣 勅告)	(経済大臣 確定通知)		
61	扇島パワーステーション	神奈川県	発電所	事業アセス	火力 122.13万kw (40.71万kw×3基)	横浜市鶴見区扇島1番5、 2番1、2番5及び4番1	横浜市、川崎市、東京都大田区	経済産業大臣	扇島パワー(株)		H16.1.23	H16.6.21 [神奈川県] H16.5.24 [東京都]	H16.7.13	H18.2.3	2回	H18.8.4 [神奈川県] H18.7.24 [東京都]	H18.10.16	H18.10.25	H16.11.28	H18.12.5	
62	都市計画道路 一般国道50号前橋笠懸道路	群馬県	道路	都計アセス	4車線、延長12.5km	前橋市、佐波郡赤堀町、 新田郡笠懸町	前橋市、桐生市、伊勢崎市、笠懸町、大間々町の都 市計画対象事業実施区域及びその周辺地域	国土交通大臣	国土交通省関東地 方整備局		H15.1.14	H15.6.9		H17.9.16		H18.3.10	H18.11.10	H18.11.29 H18.11.29(都市 計画同意権者)		H19.1.30	
63	一般国道3号(南九州西回り自動車道) 芦北出水道路(水俣IC～県境間)[水 俣都市計画道路ひばりヶ丘袋線]	熊本県	道路	都計アセス	4車線、8km	水俣市	水俣市	国土交通大臣	事業者:国土交通 大臣、都市計画決 定権者:熊本県	○	H12.11.24	H13.4.12		H17.3.18	1回	H17.9.2	H18.6.2			H19.3.5	
64	都市高速道路外郭環状線(世田谷区 宇奈根～練馬区大泉間)	東京都	道路	都計アセス	約16km	世田谷区宇奈根～練馬 区大泉間	世田谷区、狛江市、調布市、三鷹市、杉並区、武蔵野 市、練馬区	国土交通大臣	国土交通省		H15.7.25	H15.12.3		H18.6.2		H18.11.16	H19.1.9			H19.4.6	
65	新門司南地区公有水面埋立事業	福岡県	埋立	事業アセス	約49ha	門司区新門司3丁目地先 公有水面	北九州市	北九州市長	北九州市	○	H14.1.15	H14.6.3		H18.4.17	2回	H18.11.14				H19.4.23	
66	東海環状自動車道(養老町～南濃町)	岐阜県	道路	都計アセス	4車線、18km (うち岐阜県分約9km)	養老町、海津市南濃町	養老町、海津市南濃町	国土交通大臣	国土交通省中部地 方整備局	○	H12.3.14	H12.8.11		H16.11.26	2回	H17.7.20	H18.12.20			H19.4.24	
67	東海環状自動車道(県境～北勢町)	三重県	道路	都計アセス	4車線、8.9km	いなべ市北勢町地内	いなべ市北勢町	国土交通大臣	国土交通省中部地 方整備局	○	H12.3.14	H12.8.22		H16.11.26	1回	H17.5.27	H18.12.20			H19.4.24	
68	仙台火力発電所リブレース計画	宮城県	発電所	事業アセス	火力 44.6万kw	宮城県宮城郡七ヶ浜町 代々崎浜字前島	七ヶ浜町、塩竈市、多賀城市、松島町、利府町	経済産業大臣	東北電力(株)		H16.4.14	H16.8.31	H16.10.7	H18.7.21	1回	H18.12.22	H19.3.14	H19.3.27		H19.5.30	
69	坂出發電所1号機リブレース計画	香川県	発電所	事業アセス	火力 29.6万kw	坂出市	坂出市、宇多津町	経済産業大臣	四国電力(株)		H16.6.1	H16.10.6	H16.11.25	H18.8.2	1回	H18.12.18	H19.3.23	H19.4.11		H19.6.25	
70	豊川水系設楽ダム建設事業	愛知県	ダム	事業アセス	297ha	設楽町(合併前:北設楽 郡設楽町)	設楽町、新城市(合併前:北設楽郡設楽町、津具村、 南設楽郡鳳来町)	国土交通大臣	国土交通省中部地 方整備局		H16.11.24	H17.4.27		H18.6.16	2回	H18.12.25	H19.4.19			H19.6.29	
71	名古屋都市計画事業茶屋新田土地区 画整理事業	愛知県	区画整理	都計アセス	147.5ha	名古屋市港区秋葉二丁 目、秋葉三丁目、大西一 丁目、大西二丁目、大西 三丁目、川園一丁目、西 茶屋二丁目の全部及び 川園二丁目、西茶屋一丁 目、西茶屋三丁目、東茶 屋一丁目、東茶屋二丁 目、東茶屋三丁目、東茶 屋四丁目の各一部	名古屋市	国土交通大臣	(仮称)茶屋新田土 地区画整理組合		H14.11.12	H15.3.28		H18.5.16	1回	H18.11.8	H18.12.27			H19.8.21	
72	春日井都市計画事業春日井熊野桜佐 土地区画整理事業	愛知県	区画整理	都計アセス	約110ha	春日井市熊野町及び桜 佐町	春日井市、名古屋市	国土交通大臣	アセス実施者:愛 知県、事業者:春日 井熊野桜佐土地区 画整理組合		H14.6.18	H14.11.20		H17.11.25		H18.5.24	H18.12.20			H19.9.4	
73	衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備 事業	愛知県	廃棄物最 終処分場	事業アセス	48.0ha(うち管理型廃 棄物 34.4ha)	海城部分:武豊町字旭1 番地及び一号地17番地 2の地先公有水面 進入道路:武豊町字一 号地17番地1及び一 号地17番地2	知多郡武豊町	愛知県知事	(財)愛知臨海環境 整備センター		H18.4.25	H18.8.11		H19.6.8	5回	H19.11.1			H19.11.16		
74	一般国道468号線首都圏中央連絡自 動車道(大栄～横芝)	千葉県	道路	都計アセス	4車線、約18.5km	成田市吉岡～山武市松 尾町谷津	成田市、山武市、多古町、芝山町、横芝光町	国土交通大臣	国土交通省関東地 方整備局		H15.6.3	H15.10.16		H18.8.11	5回	H18.12.28	H19.9.19			H20.1.18	

注)番号に網掛けがあるものは、環境大臣の関与がなかった案件を示す。